HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	保育・保育労働をめぐる問題（1）
著者	川村，雅則
引用	季刊北海学園大学経済論集，58(3)：163-202
発行日	2010-12-31

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

《研究ノート》

保育・保育労働をめぐる問題（Ⅰ）

川　村　雅　則

0．はじめに

本稿は，2010年に実施した保育・保育労働に関する調査の結果をまとめたものである。

「子どもの貧困」[1]という言葉が象徴するように，子どもの育ちが危機的状況にある。子育てもまた困難な環境にある[2]。例えば，子どもの親世代である若年層を中心に，高い失業率や非正規雇用など雇用・生活不安がひろがっている。また，少子化・核家族化，地域社会のつながりの希薄化，競争社会の中での子育てという重圧と孤立という問題なども指摘されている。長時間労働で夫の育児参加が困難であり，子育てに関する母親責任が強調される風潮の中で，子育ての苦痛・ストレスがとりわけ母親に重くのしかかる。育児疲れ，育児放棄や児童虐待などの相談件数の増加の背景にはこうした問題があり，親（母親）の責任を強調するだけでは問題は解決しないだろう[3]。

今日のこうした問題状況に対して保育所（小論では，一部を除き，保育園という一般的な呼称を用いている）や保育労働者の果たすべき役割は大きいといえよう。例えばそれは，2009年4月より施行されている新たな保育所保育指針[4]でも確認できる。

保育のガイドラインとして昭和40年に制定され，今回で3度目の改定となった同指針であるが，改定にあわせて，局長通知から厚生労働大臣による告示となったことにも，保育所の役割が深化・拡大したことが反映されている[5]。ただ問題は，こうした法制度の改定の意義はともかくとして，現在の保育園・保育士にそれに応じるだけの余力やゆとりが果たしてあるのかどうか，ということだ[6]。

例えば，公的保育制度においては，職員の

1　この問題については例えば，データの豊富な阿部（2008）を参照。なお同書でも指摘のとおり，わが国の子どもの貧困率は，税・社会保障による所得再分配の後に逆に高くなるという，制度設計上の問題を抱えている。

2　子育ての困難，子どもや保護者の実態等については，垣内・櫻谷（2001），浅井・丸山（2009）を参照。

3　子どもの虐待をめぐる問題は松本(2010)を参照。

4　保育所保育指針については厚生労働省のホームページ内で確認できる（http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/hoiku.html）。指針の構成は次のとおりである。第1章　総則／第2章　子どもの発達／第3章　保育の内容／第4章　保育の計画及び評価／第5章　健康及び安全／第6章　保護者に対する支援／第7章　職員の資質向上。

5　新保育所保育指針の改定の背景や内容等については，社会福祉法人日本保育協会（2009）を参照されたい。同書では，改定の主なポイントは，①保育所の役割の明確化，②保育の内容，養護と教育の充実，③小学校との連携，④保護者に対する支援，⑤計画・評価，職員の資質向上と整理されている。

6　同指針がもつ問題点や課題については宍戸（2009）を参照。

配置基準や施設の面積等の最低基準（「児童福祉施設最低基準」）が定められているが，前者は，ゼロ歳児３：１（３人の児童に対して保育士１人。以下同様），１・２歳児６：１，３歳児20：１，４歳以上児30：１という，諸外国と比べても著しく低い水準が戦後長らく改善されないまま今日に至っている。保育園に支払われる運営費の金額もまた実態にあわない低い水準であることが指摘されている[7]。

あるいは，この間，家計の困難・収入減などを背景に就労を希望する母親（女性）が増加し，認可保育園に子どもを入所させることができない，いわゆる待機児童問題が ── この少子化の下でも ── 深刻化してきた[8]。だが，こうした状況に対しても，認可保育園はほとんど増やされることなく，公立の保育園にいたっては民営化あるいは統廃合されてきた。つまり，基本的に待機児童問題には，保育園の定員上限の規制を緩和し，子どもを園に詰め込むことで対応されてきたといえよう[9]。その意味でも，既存の保育園はいま大変な状況にあることが推測される。

さて，格差・貧困の深刻化，社会保障の機能不全[10]という事態に対応すべく，「強い経済，強い財政，強い社会保障」が現政権で掲げられるに至った。しかしその強い社会保障とは何だろうか。

保育の分野では，すべての子どもに対する良質な成育環境の保障，出産・育児と仕事あるいは仕事と家庭の両立支援，女性の就業支援などを目的に，2010 年 4 月に子ども・子育て新システムの基本方向が決定され，６月には「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」[11]が打ち出されるに至った。そして，通常国会での法案提出を目指し，現在，議論が進められているところである。

同システムの中身に立ち入ることは省くが[12]，いわゆる改革と呼ばれ進められようとしている政策のその中身をみると，市場化・営利化，規制緩和などのキーワードが散見される。ここで，彼ら改革派[13]の主張を整理すれば，次のようになるだろう。すなわち，わが国の保育コストは参入や運営の規制が存在するために高止まりになっている，よって規制を緩和し株式会社などの多様な事業主体を参入させ競争を促進させることでコスト削減が可能になる，また多様な事業主体の参入で供給量も増え待機児童問題も解消する，という。そこでは，児童福祉法や上記指針で言われている保育の専門性[14]なども否定され，む

7　保育所運営費をめぐる問題については，杉山・田村（2009）の第 4 章など参照。

8　厚生労働省による発表（2010 年 9 月 1 日）によれば 2010 年 4 月 1 日時点での待機児童数は 26,275 人で過去最多の水準にならんだという。やむなく認可外の保育園を利用しているケースや預け先がないために就労を断念している潜在的な入園希望者層まで含めるとその数は膨大である。

9　保育分野の規制緩和がどう進められてきたかは，伊藤（2010）などを参照。同書によれば，保育所運営主体の規制緩和で株式会社など営利法人の参入が解禁（但しその参入は進んでいないため，後述の新システムでは運営費の使途制限の見直し等で参入促進を図ろうとしている），公立保育所の民営化や統廃合の推進，保育所定員の弾力化という名の下での定員超過入所の恒常化，保育士配置の弾力化と短時間勤務保育士の増大，公立保育所運営費などの一般財源化がその具体的な内容としてとりあげられている。

10　わが国の社会保障のサイズや特徴については，社会保障国民会議の資料を参照。

11　内閣府のホームページで閲覧可。http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/pdf/youkou.pdf

12　同システムをめぐる問題点については，伊藤（2010）や中山（2010）を参照。

13　ここでは鈴木亘，八代尚宏（敬称略，以下同様）をとりあげている。

14　児童福祉法第 18 条の 4「この法律で，保育士とは，第 18 条の 18 第 1 項の登録を受け，保育士の名称を用いて，専門的知識及び技術をもつて，児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関す

表 0-1　保育士の賃金等（全国）

		年齢	勤続年数	所定内実労働時間数	超過実労働時間数	きまって支給する現金給与額	所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数	年収（推計）
		歳	年	時間	時間	千円	千円	千円	十人	万円
男性	全体	42.0	12.8	165	13	354.6	326.8	1 043.0	1 374 184	529.8
	保育士（保母・保父）	31.1	6.3	171	3	238.6	230.2	690.8	1 010	355.4
	ホームヘルパー	37.8	3.4	169	5	214.6	200.9	249.9	1 168	282.5
	福祉施設介護員	33.6	5.3	167	3	231.5	218.1	553.1	14 539	333.1
	幼稚園教諭	40.0	10.1	174	1	319.7	318.5	970.0	297	480.6
女性	全体	39.4	8.6	163	7	243.2	228.0	570.6	667 868	348.9
	保育士（保母・保父）	33.9	7.6	170	3	216.2	210.2	672.0	15 819	326.6
	ホームヘルパー	45.9	5.4	164	6	200.2	189.5	276.3	6 117	267.9
	福祉施設介護員	39.4	5.4	165	3	206.0	194.3	442.5	32 561	291.5
	幼稚園教諭	30.5	6.7	175	2	221.3	219.4	693.1	5 908	334.9

出所：厚生労働省「平成 21 年　賃金構造基本統計調査」より作成。

しろ保育士等の資格が人的な参入規制として機能していると否定的に評価されてしまう。そして，社会福祉基礎構造改革の先鞭となった介護保険制度の枠組みが十分な検証もなく高く評価され，児童福祉分野にもすみやかに導入するべきだと主張されている。付け足せば，そうした規制の緩和が必要であるのにも関わらず既得権益を擁護しようとする勢力の抵抗でそれが実現できないのだ，とも。

だが，こうした改革はそれでなくとも十分とはいえなかったわが国の公的保育制度（市町村の保育実施責任，保育所の条件確保に関する公的責任，保育所運営費の公費負担責任）を後退・解消させることにならないか。また（小論は保育の質や保育の専門性に言及するものではないが[15]），専門性の発揮のために欠かせない労働条件を ── 現状でも全産業と比べて大きな差があるのに（表 0-1）── さらに悪化させることになるのではないか。それは，彼らが称賛する介護保険制度のもとでもすでに現実のものとなっている。

さて，比較福祉国家論の研究成果に示されるとおり，社会保障の質や量をどうするのか，あるいはその担い手のあり方については可変的であるといえよう[16]。改革に抵抗する既得権益層を排して大所高所からの英断が必要であるという（かつてみたような）論調に対して，小論では，保育の実態を明らかにするという作業[17]を通じて，どんな保育あるいはどんな社会保障を私たちが求めていくのか，冷静な議論を行うのに貢献したい。

1．調査の概要など

問題意識は上に書いたとおりだが，こうした調査に取り組むに至ったより直接的なきっ

る指導を行うことを業とする者をいう」とされている。また，指針の第 7 章では「保育所は質の高い保育を展開するため，絶えず，一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない」とされる。

15　保育の質や保育の専門性をめぐる議論は，垣内ら（2007），大宮（2006），浅井・渡邉（2009）を参照。

16　例えば橘木（2010）を参照。

17　保育職場のストレスをとりあげた重田（2010）を参照。

かけや，予備調査なども含め，今回の調査の概要をここにまとめておく。

直接的なきっかけは，公務分野の非正規保育士をめぐる問題である。すなわち，2009 年に日本労働組合総連合会北海道連合会（略称，連合北海道）との共同で非正規労働者を対象とした大規模な調査研究を行った。その際，公務分野で働く非正規労働者をめぐる問題（法の狭間にあって，民間の非正規と比べてもその雇用や処遇は劣悪である）について学ぶ機会があり，そこで非正規保育士問題に出会った[18]。

その後（2010 年に）公立保育園をまわってヒアリングを行ったところ，例えばある保育園では，３分の２がフルタイムの非正規保育士であった。しかも ── これは保育士という職種だけに限ったことではないが ── 継続雇用という解釈をまぬがれるためか，空白期間を設けて「再雇用」（例えば 11ヶ月の勤務の後いったん解雇し１ヶ月後に再び雇用など）されているケースや，勤続年数に上限が設けられているところもあり，保育の実践に支障が出ていることが園長から語られた。

こうして，保育士を組織している労働組合[19] の協力を得ながら，公立，私立をあわせ，延べ数で 10 園を訪問し園長からのヒアリングや保育士からのヒアリングを行った。そのうち１園では，２日間にわたり終日，保育の体験をさせていただいた。

以上の予備調査を行いながら，保育園（園長）と保育士それぞれを対象としたアンケート調査票を作成し，大規模なアンケート調査を実施した。具体的には，北海道庁の保有する名簿にもとづき，道内 834 の全ての認可保育園に対して調査票を郵送した。調査票は 10 月初旬に発送した。回収期間は 11 月末までとした。調査票は，園長を対象としたものを１部，保育士を対象としたものを各園に 10 部ずつ送った[20]。以下ではそれぞれを，⑴保育園アンケート（調査），⑵保育士アンケート（調査）とよぶ。

なお表 1-1 は，道内の保育園数を公立と私立でわけて整理したものだが，道内全体でみると私立の保育園が５割超で多いが，札幌市・旭川市・函館市という私立の割合が非常に大きい三市（９割近くが私立）を除くと，公立が逆転して，６割強を占めている。三市を除く市合計では，私立がやや多いのに対して，町村合計では公立の割合が８割近くにまで増大する。

今回用いた調査票の内容は次のとおりである。すなわち，⑴保育園アンケートでは，保育園の基本的な情報（所在地，事業年数，定員と実態など）をはじめとし，保育士の労働条件・処遇，そして，子どもや保護者をめぐる状況を尋ねた。すでに実施された保育分野の規制緩和や導入されようとしている「新システム」に対する評価も尋ねた。⑵保育士アンケートでは，保育士の仕事・生活そして健康状態などをひろく把握することにつとめた。

それぞれの調査における回収数は，保育園調査が 323 部（うち２部は，調査票２枚のう

[18] その結果については，拙稿「困窮する公共サービスの担い手たち―官製ワーキングプアと保育をめぐる問題」『北海道雇用経済研究所レポート』2010 年 09 月号にまとめた。なお公務分野の非正規問題については，全日本自治団体労働組合（略称，自治労）「臨時・非常勤等職員の実態調査」2009 年８月や，総務省「地方公務員の短時間勤務の在り方に関する研究会報告書について」2009 年１月 23 日などを参照されたい。

[19] 順に，自治労北海道本部，札幌中小労連・地域労働組合（略称，札幌地域労組），そして全国福祉保育労働組合（略称，福祉保育労）北海道地方本部である。

[20] ⑴名簿は平成 21 年４月１日時点のものであったため，すでに廃園あるいは統合されたケースなども含まれていた。⑵20 件程度の園から，働いている保育士の人数分の調査票を求められたので，そのように対応した。いずれも，今回の調査に支障を与えるものではないと考える。

表 1-1　公立／私立別にみた道内の保育園数

単位：施設，％

		公立		私立		計	
全道合計		372	44.6	462	55.4	834	100.0
	下記の三市を除く	333	62.4	201	37.6	534	100.0
市合計		163	28.7	405	71.3	568	100.0
	下記の三市を除く	124	46.3	144	53.7	268	100.0
町村合計		209	78.6	57	21.4	266	100.0
（札幌市）		25	12.8	171	87.2	196	100.0
（旭川市）		5	8.9	51	91.1	56	100.0
（函館市）		9	18.8	39	81.3	48	100.0
（三市計）		39	13.0	261	87.0	300	100.0

出所：北海道保健福祉部資料（平成 22 年 4 月 1 日現在）より作成。

ち 1 枚が欠落のため無効），保育士調査は 2456（うち 1 部は無効）だった。よって，以下で分析の対象とする有効回答数は，それぞれ，321 部，2455 部である。

なお，小論では無回答は除いて算出しているので，設問によって分母が異なることに注意されたい。

今回は（小論では），保育園アンケートの結果をまとめ，保育士アンケートの結果は（II）にまとめる。なお，保育園アンケートの結果一覧表などを資料として掲載した。

資料 1：保育園アンケート自由記述
資料 2：同，結果一覧表
資料 3：同，調査票

自由記述からは，現場の大変さもさることながら，関係者の目を通じた子どもや保護者の直面する困難も浮かび上がってくる。なお紙幅の都合上，文字のサイズを小さくせざるを得なかったが，元のサイズのものをホームページ（http://www.econ.hokkai-s-u.ac.jp/~masanori/index）上に掲載している。

2．調査の結果

保育園アンケート（有効回答 321 部）の主だった結果についてまとめていく。

市町村によって運営されている保育園と社会福祉法人によって運営されている保育園からの回答が多数を占めていた（それぞれ 129 園，180 園）。そこでこれらの二群について詳しくみていくこととし，残りの，学校法人あるいはその他で運営されている保育園の結果は本文では省略する（但し，表中の「全体」の結果には含まれている）。以下ではそれぞれを「公営」「私営」と呼ぶ（後者には，民設民営のほか公設民営も含まれていると思われるので，「公立」「私立」とは呼ばない）。

1）保育園アンケートにみる保育士の雇用形態と年収等

回答のあった園のうち，全体の 3 割が札幌市内に所在しているが，その多くは「私営」である（表 2-1）。

さて，保育園アンケートでは，各園に対して保育士の人数を尋ねている。資料 2 では各園ごとの保育士の配置状況がまとめられているが，ここでは，全ての保育園の人数をまとめた。但し，それぞれの項目での合計人数が若干異なっていることに留意されたい[21]。

[21] 本文にも記載のとおり，本調査では「保育士」の人数を尋ねており，「保育士」の資格をもたず

表 2-1　運営主体別にみた保育園の所在地

単位：園，％

	全体		運営主体別			
			公営		私営※	
	321	100.0	129	100.0	180	100.0
札幌市内	91	28.3	6	4.7	83	46.1
その他	230	71.7	123	95.3	97	53.9

注：「私営」は社会福祉法人運営をさす。学校法人･その他の運営は除く（但し「全体」には含む）。以下，同様。

表 2-2　全体，性別，年齢別にみた保育士の人数（全園の合計人数）

単位：人，％

		a．全体	b．性別		c．年齢別※			
			男性	女性	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳以上
全体	321 園	4989	143	4843	1780	1121	1050	776
公営	129 園	1590	42	1545	351	342	408	413
私営	180 園	3218	98	3120	1344	750	612	345
全体	321 園	100.0	2.9	97.1	37.7	23.7	22.2	16.4
公営	129 園	100.0	2.6	97.4	23.2	22.6	26.9	27.3
私営	180 園	100.0	3.0	97.0	44.1	24.6	20.1	11.3

注：但し，「c．年齢別」で回答のあったのは「全体」では 308 園（13 園が不明），「公営」では 125 園（4 園は不明），「私営」では 172 園（8 園は不明）。

全体の人数，男女別，年齢別の人数をまとめたのが表 2-2 である。

特徴の第一は，約 5 千人（4989 人）の保育士のうちほとんどが女性である。第二に年齢別にみると，40 歳未満という相対的に若い層が 6 割を占めている。とりわけそうした傾向は「私営」で多くみられ，その割合は 7 割弱に及ぶ。「公営」では逆に 40 歳以上が半数以上を占めており，50 歳以上も 3 割弱を占めている。

こうした年齢構成の違いには，公立保育所と私立保育所の運営費の違いが反映されている，すなわち，私立の場合には，公立職員との給与格差の是正を図るという観点から職員の勤続年数に応じて加算（民間施設給与等改善費加算）[22] が支給されているものの，それは，10 年以上で 12％という上限が設けられている。本調査でも，「12％」が 44.8％と最多だったが，職員の勤続年数が延びれば（昇給を維持しようとすれば）運営は苦しくなる。よって，結婚や出産を機に ── 自発的かどうかはともかくとして ── 辞めていく慣習となっているのだろう。なお，公立においても，運営費が一般財源化されたことで，財政難の市町村が公立保育所の民営化（公設民営化さらには譲渡による民設民営化）を進めていることは先に指摘したとおりである。

さて，保育園には，正規雇用の保育士だけではなく，非正規の保育士が働いている。近

に保育労働に従事するものは含まない設計となっている（パートタイム型非正規を中心にそうしたケースがみられるという）。雇用形態別に人数を聞いた箇所では，合計人数が他の箇所よりも多くなっている。パートを中心に，資格を持たない保育者が含まれている可能性が考えられる。

[22] 職員 1 人当たりの平均勤続年数 10 年以上で 12％加算であり，以下は順に，7 年以上 10 年未満 10％加算，4 年以上 7 年未満 8 ％加算，4 年未満 4 ％加算となっている。

表 2-3　雇用形態別にみた保育士の人数（全園の合計人数）

単位：人，％

			正規保育士	フルタイム型非正規	パートタイム型非正規	派遣保育士	（再掲）非正規保育士
全体		316 園	2476	1592	948	6	2546
	公営	127 園	787	513	332	5	850
	私営	177 園	1583	1043	573	1	1617
全体		316 園	49.3	31.7	18.9	0.1	50.7
	公営	127 園	48.1	31.3	20.3	0.3	51.9
	私営	177 園	49.5	32.6	17.9	0.0	50.5

表 2-4　運営形態別にみた正規及びフルタイム型非正規の年収分布（全園の合計人数）

単位：人，％

												再掲		
			未満 150万円	150～199	200～249	250～299	300～349	350～399	400～449	以上 450万円	合計	未満 200万円	未満 250万円	未満 300万円
正規	全体	261 園	21	64	126	373	470	369	240	454	2117	85	211	584
	公営	89 園	5	8	12	23	28	56	61	282	475	13	25	48
	私営	161 園	14	32	105	316	426	307	175	166	1541	46	151	467
	全体	261 園	1.0	3.0	6.0	17.6	22.2	17.4	11.3	21.4	100.0	4.0	10.0	27.6
	公営	89 園	1.1	1.7	2.5	4.8	5.9	11.8	12.8	59.4	100.0	2.7	5.3	10.1
	私営	161 園	0.9	2.1	6.8	20.5	27.6	19.9	11.4	10.8	100.0	3.0	9.8	30.3
フルタイム型非正規	全体	235 園	261	344	587	192	26	14	8	1	1433	605	1192	1384
	公営	75 園	94	163	113	18	7	8	3	0	406	257	370	388
	私営	152 園	151	174	458	173	19	6	5	1	987	325	783	956
	全体	235 園	18.2	24.0	41.0	13.4	1.8	1.0	0.6	0.1	100.0	42.2	83.2	96.6
	公営	75 園	23.2	40.1	27.8	4.4	1.7	2.0	0.7	0.0	100.0	63.3	91.1	95.6
	私営	152 園	15.3	17.6	46.4	17.5	1.9	0.6	0.5	0.1	100.0	32.9	79.3	96.9

年，施設の財政難を背景にして，非正規保育士の増加が指摘されている。本調査でもそれぞれの雇用形態に説明文[23]をつけて人数を尋ねた結果が表 2-3 である（但し，パート型がどのぐらいの時間のパートタイム労働なのかは不明）。

結果は，「公営」でも「私営」でも，正規保育士は半数にとどまることがわかる。また半数を占める非正規の中でも，フルタイム型の非正規が多く，全体の 3 割を占めている。

ではここで保育士の年収（平成 21 年値。税込み）をみてみよう。調査では正規とフルタイム型非正規について，50 万円刻みでその分布を尋ねた。結果は表 2-4 のとおりである。

まず同じ正規でも「公営」と「私営」では分布が明らかに異なることがわかる。すなわち，「公営」では 300 万円未満はわずか 1 割に過ぎず 450 万円以上が 6 割であるのに対して，（先述のとおり，年齢や勤続年数等の違

[23]　説明文は次のとおり。すなわち「a）正規保育士とは，雇用期間に定めのない正規の保育士。b）フルタイム型非正規保育士とは，有期雇用契約を結び，正規保育士と同じ労働時間の保育士。いわゆる準職員，臨時職員など。c）パートタイム型非正規保育士とは，有期雇用契約を結び，労働時間が正規にみたない保育士。いわゆるパートタイマーなど。d）派遣保育士とは，人材派遣事業所から派遣されている保育士。」

表 2-5　フルタイム型非正規保育士の勤務年数上限の有無及びその年数

単位：園，％

		全体		運営主体別			
				公営		私営	
		307	100.0	124	100.0	173	100.0
a．フルタイム型非正規保育士の勤務上限の有無	もうけている	97	31.6	46	37.1	51	29.5
	とくにもうけていない	210	68.4	78	62.9	122	70.5
		95	100.0	46	100.0	49	100.0
b．同，その年数	1年	31	32.6	25	54.3	6	12.2
	2年	8	8.4			8	16.3
	3年	45	47.4	12	26.1	33	67.3
	3年超	11	11.6	9	19.6	2	4.1

いもあるものの)「私営」では，300 万円未満が 3 割で 300 万円台前半が最多（27.6％）となっている。

また特徴の第二は，フルタイム型非正規の年収の低さ，しかも「公営」におけるその低さである。年収 200 万円未満が全体の 3 分の 2 に及ぶ。「私営」における 3 分の 1 という数値が少なくみえてしまうほどだ。そして，「公営」「私営」ともにほぼ全員（9 割超）が 300 万円未満におさまっている。

ところで，公営職場では，各自治体の裁量で非正規公務員の勤続年数に上限を設けているところもある。また，私立でも（人件費負担増あるいは雇い止めができなくなることを回避するためなのか）そうしたケースはある。予備調査で実際に訪問した私立のある園では 3 年という上限が設けられていた。こうしたケースはどの位あるのだろうか。今回の調査で尋ねた結果が表 2-5 である。

「公営」で 4 割，「私営」で 3 割が上限を設けていると回答している。年数は前者では 1 年，後者では 3 年が多い。もっとも，1 年と回答したケースにはこの設問を「1 回の雇用契約期間」と解釈した可能性も考えられる。「公営」で「1 年」の割合が多いが，ここには，空白期間を設けて再雇用しているケースも含まれているのだろうか，さらに検証が必要である。

ただいずれにせよ，「公営」「私営」を問わず，職員のこうした非正規化（しかも上限年数を設けるなどの措置）は，同僚との連携が求められる保育の実践，保育者集団としての実践を困難にすることが懸念される。保育の継続性という観点からも問題ではないか。

2）園長の目を通してみる，子どもや保護者の困難，保育士の負担

繰り返しになるが，子どもや保護者をとりまく環境の変化の中で，新指針にみられるように保育関係者への期待は大きい。

実際，園長の目を通してみる保育現場は（表 2-6），まず，キ．特別なケアが必要な子どもが増えている（81.3％）という。保護者に関しても，ア．養育困難な親が増えている（62.9％），イ．保護者の就労不安定・低所得（69.7％），オ．育児不安や育児ストレスに悩む保護者の増（59.4％），そして，カ．（疑わしいケースも含め）虐待（36.8％），あるいは，エ．子どもの貧困（17.1％）という問題が生じている。自由記述にも散見されるとおり，「昔に比べるといまはほんとうに親も子も大変」とはどの園でも語られたことである。その意味では，手厚い人員配置もさることながら，年齢構成や経験を考慮した保育士の配置を求めたいところだが，「私営」では若い保育士が中心になっているのが現状であるのは先にみたとおりだ。

なお表 2-6 のキに関わって，各園における，

表 2-6　子どもや保護者にみられる困難状況　単位：園，％

	全体		運営主体別			
			公営		私営	
	310	100.0	120	100.0	179	100.0
ア．養育困難な保護者が増えている	195	62.9	72	60.0	120	67.0
イ．保護者の間に就労不安定・低所得という問題がみられる	216	69.7	75	62.5	132	73.7
ウ．一人親世帯が増えている	229	73.9	89	74.2	130	72.6
エ．子どもの貧困の問題が生じている	53	17.1	16	13.3	36	20.1
オ．育児不安や育児ストレスに悩む保護者が増えている	184	59.4	69	57.5	109	60.9
カ．虐待･ネグレクトのケース（疑わしいケースも含む）が増えている	114	36.8	46	38.3	63	35.2
キ．アレルギー児・障がい児など特別のケアが必要な子どもが増えている	252	81.3	98	81.7	143	79.9

表 2-7　障がい認定を受けている子どもの有無及び「気になる子」の有無

単位：園，％

		全体		運営主体別			
				公営		私営	
		294	100.0	115	100.0	169	100.0
a．障がい認定を受けている子どもの有無	0 人	112	38.1	40	34.8	68	40.2
	1，2 人	114	38.8	47	40.9	64	37.9
	3，4 人	46	15.6	17	14.8	27	16.0
	5 人以上	22	7.5	11	9.6	10	5.9
		260	100.0	100	100.0	151	100.0
b．「気になる子」の有無	0 人	25	9.6	4	4.0	18	11.9
	1，2 人	63	24.2	26	26.0	37	24.5
	3，4 人	75	28.8	24	24.0	47	31.1
	5，6 人	59	22.7	29	29.0	29	19.2
	7 人以上	38	14.6	17	17.0	20	13.2

障害認定を受けている子どもや発達の気になる子の数をまとめたのが表 2-7 だ。こうした気になる子や障害をもつ子どもに対しては，子どものもつ共通性と違いをともにとらえながら，なおかつ，子ども一人ひとりの「個」の発達と「集団」の発展を念頭においた，きめ細かなアプローチが必要になるという[24]。気になる子の背景にある，貧困あるいは精神疾患など家庭や保護者のおかれた状況への目配りも必要だろう。それだけ職員の配置も必要である。

だが，障害の認定を受ければ職員配置のための金銭的な支援が受けられるとはいえ，その額は必ずしも十分ではない。また子どもの障害の認定を受けることは親として激しい心理的葛藤をともなう行為であって容易ではない。結果として，認定を受けず，園としても特別なケア体制がとれずに現場の負担になっているケースも聞かれたところである。

さて，表 2-8 のとおり，過疎の進む町村部に設置されていることもあってか，「公営」では定員割れが少なくないのに対して，「私営」を中心に，定員超過が恒常的な園が多いようだ（調査では 10 月 1 日時点の状況を尋

[24]　藤崎・木原（2010）のほか，浅井・渡邉（2009）の第 3 章なども参照。

表 2-8　超過／定員割れ状況及び実施している特別保育事業　　単位：園，％

		全体		運営主体別			
				公営		私営	
		319	100.0	127	100.0	180	100.0
a．超過／定員割れ状況※	80％未満	48	15.0	45	35.4	2	1.1
	80％台	22	6.9	14	11.0	8	4.4
	90％台	35	11.0	21	16.5	14	7.8
	100％台	78	24.5	28	22.0	45	25.0
	110％台	98	30.7	14	11.0	79	43.9
	120％以上	38	11.9	5	3.9	32	17.8
		321	100.0	129	100.0	180	100.0
b．実施している特別保育事業（複数回答可）	ア．延長保育	190	59.2	54	41.9	127	70.6
	イ．休日保育	12	3.7	5	3.9	5	2.8
	ウ．一時保育	118	36.8	37	28.7	74	41.1
	エ．乳児保育	224	69.8	66	51.2	150	83.3
	オ．障害児保育	206	64.2	81	62.8	119	66.1
	カ．夜間保育	2	0.6			2	1.1
	キ．地域子育て支援センター	62	19.3	37	28.7	23	12.8
	ク．保育所地域活動・補助金あり	47	14.6	15	11.6	32	17.8
	ケ．保育所地域活動・補助金なし	48	15.0	16	12.4	29	16.1

注：「超過／定員割れ状況」は，資料では「60％未満」以降，10％刻みで集計している。

ねた)[25]。

しかも，保護者の就労形態が多様化（長時間化）し，かつ，養育支援が求められる中で，特別保育事業が様々に実施されている。例えば，「延長保育」については「私営」では 7 割（70.6％）が実施している。開所時刻・閉所時刻をみても（表 2-9），平日は 7 時に開所，19 時に閉所という園が，「私営」を中心に多い。

保護者の就労支援は保育園の重要な役割ではあるが，職員増が可能となるだけの条件が整備されなければ，働く側にとっては労働時間の長時間化や不規則な勤務にともなう負担増を意味することになるだろう。

【042】保育所は早朝から夕方まで，時には夜間（ローテーション）まで保育を行なっています。勤務時間が職員間で違うので，打合せの時間をとることもままなりません。工夫し事務作業をどこで行なうか，また研修機会も全員では行なうことが難しいです。求められていることは多いのですが，職員のメンタルヘルスも今では園長が注意しなければならないことと考える。

【194】長時間労働・土日休日保育・居残り時間の長さ。書類等の業務の多さ。一時預かり制度により専用の保育士を確保できない。つきっきりになり，他のことができない。職員が不足。働く母親のため働きやすくするためなどと，そのために保育時間を延長し，開所時間を長くする施設を増やしているが，その分の保育士確保の補助金もなく，実際には現職員でシフトを調整するなりしてこなしてい

[25] 認可保育所が定員を超えて子どもを受け入れる際の制限が 2010 年 4 月から撤廃された。なお「公営」を中心にみられる定員割れという現象について，もともと保育所の職員配置基準が実態にあっていないという意味では，定員割れイコール職員の負担の小さいことを意味するものではない。

表 2-9　平日及び土曜日の開所・閉所時刻　単位：園，％

		全体		運営主体別			
				公営		私営	
		321	100.0	129	100.0	180	100.0
a．平日開所時刻	7時	133	41.4	17	13.2	108	60.0
	7時より後8時より前	146	45.5	87	67.4	55	30.6
	8時以降	42	13.1	25	19.4	17	9.4
		321	100.0	129	100.0	180	100.0
b．平日閉所時刻	18時より前	37	11.5	32	24.8	5	2.8
	18時	76	23.7	42	32.6	32	17.8
	18時より後19時より前	42	13.1	21	16.3	19	10.6
	19時	134	41.7	22	17.1	105	58.3
	19時より後	32	10.0	12	9.3	19	10.6
		319	100.0	127	100.0	180	100.0
c．土曜開所時刻	7時	131	41.1	17	13.4	107	59.4
	7時より後8時より前	144	45.1	84	66.1	55	30.6
	8時以降	44	13.8	26	20.5	18	10.0
		319	100.0	127	100.0	180	100.0
d．土曜閉所時刻	18時より前	63	19.7	50	39.4	13	7.2
	18時	102	32.0	44	34.6	54	30.0
	18時より後19時より前	125	39.2	21	16.5	97	53.9
	19時	20	6.3	12	9.4	8	4.4
	19時より後	9	2.8			8	4.4

る状態。中には保育士にも子育て中の親もいて，家庭にひびいてしまっている。またあまり働く母親のためにということばかり大切にし，そうすることによって親子の時間が少なくなり，関係も薄くなってきたりはしないだろうか。もっと親子関係をより良いものにできないだろうか…

【258】気になる子（配慮の必要な子），要保護家庭などが増えてきている現在，保育が大変になってきている。小学校には特別支援の職員が配置されているのだから，保育所にも人が増えて欲しいと思っている。障害児保育を行なっているのでそのために職員も配置しているが，それ以上に配慮の必要な子がいるのが現状。職員の中に正職と臨時職員がいて賃金の差も大きいことから臨職さんには「そこまでしてもらえない」というところがある（同じように子どもと関わる中で，差をつけてはいけないと思うが）。公立保育所なので常に公立のあり方を意識している。民間では受け入れを考える子も率先して受け入れているので，保育士への負担は大きいのではないかと思う。

【287】当園では朝7時から夕方18時までの11時間にプラス延長保育1時間の合計12時間の開園時間に対して，実働7時間拘束8時間の保育士が全員そろっている時間は10時～15時までの5時間だけです。この中で複雑な勤務シフトを組み，何とか1週間のシフトの中に1時間程度の事務時間を1回入れています。しかしこの1週間の中で，子どもがケガをして病院に行くようなことがあれば週に1回しかない事務時間も取り消されることになります。保育士が休憩時間を事務仕事や保育準備の作業にあてている現状を知ってほしいです。

ところで，記録など事務作業の時間の確保が困難であることは従来から指摘されてきた

表 2-10　保育士の負担と関わってのここ数年の職場の状況，負担の増減　　単位：園，％

		全体		運営主体別			
				公営		私営	
		315	100.0	123	100.0	180	100.0
a．保育士の負担と関わっての，ここ数年の職場の状況（複数回答可）	ア．新「保育所保育指針」の導入で保育士の業務が増え，負担が増している	196	62.2	74	60.2	117	65.0
	イ．保育日誌など書類作成業務がさらに煩雑となり，負担が増している	207	65.7	78	63.4	122	67.8
	ウ．事務作業を行なう時間がないため，持ち帰り仕事が増えている	178	56.5	78	63.4	97	53.9
	エ．保育士全体のスキルアップ・教育訓練が必要だが，時間・財源・人手等の確保が困難	223	70.8	90	73.2	125	69.4
	オ．保育士の身体面や精神面での疾患・問題症状（腰痛やメンタル不全･うつなど）が増えてきた	86	27.3	33	26.8	52	28.9
	カ．保護者からの理不尽な苦情あるいは無理な注文等で，疲弊する保育士が増えてきた	130	41.3	48	39.0	80	44.4
	キ．正規を希望していながら長期で非正規のまま働く職員の間に意欲の低下や不満等がみられる	68	21.6	29	23.6	39	21.7
		305	100.0	117	100.0	177	100.0
b．ここ数年での負担増減	非常に増している	89	29.2	38	32.5	49	27.7
	増している	162	53.1	64	54.7	92	52.0
	軽減されている	7	2.3	2	1.7	5	2.8
	どちらともいえない	47	15.4	13	11.1	31	17.5

ことだが，新指針のもとでは，子どもの育ちに関する長期的見通しをもった保育課程と，それらを年齢ごとに具体化した指導計画を作成し，PDCA サイクル（計画―実行―評価―改善）の視点で自らの実践を振り返り，専門性の向上や保育実践の改善を図ることがより一層強く求められるようになった。むろんそのためには保育の記録が必要とされる。そして繰り返しになるが，保護者に対する支援――場合によっては関係する専門機関との連携も必要になってくる――のほか，小学校との連携なども同指針では強調されたところだ。

そうした中での，つまり，ここ数年の職場の状況と保育士の負担の増減についてたずねたものをまとめたのが表 2-10 だ。結果は，新指針の導入で，ア．業務内容が拡大し負担が増している（62.2%），なおかつ，イ．書類作成業務がさらに煩雑となり負担が増している（65.7%）という。持ち帰り仕事も増えている（56.5%）。また子どもや親の変化にともない，エ．スキルアップ・教育訓練が必要だが時間や財源等の確保も困難（70.8%）な状況だ。

事務時間が確保できない，とは保育現場でよく聞くことだが，新指針で記録作業が増えたため，休憩時間を記録作業に使うのはめずらしくない。また，行事・イベントの準備など忙しくなればさらに持ち帰りや不払い労働が発生することになるという。

【040】公立保育園の老朽化が進み国からの補助が出来ないことを理由に（民間保育園は市内ほとんど改築されてきているが）公立は民間委託が進んだのみだった。新保育所指針を学び現場で保育をする上で40年以上も前から保育士と子どもの基準はかわらない状況。個別対応しなければならない子どもが増えてきているが，手がまわらず，クラス運営に支障をきたしている。長時間保育にともない親も子も疲れ余裕のない生活の中で経済的にも困窮し，家庭での生活，特に食事に対する意識の低下，育児力低下が多くみられるなど要支援家庭が増えている。公立の保育士の採用凍結期間があり，20代，30代，保育士が全体数として少なく，いつまでも後輩がいないことにより，保育士の資質面で不安が残る。現場は今すぐ目の前にいる子・状況に目も手もとられがち。もう少し大局的に保育をとらえる必要を強く感じるが，園長として業務量が多く，なかなかそのゆとりができず，自分の未熟さも痛感する。

【093】事務量の増加（保育要録，各年齢における発達基準表等の記述，クラス便りなど保育を伝えていく工夫）。延長保育を担当しての時差出勤（夜19：15までの延長をして，次の日，早番は7：15出勤等）。養育力が低下している保護者が増えていて子どもの心が不安定になっていたり標準的な発達やしつけが身についていないなども見受けられます。保護者の心の病気，片親家庭などで親自身がいっぱいいっぱいの状況があり，その中に子どもたちは巻き込まれています。そういった子どもたちの安心の場所となるような環境・人的なところに配慮をして日々保育にあたること，保護者の対応で職員は疲弊している現実があります。社会全体，国全体の取り組みがなければ保育園では対応しきれない状況です。また，気になる子が増えて，各園がその子に加配の職員をつけて対応したり，担任や園内の努力できています。就学前の5歳児検診をすることで親の理解が得られ，親子とも支えられ，前に進んでいけるような仕組み作りが広がっていくよう望んでいます。小学校との連携も必要です。

【109】ずーっと定員オーバーできているので，園内が雑然とした雰囲気で，子ども，特に職員の疲労が増している。開所時間が長く，時差出勤の幅も広がり，職員間の意思疎通や会議をもつ時間帯に大変さが出てきている。また現代の特徴として自分を率直に表現したり自分の思いを言葉にすることが苦手である。仲間意識は薄く，表面的な付き合いで仕事をしているので，本音もわからず，保育の話も深まらない。課題は多いが，取り組む意欲が弱くされている（条件負けするような労働実態もある）。また嫌なことを避けるひとが多く，自分自身のことでないと気づかないふりをしたり，かかわらないようにするので，園長・主任保育士の心労が高まっている。

【129】新保育指針により業務が増えた。保育課程の作成，3歳未満児の個人計画の作成，保育計画のPDCAサイクルの実施による書類作成，保育要録の作成，自己評価の実施などで負担が増した。保護者対応の難しさ。自分の子どもに対する要求が園に対して増えている。発達障害の疑わしい子どもが増えている。手探りの対応が続いている負担。

【169】新保育指針による事務量の増加は確実に保育士を疲労させている。保育所は常に子どもと一緒。45分の休み時間以外の事務時間は現実的に取れず負担が増した。

表 2-11　保育の規制緩和，子ども・子育て新システムに対する評価など 単位：園，％

		全体		運営主体別			
				公営		私営	
		288	100.0	106	100.0	171	100.0
a．定員の上限の撤廃について	問題がある	218	75.7	83	78.3	128	74.9
	問題があるがやむを得ない	46	16.0	12	11.3	32	18.7
	問題なし	12	4.2	3	2.8	7	4.1
	わからない	12	4.2	8	7.5	4	2.3
		291	100.0	106	100.0	174	100.0
b．給食の外部搬入の容認について	問題がある	219	75.3	79	74.5	134	77.0
	問題があるがやむを得ない	42	14.4	16	15.1	25	14.4
	問題なし	13	4.5	2	1.9	7	4.0
	わからない	17	5.8	9	8.5	8	4.6
		287	100.0	105	100.0	171	100.0
c．施設の面積基準の緩和について	問題がある	214	74.6	76	72.4	131	76.6
	問題があるがやむを得ない	46	16.0	14	13.3	30	17.5
	問題なし	10	3.5	4	3.8	4	2.3
	わからない	17	5.9	11	10.5	6	3.5
		272	100.0	87	100.0	174	100.0
d.「子ども・子育て新システム」に対する評価	非常に問題が多い	129	47.4	21	24.1	104	59.8
	問題がある	64	23.5	25	28.7	35	20.1
	問題点もあれば評価できる点もある	44	16.2	21	24.1	20	11.5
	よくわからない	35	12.9	20	23.0	15	8.6

【280】○○計画をつくり評価せよという市の指導もあり，事務作業が増えた。入所前に家庭でのしつけや生活リズムができておらず，健常児であっても手のかかる子どもが増えた。本来子どもの保育が主であるのに，近年親を支援することも求められるようになった。その結果，保育士が親のストレス発散の対象となる場合もある。

【290】新「保育所保育指針」には保育士が理想の人間像として求められているように思います。現場で労する保育士一人ひとりがこのような姿で子どもと関わることは理想であり，納得できるところでありますが，それにしては保育士に対しての国から，また地方自治体からの補助金等は少額で正規職員として雇用出来る人数は限られている。日本の将来を担う子ども達が本当に大切にされるためにも保育士に対しての助成金が今よりもっともっと必要と考えています。その実現を強く願っています。

【298】子ども中心ではなく，自分中心の考えの保護者が増えてきているため，親指導の面での負担がかなり増えた。精神面で満たされていない子どもが増え，一人ひとりに関わらなければならない時間が非常に増えた。新指針により求められることが多くなり，また子ども・保護者との関わりも増え，ゆとりのある時間が全くなくなり，保育士自身にゆとりがなくなっている。

【319】保育士の質の向上が求められ，研修・研鑽の時間を限られた時間の中で行なっていること。保育日誌，連絡ノート，カリキュラム，自己評価，保護者への対応（対応の難しい親が増えている）など。

最後に，この間の保育分野の規制緩和[26]や，新システムに対する保育園側の評価についてふれておく（表 2-11）。

[26] 保育政策の動向については，全国保育団体連絡会・保育研究所（2010）を参照。保育園の最低基準の地方条例化を目指した地域主権改革法案が現在継続審議になっている。

まず前者については，（a）定員の上限の撤廃，（b）給食の外部搬入の容認，（c）施設の面積基準の緩和それぞれについて，「問題がある」という回答が，「公営」でも「私営」でも全体の4分の3前後を占めた（全体では順に75.7%，75.3%，74.6%）。

（b）は，食の安全，アレルギー児への対応に格別の注意を払い，なおかつ，貧困家庭を中心にみられる食生活の乱れなどに対応している現場としては容認しがたい，食育の推進という政府の方針に矛盾するものでもあるととらえられているようだ。自園での給食は保育の一環であるという位置づけが強調されていた。また（a）（c），すなわち定員数や施設の面積は子どもの発達保障にとって重要な条件であり，ただでさえ貧しい水準にある現行の最低基準をさらに割り込むものとして問題視されている（いずれも自由記述を参照）。

しかしながら（d）新システムについては，確かに全体でみれば問題があるという評価が多い（「非常に問題が多い」に限っても5割弱）ものの――それが第一の特徴だが――「公営」だけでみるとその割合はやや低下する。「よくわからない」のほか，無回答も多かった（中には，公立なので回答を控える，というコメント付もあったが）。「公営」（≒地方・郡部）では新システムはどう評価されているのだろうか。保育現場の地域間格差の検証などが課題として残された。

まとめに代えて

貧困の防波堤，親の就労・養育支援の場としての保育園。指針がいうとおり，保育関係者に求められる役割は大きいといえよう。

だが，今回の保育園アンケートによれば，保育士の半数は非正規雇用だった。収入も非正規雇用を中心に低く，「公営」ではフルタイム型非正規の3分の2が200万円未満という水準だった（私営でも3分の1）。保育園・保育士が行う仕事は深化・拡充しているものの，現場に対する支援は乏しく，負担が増しているのが現状だ。

ところで自由記述をみると，親自身の責任・モラルを問う声も散見される（例えば，親になりきれていない親，子どもと向き合わない親など）。そうした「困った」ケースもまた，親の成育の環境の変化，仕事や生活での困難を反映しているのだろうが，もはや，共感的な理解や支援が困難なほど現場もまた疲れているということだろうか。では，実際に保育実践にあたっている保育士の労働や生活の状況を（Ⅱ）でみていこう。

引用・参考文献

・浅井春夫，金澤誠一編著『福祉・保育現場の貧困』明石書店，2009年
・浅井春夫，渡邉保博編著『保育の質と保育内容――保育者の専門性とは何か』新日本出版社，2009年
・浅井春夫，丸山美和子編著『子ども・家族の実態と子育て支援――保育ニーズをどう捉えるか』新日本出版社，2009年
・阿部彩『子どもの貧困――日本の不公平を考える』岩波書店，2008年
・伊藤周平『保育制度改革と児童福祉法のゆくえ』かもがわ出版，2010年
・大宮勇雄『保育の質を高める――21世紀の保育観・保育条件・専門性』ひとなる書房，2006年
・垣内国光，東社協保育士会編著『保育者の現在――専門性と労働環境』ミネルヴァ書房，2007年
・垣内国光，櫻谷真理子編著『子育て支援の現在――豊かなコミュニティの形成をめざして』ミネルヴァ書房，2002年
・重田博正『保育職場のストレス――いきいきとした保育をしたい！』かもがわ出版，2010年
・宍戸健夫『実践の目で読み解く新保育所保育指針』かもがわ出版，2009年
・社会福祉法人日本保育協会編『わかる！できる！新保育所保育指針実践ガイド』中央法規出版株式

会社，2009 年
・杉山隆一，田村和之編著『保育所運営と法・制度 ── その解説と活用』新日本出版社，2009 年
・鈴木亘『社会保障の「不都合な真実」── 子育て・医療・年金を経済学で考える』日本経済新聞出版社，2010 年
・鈴木亘『財政危機と社会保障』講談社，2010 年
・全国保育団体連絡会・保育研究所編『保育白書(各年版)』ちいさいなかま社，各年
・橘木俊詔『安心の社会保障改革 ── 福祉思想史と経済学で考える』東洋経済新報社，2010 年
・中山徹『よくわかる 子ども・子育て新システム』かもがわ出版，2010 年
・藤崎春代，木原久美子『「気になる」子どもの保育』ミネルヴァ書房，2010 年
・ベネッセ次世代育成研究所『第 1 回 幼児教育・保育についての基本調査報告書（幼稚園・保育所編)』ベネッセコーポレーション，2009 年
・松本伊智朗編著『子ども虐待と貧困 ──「忘れられた子ども」のいない社会をめざして』明石書店，2010 年
・八代尚宏編『「官製市場」改革』日本経済新聞社，2005 年
・八代尚宏『「健全な市場社会」への戦略』東洋経済新報社，2007 年

資料１　保育園アンケート自由記述

①子ども・子育て新システムに対する評価について（調査票 p3 部分）
②保育分野のこの間の規制緩和について（同 p4 部分）
③新システムなど改革後の職員配置の見通し等について（同 p4 部分）
④保育士の勤務負担について（同 p5 部分）
⑤保育現場が抱える苦労や改善課題、国・道・自治体への要求など（同 p5 部分）

【002】①保育園と幼稚園を分けて考えるのではなく、幼児教育という広い視野に立って考える必要がある。新システムは、今までの保育園の考え方を維持する立場では議論にならない。就学前教育の重要性が改めて強調されている今こそ、保育の内容を充実させなければならない。厚生労働省、文部科学省の行政の一本化を考えれば、制度そのものが大きく変わることとなる。子ども園（仮称）については、良いのではないかと思っている。細々としたことよりも大きな枠組みをまず確定させることが必要と思う。保育料は現行は安すぎると思う（税負担が多い）。

【003】①待機児の解消にはならない。保育の環境が悪くなる。本来の福祉から遠ざかるシステムだと思う。誰のために何をどう変えるのかきちんとした説明がない！！公費負担を下げようとする国の考えは国際社会から見ても、逆行していておかしいと思う。②保育環境が悪くなる。今でも定員以上の子どもが入所していて、ひろいスペースとは言えない。“三つ子の魂百まで”。0～3歳の子どもたちの生活環境によって人間性が育つ大切な時期です。大切に考えて欲しいです。③どのようになってゆくのか具体的なことがわからない。④保護者の育児能力の低下により雑務が増えている。

【004】⑤子ども達の将来を考えた、子どものための新システムではないことは明らかです。子どもの育ち、生活、人権を無視した国の進め方に落胆しています。親の都合ばかりを重視した新システムは家族の在り方や子どもの安定した生活を無視したものです。親の都合で子どもたちの毎日が安定しないものにならないよう、親としての子育ての責任を感じながら、生活するべきだと考えます。日本が、人と人、社会の中の温かい家族をより大切に育てることができる、日本社会の中の子育て状況を整えるべきだと考えます。国にお金がないなら子ども達の将来のために国民が負担することも必要です。望みだけ並べても現実化することはなかなか難しいものです。子どもたちは日本の将来の宝という意識を国民一人一人が持ち、前向きな取り組みを進めるべきだと思います。

【005】①成り立ちも制度も全く異なる保育所と幼稚園を、関係者との議論も全く行わずに、具体的な構想や工程を示さないまま、一体化するという提案は拙速すぎるし、現場の実態を全く認識していない。「株式会社やNPOなど多様な事業主体の参入」という考え方は“乳幼児の発達・成長・保育”という視点から“教育観”が抜けている。直接契約方式は現在の社会情勢を全く無視しており、どの子どもに対しても平等に教育をという選択肢を奪うものである。政府は小中高の授業料を無償にしたのであるから乳幼児もそうすべきである。②Aは撤廃にともなう財源、すなわち、それによってともなう人件費の確保などがない。Bは乳幼児の健康・成長（栄養・アレルギー対策など）何も考えていない。Cは国の補助金制度の見直しについて何も示されていない。③現在の状況を考えると、非正規枠の拡大を選択せざるを得ない。④園での主要行事はどうしても日曜日を使うことになるが、保育士の代休が代替保育士確保の問題でスムーズにいっていない。職員会議や関連する重要会議は夜開催されるので保育士の負担は大きい。⑤私は小学校の教育現場を長い間歩いてきました。そのときの体験をふまえて話をしたいと思います。0～6歳まで家庭教育で行われるべき全ての事項を年齢別にカリキュラムを立て、実施し、子ども達の成長を喜びとして使命に生きている保育士さんの姿は神々しい。まさに母親であり父親であり教師である。幼保一元化を考えるより、むしろ小幼保の連携のシステムをしっかりと整えるべきである。小学校教諭の給与に比べるとずっと低い待遇で頑張っている保育職員に小学校教員は学ぶべきである。そして政府に一言。「教育は国の根幹である」。少子化の時代。子どもの教育にお金をかけない政治は失格である。

【006】①利用者と事業者の間の直接契約→国が子どもとの関わりを真剣に取り組まなくなるのでは？株式会社参入→国が見張っていなければさまざまな面で問題が出てくると思われる。幼稚園・保育所の一体化→同じレベルで子どもたちをみてもらえるので、この考えは評価すべきだ。④書類作成業務が増している。子どもの成長が低年齢化している。昔からみるとしっかりした子が少ない。保護者のわがままが多い。⑤新システムは子ども達の将来をどのように考えているのかわからない。国がしっかりと子ども達のことを考えて欲しい。

【007】①子どもにとって保育上も、保護者にとって園を利用する上でも、保育士の雇用条件にとっても、全てが今以上によくなることは考えられない。保育所は児童福祉法からの対象施設ではなくなり、地域格差の上の保育・養護となってしまうのではとの危惧をぬぐいきれない。国の子ども〔保育・子育て支援〕像がみえづらく、国の責任が薄くなるのは、あるべき姿ではない。②子どもの保育条件が今より良くなることはない。③維持したいという思いで一杯。しかし現実にどう経営することができるのか先が見えない。④事務量が多くなった。困難さを抱える子どもが増えてきている。⑤最低基準をもっと引き上げて欲しい（運営費も含めて）。国が運営責任をもって業務を行うべきだ。幼保一体化（一元化）はもっと時間をかけて議論すべきだ。もっと保育園を増やす方向も視野に入れるべきだ。日本の全ての子ども達がもっともっと恵まれた環境で育つように社会に訴え、心を砕きたい。

【008】①児童福祉の理念や子どもの権利にふれられていない。事業主体が各施設になること。労働環境の悪化の心配。単なる預け物所。行事や屋外活動に不安（出来るのか？）。②Aは労働環境の悪化に連動する。Bは子ども達の見えるところで調理。Cは現在の施設はどうなるのか？③現在が正規職員の限度であると考えている。④保育日誌、児童票、カリキュラム、クラスだより、保育所だよりなど事務時間が多い。もっと簡略化できないものか？行事も多い。

【009】①国・市町村の公的責任の不明瞭さ。縦切れ保育利用による子ども集団の不安定さ。最低基準の後退。児童福祉認識の欠如。恒久財源のあて。保育の質の低下は否めないものと考えます。つまり、子どもの最善の利益に反するものであると判断せざるを得ません。②Aは最低基準の遵守を前提として撤廃されたが、子ども手当てを支給する前に保育所増設を図ったほうが待機解消につながるものと思う。Bは児童福祉施設最低基準に反するものです。Cは子どもを詰め込むだけのものになってしまいます。児童福祉法の理念「全て児童はひとしくその生活を保障され愛護されなければならない」を崩壊させることになるのではないでしょうか。③枠を維持したいと考えていますが、今後の動向により変更せざるを得ない場面も出てくる可能性があると思います。人材確保の対策推進のための財源確保と施策を期待したいところですが、、、どうなるでしょうか。④上記ア～エの他にも、保護者支援に関わる業務（相談）等が以前にもまして増えている。

【010】④グレーゾーンの子ども（発達障害の疑いのある子ども）が増加。

【011】①都市部における待機児童解消のための方策と考える。郡部において民間事業者等が参入できる状況にない中、新システムがどのように機能するのか理解できない。②郡部の保育園としては実感は無いので感想ですが、詰め込みになって保育士の負担が増え、良い保育ができるとは思えない。③児童数が減少する中で新システムの影響は見えない。④保育要録の作成や監査資料の作成が負担。

【013】①安定的な経営、保育園の維持という点では、国がきちんと計画的に児童の措置（保育に欠ける子）について考える必要がある。国の根幹がゆらぐと小さな園では影響が大きいと思う。②政府のねらいがどこにあるのかよくわからない。子ども手当てを配布するより、政府として、保育に欠ける子をどうしていくのか、待機児童をどうするのか、しっかりした柱を立ててもらいたい。③非正規職員の枠を増やしていきたいが、地元に保育士がいないので、正規職でなければ応募が無い状態もあり、大変難しいです。④休憩時間が確保されず午睡の間に連絡帳の記入をしている。さらに保育日誌、週計画、月計画など事務的な作業が増えてきている。⑤保育士の確保、保育士の人的交流。委託料のアップ、保育士ヘルパー制の導入。

【014】①保育のビジネス化により効率を求めるようになってしまう。ほとんどが人件費のためそこを削って、たくさんの子どもをみるようにならざるを得ない。そうすると子ども１人１人の育ちをみることは難しくなり、ただケガをしないよう、おさえるだけになってしまうのではないか。保育の質を維持するためにはただただ事業者の熱意に頼るだけになってしまう。②ACについては、子どもをみてくれさえすれば環境はどうだってよいと思っているのか？！と思ってしまう。Bは自園が一番良いが、管理がきちんとできれば、外部でも仕方ないのかと思う。④保護者の対応に追われることが多くなった。子どもはその前から“自己チュー”が増えたと言われていたが、現在は保護者の“自己チュー”が増え、その対応に苦慮している。

【015】②預けられる子どもたちの環境、預かる側のストレスをもっと考えるべき。その場しのぎの対応ではなく、腰をすえた政策を。未来を担う人間の育ちに関わる私たちは、子どもたちの権利をもっともっと重く受け止めるべきです。“問題なのはむしろ大人”ある短大の学生募集のキャッチフレーズがとても印象的です。④正職員数が減っているので、クラス担任にかかる負担は増大している。派遣会社が入っているが、保育士の配置がままならない。困った会社です。⑤保護者の現状・子どもたちのおかれている・育っている環境を考えるときついです。この世の中、どの方向に進もうとしているのか。人を育てるとはどういうことなのか。

【016】①子ども中心でなければいけないことがそうなっていないように感じます。親と子の時間（子どもにとっての幸せ）を保障してあげるサポート・支援を望みます。②子ども中心になっていない。⑤保育料を減額又は一律にできないかと思う。福祉施設なので、弱者支援は良いと思うが、公平ではない気がする。まじめに一生懸命生活しているご家族が大変では、、、良い親子関係が築けないのでは、、、

【018】③園の責務として、正規職60%以上は維持したい。④特に保護者対応が増えている。

【021】②A は保育所のマンモス化はきめ細かい保育に欠けるという問題がある。B は地域に一園の家庭的保育が、今の時代だからこそ必要。C は空間の重要性。④気

になるお子さんの増加にともなう対応の困難さ。保護者との共通理解の困難さ。⑤傾向として保護者の抱える問題：育児不安、就労問題、家庭問題、経済問題。これらが原因となり、子どもに目を向けられない。愛情はあるがどう愛せばよいかわからない。家庭がうまくいかない、お金がないためにいつもイライラ、子どもを叱る。傷つく子どもに気づかない。親としての自覚が足りない。頼る、相談するところがないなどたくさんの問題がある。地域の連携をはじめとした専門機関の連携で行うには、人とお金がかかることである。将来を担う子どもたちをこのままにしておいてよいのか。子どもをみれば国がわかると言いますが、今の日本に将来は見えてこない。もっと細かい国の配慮をお願いしたい。

【022】①運営ができづらい。③保育料に見合う人件費が維持できない。⑤前年度から保育単価（運営費）の引き下げ、さらに本年度も引き下げの可能性があり、これ以上引き下げが実施されると園財政の維持ができなくなるので、心配している現状です。

【023】②定員の上限の撤廃、施設面積基準の緩和は保育児童の枠を増やす目的と考えられ、当施設の面積では受け入れは困難である。給食の外部搬入の容認は現状の直営方式が最善と考えており、委託方式を採用する考えを持っていない。③正規職の枠を維持したいと考えるが、予算的に可能であるか見極めた上で、役所が判断。

【027】①保育の低下。子どもの生活保障の不安。保育をビジネスにしてよいのか。保育料の納付の遅れ（滞納者問題が増えるのでは？）。職員（正規、非正規）の雇用問題。郡部と都市部の状況が配慮されていない。市町村との連携が希薄になるのでは。子ども・子育て新システムに反対します。②A については、子育て支援や保護者の状況等に配慮しなければと思われる。B、C については、子どもの健康面や安全面が懸念される。③新システムがどのような状況になるのかわからない。問題は大きいです（課題です）。④事務作業、書類作成業務が増している。⑤保育料が高い。保護者とのコミュニケーションのとり方が年々難しい。

【028】①システムの内容がまだ理解出来ない。②A について、現時点では、、、〔②を選択〕。B について、食育の観点からも外注するべきではない。C について、土地の取得が問題点。③改革の内容が現時点では不明であるが、非正規職員が増えるのでは、、、④役所は記録をとることに重点をおいているが、プライバシーの問題から、言葉遣いが難しく、保育士は苦労をしている。

【029】①福祉の観点が欠如している。最低基準の骨抜きがうかがわれる。市町村の、保育に対する責任が欠如するように思われる。

【031】①再度の議論が始まったと耳にしましたが、不安ながら待つだけです。よく分からないので的外れかもしれませんが、日本の国の子どもたちの未来をどう考えてどういう方向に向かっているのか分からなくなっています。人の命の重みをどう子どもたちや保護者の方と確認し合えばよいか分からないです。やがて人殺しも神経が麻痺してしまい、何も感じなくなりそうで、怖くもあり、尊敬とか尊重とか「尊い」という感情や考えが無くなっているようにも考えてしまいます。義としての責任、大人としての負うべき責任、子どもが生き生きと呼吸のできる世界・空間を誰が提供できるのか等々。少子化については少子社会の分析が間違っているようにも感じます。子育ても動物以下のような、、、②地方へ分権しなければいけない根拠は、、、とか、国の責任はどう形を変えていくのか、、、とか、もっとわかりやすく示さないと国民は理解できないと考える。机の上でのみ、目の前の「問題」を「処理」「解決」して行くことだけに前向きになるから、本来の大切にすべきものが隠され、後回しどころか、意識の奥底に閉じ込められていると考える。本当の「問題」は解消されているかのように打ち出されるが、数字の変化にしか見えない。③以前のように、6 クラス 6 人の正規を置いて欲しい。非正規の就労条件を改良して正規に少しでも近づけて非正規の常勤を増やしたい。今となると来年度の方向性も見分けられないので、理事長、理事会の意向を待つしかない。④軽減にはつとめているが、ある面増えているポジションもある。全体としては現状維持です。⑤開園当時は 120 名定員。数十年間の中で、定員割れ、正規職員があふれ、自主退職の呼びかけ、定員変更 90 名。受け入れも、2 歳から 1 歳半へ、1 歳へ、半年へ、0 歳児受け入れ、障害児、延長保育と上からの要請を受けながら変化してきました。当然、施設の改修工事もしないと 0 歳児の受け入れもできません。それにつれて保育室を確保するため、会議室兼休憩室もなくなり、保育士たちは事務室で休みをとるしかない。また、赤字運営が一番恐れられるところですので、運営は、将来の園舎改築に向けて少しずつ残していかなければならないし、正規を多く置くとなると、30 名ほどの職員の生活も守らなければならない。いろいろ難しく不安だらけです。加えて職員を育てることも忘れてはいけませんが、他市では胸をはって保護者に伝えることも、当市では、苦情につながることもあり、保育士を守って育てていくことが本当に重く担いきれるかどうか、、、少し具体的になりますが、国家資格になってはみたものの、職員の地位の向上ととはかけ離れているような考えにもなる。改築に向けて蓄えなければならないが改修にも日々費用がかさむ。そのために正規を減らしているわけではないが、闇雲に採用していくわけにもいかず、慎重に決めていると、監査では正規が少なすぎるのでは、と指摘されたりと。若い保育士が多いと、民改費率にも影響したり、指導されたら就労意欲をなくしてしまう等。面接や採用筆記試験では人材確保の安定感は望めず、等々。愚痴になってしまいましたが、補助金収入が減り運営費収入が減り、要請されるままに待機児童を受け入れてしまっては、今後、定員変更を 10 人単位で求められ、単価が下がることにつながったり、、、と。安心して子どもの環境を考え続けることが難しい昨今。もし私が園舎や職員や園児のこれからを考えなくてよいならば、今あるものを全部消費し、職員も全部正規を目指し、園庭も木登りが出来て虫取りも出来て、乳児と幼児が制限なく活動できる改修も悩まず取りかかれる。が、赤字は必ずやってきて能無しの運営者になるでしょう。ましてや、直接制度になったならば、ますます混乱していくのでしょう。何故、人が人を大切にしなくなったのか？精神面がこんなにももろい時代になったのか。厚労省でもない、文科省でもない、あらたな「省」をつくらないと。目先だけの認定子ども園でよいのでしょうか、など、不満というより不安な空間をさまよっています。もう少し起承転結ある文章に清書すべきですが、ごめんなさい。乱筆乱文にて失礼します。

【032】①国及び地方自治体の責任があやふやになり、保育所が福祉施設ではなく営利目的で運営される可能性もあると思う。幼保一体化に向けて進められていると強く感じるが、保育所でしかできない面も多くあることを十分理解すべきと思うとともに子どもたちにしわ寄せがいっている気がしてしょうがない。②A は既存の施設で定員の上限が撤廃されると狭いところに多くの子どもがいることになり、目が届かなかったり事故も増える。保育士が十分に配置されてもあまり良い環境とはいえないと思う。B はその園独自メニューや子どもの状況にあわせた給食ができない。作る人が見えたり温かい食事を提供することも大切な食育であると考えます。③経営的には厳しく、安い給料ではあるが、待遇面ではできるだけ安定した対応をしていくつもりである。④問 2 に関する部分については増えていると思う。当方では助手という形で人数を増やしているが、分担できることも多くあると思っている。⑤過疎に一段と拍車がかかり、小さな地域にある保育所は少子化だけでなく、若い世代も少なくなり、存続自体が危うい状況にあります。小さければ小さいほど地域で守り育てていかなければと思っていますが、難しい局面もあります。10 人以下でも運営できる方法を考えて欲しいと思っている。

【033】①保育料そして事業という面でいろいろな事務的なことが多くなる。保育料など他園との競争になるのでは？②給食外部からとなると安い食材（国内以外）など、子どもの食育など考えていないのでは、、、④いろいろな面で仕事量が増えているのではないでしょうか。

【034】①これからの時代を背負っていく子育てについて、国・市町村の責任を転嫁している。子育ては公的責任で守られるべきである。②保育所保育指針と逆行していく考え方である。④子どもが変わってきている。身体的な弱さを持つ子、こだわりの強い子が多くなってきている。そのため関係機関との連携も多く必要であり記録や保護者支援についても、難しい親が多くなり、日々の対応が大変である。

【035】①既存の保育行政の時代は終わりつつある。幼保の良い面を融合できれば新たな発展へつなげていける可能性がある。②A は待機児がいる地域と定員割れを起こしている地域でわけるべき。B は国が指導する食育との整合性がとれていない。C は A と同じ。③経営の安定が見定まらない。④文書にしてあらわすことが全体的に出来ない。そのために時間がかかる。

【036】①子ども主体に考えられていない制度が多すぎる。③町立のため町長の判断によるが、ここ数年は無資格のパートを使うことが多くなってきている。④無資格の人が増えたため正職員で対応しなくてはいけない部分を 2 人の職員で行なわなくてはいけない。⑤うちの保育所は所長がクラス担任を持たされている厳しい状況。ただ、定員が割れているため、こちらの要望はなかなか通らない。また代替職員も無資格が 2 名ということで、どこまで任せられるか、等悩みは多くあります。

【037】①国の責任回避。業務の効率化、省力化重視は児童福祉施設の運営になじまない。②保育所は保育士をはじめとする職員と園児がお互い身近なところで接触することによりお互いの信頼関係を深め、子どもの成長を促す場と考えている。そんな中で、子どもの成長に大切な「食」をおろそかにすべきではない。「作る人」と「食べる人」が密接な関係をもち、食べる人の立場で食事を提供することが大事で、とかくコマーシャルベースになりがちな外部搬入は賛成できない。④保育者からの多種多様な要望に対応するための保育士の精神的・肉体的負担増。

【040】④保育士の欠員、長期病休者、定員を上回る入園での臨時職員配置、加配職場をつけなければ、保育困難な園児の増。障害児、アレルギー児への対応など特に正規職員に対する職務の負担が増えている。

【041】①直接契約にともなう支払（保育料）・集金による負担増（保育側）。同様に、未払いが出た場合の処理も大変な業務となる。好き嫌いで入園児が決定する危険性もあり。株式会社の参入と利益が出た場合、株式会社系列の他業者へも資金が流出することもあると聞いており、倒産し、子どもが路頭に迷うという事態も聞いている。その辺の規制はしっかりして欲しい。幼保の一体化は難しい。乳児保育の待機児が多い中、経験のない幼稚園に乳児保育はよほどの経験者がいないと難しいだろう。②日本の保育の現状は他国の現状に比べ貧困であるものをさらに悪くさせると思う。国際競争をする中で日本の地位は下がっている現状があり、その原因は幼児教育の、他国からの遅れがあげられている。そのことに政府は目を向けきれていないと思う。日本の将来を担う子どもたちはもっと手厚く保護ではないが、育成させなければな

らないと思う。③できるだけ職員の待遇は現状維持以上を目指したい。④負担は増えているが、そうならないように工夫はしている。記録が増えている。保護者への対応も難しくなりこんなことでもと閉口することが多々ある。⑤一番に考えるのは保育者の待遇改善である。当園は男性保育士を数名抱えているが、まだ 20 代で既婚者も 1 人なので、また非正規が 3 名なので、どうにかなっているが、結婚して妻を扶養するという考えではやっていけない。その考えを持っているなら優秀な保育士も現場を去らなくてはならないであろう。非正規の給与水準も、20 年前の都会で保育をやっていた自分（正規保育士）と同じで、20 年の歳月で同じ水準かと思うと情けなくなる。これからもどんどん厳しくなることを考えると、男性保育士の雇用も考慮しなくてはと思う。養成校の男性入学者も増えている現状もあるが、この雇用状況の中では、男性枠はますます狭き門となるであろう。幼保一元化をきっかけに一時的に保育士の雇用は増えることも考えられるが、優秀な保育士は雇用の機会もあるかもしれないが、それ以外の保育士希望者達にも光があたるような養成校の工夫を期待したい。

【042】②待機児がいるところといないところが、一部の都市・地区で発生し、上限を加えると〔設けると？〕その状態が緩和されない。自園での給食は子どもたちの育ちに貢献していると思っている。子どもも保育士も食育への関心が薄れてくると考える。最低基準を改めたら企業の参入が進み、子どもの育ちが利益の方からの見方が強くなってくると考える。③現在の保育士の数は、今後の民営化移管にそなえて、若干数が多い状態です。新システムがどのように進められているか、現在、不明の部分が多いと思いますが、運営上、困難な場合、非正規職員枠を増すと思います。そのようにならないよう、制度の動きに注意し、意見を出していこうと考えています。⑤今の、国における保育制度の改革については、直接契約入所の導入、最低基準の見直し、さらには、一般財源化、幼保一体化などが言われています。総論的にどの乳幼児も必要とする保育が受けられることには賛成ですが、その制度をつくり運営していくことには慎重に考えて欲しい。児童福祉法の理念が崩壊しないように、保育所の最低基準を地方へ移譲することなく、国の責任で行なって欲しいと強く思っています。保育所運営費の一般財源化は地域間格差を広げ子どもの享受する保育の均衡を損なうと考え、質の低下も予測されます。

【043】①保育所の質を追及したい。②A と C は子どもが伸びやかに生活できる空間が欲しい。B は食が子どもの身近に感じられることは大切。③経営上からだんだんと枠が減りつつある。できるなら正規職で待遇していきたいです。

【045】①具体的な方向が見えてこない。将来を見極めた（少子化等）、システムを考えて欲しい。④事務作業等、ゆっくり考えて進める時間等、対応に時間がかかり、スキルアップの時間・財源等を 2 番手にしてしまう。

【046】①直接契約で貧困家庭、一人親家庭など弱者にしわよせがいかないか。また障害児保育はどうなっていくのか。保育の質の高まりがうたわれることと、〔多様な〕事業主体の参入は逆行していないか。幼保一体化は条件を整理するべき。②どれも子どもをたくさん入所させ、お金をかけない政策。これでは子どもの最善の利益を守れない！！

【047】①「保育所」は幼児教育の場であるが、“福祉”である。厳しい社会情勢の現在は一層福祉の要素が多くなるし役割を果たさなければならない。財政的にのみ焦点をあわせ、誰でもが参入したり無理やり幼保を一緒にすることなど考えられないこと。②ABC の実施はどれも国の責任放棄のように思われる。どこに子どもの幸福があるのか！最低基準はあくまでも守らなければならないと思う。③質を低下させることは考えられない。非正規をなくしたいと考えている。④記録の量が増えている。提出書類、公文書も多くなっている。親の要求に応えようとすると仕事は増える（懇談、お便り、行事）。

【048】①保育の産業化は必ず質の低下を引き起こすと思います。保育園の保育は福祉であり教育であり養護だと思います。日本の子どもたちの育ちを考えるとき、国や地方自治体がしっかり責任を持って温かくゆとりのある保育が出来るよう現行制度を強化する方向で考えるべきだと思います。②定員の上限は基本的にあるほうが良いと考えますが、年度末のギリギリに 4 月復職のお母さんが慣らし保育のため入所を希望する等、少しの期間、園に相談いただければ対応できるケースもあるので、幅をもたせて考えても良いのでは、、、④保育を見直し研修を多く取り組んでいたり、環境に手づくりの物を多くしているが、その作業に当たる時間が十分には取れないため。要録を記入する作業に 21 年度は 4 回程度全児について話し合い書き直しをしたので、その作業時間が増えました。⑤乳児は育児担当制にして 1 対 1 の食事から始めるべきだと思います。日本の将来のため丁寧で温かな保育ができるよう十分な人員配置（現行の最低基準は低すぎます）、環境づくりが出来るよう、運営費・補助金を考えて欲しいです。保育園に給食室は欠くことができません。食育の一番大切なことは温かな食物のにおいがただよってくるところで、「そろそろご飯だね。お腹すいたね」と食欲がわき、人とつながり、良い関係の中で食べることだと思います。安心して食べる、寝る、遊びこむことができる環境を、現行制度を維持する中で是非向上させていくことができるよう、お願いいたします。

【049】②定員上限の撤廃さえ起こさなければ面積への影響は少ないと考えます。③安定した処遇が見えなければ落ち着いた責任感ある仕事ぶりに結びつかない。④量からみるとむしろ合理的になっているが、質の問題からみると負担になる内容は増えている。こなせない保育士、できない保育士に求められている。⑤（1）保育士指針で保育士の質を問うているのに現実には待機児童解消として 20%増 25%増の受け入れを要求する。（2）子どもの育ちそっちのけで保育士の頭数と面積を杓子定規で監査指導をする。家庭に代わる場（生活の場）に芋を洗うように子どもを受け入れ、頭数を揃えただけの質の悪い保育士達、悪循環である。（3）保育士が一人前に育つのに 3〜5 年はかかるのに、常識も知らず大人にもなりきれていないために更に 2，3 年はかかる現状。（4）命を預かる医師と同じ職業なのに臨時という処遇は保育の質を上げる方向にはいかない。（5）共に育てようと言いながら、親の養育力が必要ないと思ってしまう保育所の多機能〔化？〕はどう考えてもおかしい。（6）国は子どもの育ちをどう考えているのか。腹立たしい限りである。日本人は日本人としてのアイデンティティを持って、人間らしく生きる権利があるはず。日本の未来は老人にではなく子どもにかかっているはず。老人はそれまでの生きてきた知恵で大丈夫。これからの子どもたちには質・量とも最上のものを援助すべきと考える。

【050】②A は過剰な受け入れを行なうと生活環境に影響が出てくる。③保育士の最低基準 12 名に対して 18 名を配置している現在の状況を維持していく考えで、正規 6：非正規 4 までの比率にする。

【051】②今の社会情勢では仕方のないことなのでしょうか。③来年度については現状維持ということで何とか考えてくれていますが、それ以降のことについては厳しい状態になりうるのかもわかりません。

【052】④文書作成が多すぎる。何に利用しているのか。⑤職員の給与処遇が劣悪。教職公務員の 60%にも満たない。

【055】①子どもたちのための最善の利益が守られる保障がなくなるのではないか。現在子どもたちをとりまく問題が多々出てきているが、そこに本当に視点をおいているのか、疑問である。②「食育」を大切に考えている今、やはり、作る人の顔が見え、におい、温かさを感じられることが何よりも大切である。「食べることは生きること」だと思う。子どものときにしっかり身につけさせてあげたい。④安全衛生面の仕事が増えてきている。また保護者対応の内容が子どもたちよりも大人自身の問題であることが多い。⑤食べること、眠ること、遊ぶこと、当たり前のことが当たり前ではなくなってきているように思います。大人の不安定さに、子どもたちが子どもらしく生きることが難しくなってきているように思います。保育園は親支援・子支援の場であり、安らぎの場でありたいと思います。利用者も働く者も安心できるようなシステムをつくり守り続けて欲しいと思います。

【056】②大都市の待機児童解消のための方法としてやむを得ないが、原則守らねばならない事項。④運営面で赤字を計上したために保育士の数を減らしている（約 300 万円の赤字）。このため有給休暇等がとりづらくなっている。少子化で入所児童が 80 人から 50 人に減少。⑤昨年度、国家公務員の人勧実施の影響により保育単価が下がり全体で 100 万円の減収となった。保育士は国家公務員と比較しても低収入の状態であるにもかかわらず、人勧により保育単価が下がるのは納得できません。来年もまた単価が下がると言われておりますが、納得できませんので、改善して欲しいと思います。

【057】①市町村の保育実施義務がなくなるのではと危惧する。市町村の一括交付金は保育の質に差が出てくる。多様な企業参入は一時的に待機児童解消に役立つが、営利目的であるから採算、株主配当など労働条件の低下、保育の質が下がる。幼保一体化は幼稚園、保育園の長い歴史を考え、じっくり検討することが大事である。②園児に対する保育の質の低下である。④保育指針改定で更に負担が増えた。

【058】①利用者から入ってくる収入を集めることの不安。人件費と総収入のバランスが崩れ経営難になる。保育の低下につながる。②A・C は基準が必要、B は人間らしく、におい、あつあつ、作っているところ、全て園舎内で行なうことが大切。人格育成に必要。③正規職員の人数枠を維持し、質の低下にならないようにしたいが、経営難になる時は考えが変わるかもしれない。④延長保育の関係で、ローテーション、朝の勤務・遅番など、行事との兼ね合いが難しい。

【059】①現在の不都合、例えば待機児童をなくすといいながらすべての子どもに権利をなどと、反対に待機を多くするだけではないか？厚労省はなぜ介護保険の真似を保育の世界へもってくるのか、意図が理解できない。よりよい保育をと言って、保育指針を新しくしておいて、制度を変えてそれの実現が不可能な方へ持っていこうとしている。同一省のすることかと疑問である。②給食の外部搬入は各国での判断でよいと思うところもあるが、A・B に関しては、これ以上、子どもの環境を悪くすべきではない。⑤保育制度の改革が、現状を後退させるとお考えでしたら、急いで集計してアピールしてください。

【062】①当市でも認定子ども園を開設した幼稚園があり、情報として入りますが、保育園も問題視しています。“保育の質の低下や戸惑い”。いろいろな問題がある中で企業が保育業界に参入することは反対です。福祉はお金を得ようとする仕事ではなく、その人間丸ごとを受け入れ、いやすことが必要だと思うからです。心豊かな保育をする社会を望みます。②民間園という点では現在、困窮の危機感がなく保育をしています。定員以上の入所率がある今だからですが、少子化がこの数年身近に感じられ、職員間で話し合われることの一つです。特に B に関して、当園が自慢している厨房から温かい給食と除去食（鍋など全てその子のために別作りなど）が必要な子ま

で、自分たちの目で食材チェックが出来るものを調理していることを続けていく点では問題があります。③保育制度が変わりポイント制では赤字が見込まれています。今後は非正規職員で運営をすることになる予定です。④認可された保育園であるということでは、記録により評価されるという意味でかなりの記録〔作業〕があります。保育所保育指針が改定され、数種の支援事項があります。関連機関との連携も含め、神経を使うことが増えました。多くの人、場所へ出て行くことで、保育士の研鑽となることを願い、研修等も年間にすると全員出張を計画します。

【064】①利用者は必要時間の利用ができ、よいのかもしれないが、生活する子どもたちにはどんな影響が出るのか。保育内容の向上にはつながらないことが予想される。子ども指針になるとどう改正されていくのか。現場の声も、個々のやり方に任されて基準が見えない。保育指針の改正で現場に求められるものは多くなっているが、それを実施するための裏打ちになるものがない。②最低基準以下になると、自助努力では不可能になっていく。定員以上の入所を、120%でも困難なのに、これ以上の負担はできない。まして低年齢児の保育も安全性を守ることはできないのでは。③保育の質を守っていくためには人材である。④事務時間などを工夫して作り、持ち帰りは軽減しているが、処理しきれない場合もあり、残って仕事を片付けることも多い。パソコンなどの取入れをしながら、事務処理を効率よくしていく方向でいるが、運営単価の減などで運営が厳しい。⑤地方自治体に委ねられて地域ごとで業務が出来るという面について、その地域にあったことができると思われるが、自治体が財政的に弱い場合にはこれまでの保障はなくなる。なぜ公立の保育園をなくさなければならないのか、民営化により、コストは下がるが、市がその差額を保育のほうにまわすことにはならない。さらに条件は下がる。新システムについて、公立は（特に地方においては）、国の定めたことに反対することはできない。公務員としての身分のままでは。公立もいずれは民営化の道をたどることになっている。それまでの期間をどうにかすることで終わるのでは。公立で保障されていたものがすべて民営になり、各自治体が財政に合わせていくことになる。今までの最低基準でも、満足できていたとは思えない。これからは、これ以下になっても、認めていいということになるのでは。これからの子どもたちの育ちを大事にしなければ。不安がいっぱいの中、教育も保育も今だからこそ大事にして欲しい。子どもたちの育ちの中での問題が見え始めている時期に、もっと現場の声を大きくしていく必要がある。働く職員の処遇もこれ以下になってしまうことが懸念される。一番先に被害をこうむるのは子どもたちである。また、今まで利用できていた保育者が保育料を支払うことができないことでの退所もあるのではと思われる。保育料を納められる階層の保護者の選別もありうる？まだまだ保育園のことが理解されていない。幼稚園との区別もさだかではない人達も多い。目先のことでまどわされることもある。生活を基本にしなければならない家庭との仕み分けも必要。一律に時間利用では、運営が成り立たない。保育内容も毎日バラバラの登園時間になると一定なものに組めない、継続した保育は望めない。クラス内が一日中時間で変わることにもなりかねない。例えば、保育料の設定の仕方にもどのようにしていくのか、利用者の要求と合う保育園の運営になるのか、具体的なものがないまま進められていっている。

【065】①保育の質の低下。乳幼児の生活の場としてではなく、一時あずかりの場となり、国が子どもを育てていくという基本的考えが無くなり、児童福祉法は存在しない。②施設面積と人材が保育の質とともに関係があり、給食の重要性で乳幼児の保育（教育を含む）がなされる。そのことが国の責任から離れて行なわれるときから日本の国の未来はない。③今のバランスで入園児がある場合、正規枠を維持していく覚悟でいるが、新システムがまだよくわからない。④長時間保育を希望する保護者が多く、保育士の勤務時間が現実に長い。その分の超勤手当てが全ては支払われていない。スキルアップする意欲、体力が失われていく傾向にある。保育士養成校での授業内容、教師の指導も低下している。

【068】①サービスを受ける側からすると選べるとは聞こえは良いが、本当の意味で中身を選んでいるかは疑問であるし、「保育」がサービスとして成り立つかは？？？国は、お金を出したくない〔ようだ〕けれども、最もお金をつぎこむべきところだと思います。一人の人間を形成する大切な「場所」「人」にお金は使うべき！②現実問題として次々と子どもを詰め込んで待機児童ゼロをうたって、詰め込まれた子どもたちはどうすれば良いの？最低基準ですら最低なのに、、、家庭の味を知らない子たちにせめても保育所内で家庭の味を作る過程を感じながら育って欲しい。④特に保護者との関係。とにかくお願い事はつっぱね、要望ばかりを言ってきて、担任は本当に大変。

【069】①児童の保育時間が長い。保育園での生活環境として今より質の低下が考えられる。最も大切なこの時期に食すること、遊ぶことなど人間として生き抜く力を養うのに人的環境の面で十分なかかわりを持ちづらくなる（児童数増であったり長い保育時間）と懸念される。②前年度の児童数に合わせて保育士を雇用しており、児童数が少なくても正規職員はそのままであるため、運営費収入が少なくても、人件費は変わらずに進めなければならない。③まだよくわからないが正規職の枠を維持するだけの状況になれるかどうかの不安がある。H21 年と H22 年との比較で乳児入所が少ないため前年度の 40%の運営費にとどまり、節約をしなければならない状況にある。人件費は大きく変わることがないと思われる。④書類作成、指導計画、実施、反省、改善点（PDCA）を見据えた保育が必要とされている。

【070】②衣食住が分離されていない園が多数の中で、面積をさらに緩和ということなど考えられない。むしろ面積はもっと拡大して欲しい。③最低限、クラス担任は正規職員で行なっている。

【071】②A は建物にあった人所人員であればよいが、、、最低基準は今でもせまいのに良い環境とはいえない。B は料理を作る人の姿が見え、匂いで食事を楽しみに待ったり、作る人と子どもの「美味しかったよ」というやりとりが食育につながるので。幼児期は食の土台。C は 1 人当たりが広くなるなら歓迎だが。③安定的な収入が具体的に見えてこない中で責任ある正職を雇用したいとは思うが。④書類的（事務的）なもの。親とのかかわり。手のかかる（気になる）児が増えている。⑤新システムについて再考を。新システムについて、「すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会」が目的ですが、文章上では望ましい姿に見えますが、具体的なところでまだわからないことが多いです。今の国の財政状況や企業の状況を考えると財源は大丈夫なのでしょうか。一番心配なところです。介護保険の二の舞になると危惧しています。あえて国はそれを承知でやろうとしているようにも思えます。利用する側としても直接契約となり、市町村の責務がなくなると低所得者や発達に問題を抱える家族ほど利用しづらくなると考えます。保育料の払えない家庭や手のかかる子は正直経営的には敬遠されかねません。今は親の所得格差を非常に感じています。それが教育の格差につながり、どの子も大切にされているとは言いがたいです。こんな世の中だからこそ福祉施設として市町村の責務のもと、どの子も幸福な幼児期の育ちを保障したいです。

【072】①子育て、保育が大人にとって都合のよい視点にかたむいている。また企業、経済の論理で制度を組み立てていることが危険。〔調査票の〕4，5 ページの状況は文章以上に深刻です。国を構成する人づくりの一番大切な土台づくりの時期であるのに今後の日本はどんな社会になるのでしょうか、不安です。保育所の役割の認知は社会的によくはありませんが、いまや子育てのノウハウは保育所が支え、伝えている状況といえます。大人、企業の論理にふりまわされず、公平・公正な立場で子どもの視点に立った保育を丁寧にすすめることがより大切ではないかと思います。③現場では正職枠維持で行きたいと考え、組合等から要望も出ていますが、実態的には財政的な問題、国の方針から非正規職の枠を増やしてきている現状です。④上記に加え、家庭での子育て力低下によりコミュニケーションに問題を抱えた子どもが増加し、配慮・工夫がこれまで以上に拡大している。⑤保育所が担っている役割、その重要性を社会に PR してください。

【073】①運営上の課題や不安が拡大するような新システムは導入すべきではない。国の役人は現場の実状を知らずに机上で制度を変えることはやめて欲しい。②多数の個性的な乳幼児が集団生活、活動する現場は、いつでも緊張の連続であり、これまでの基準でも多くの事故が発生しており、詰め込みや基準緩和は無謀な策と言わざるを得ない。③新システムの詳しい内容が明らかになっていないのでわからないが、国の補助や運営費単価によって可能なら正規枠を守りたい。④保育活動の充実や安全の確保のため、管理志向が強まっているのかと思われるが、そのように対処できるような職員体制にならなければ解決できない。⑤保育現場からの要望意見：国の行革の大きな流れの中で、待機児童対策を含めた子育て支援策の見直しが検討されていますが、あまりにも現場とかけ離れた机上の展開に唖然としています。官僚任せではなく政治主導というが、政治家が政策を考えて作り制度化するのは結構だが、どれだけ現状をおさえているのか疑問になります。その点では、官僚と同じとしか思えません。財政的な角度からみて、あるいは地方分権で各自治体の主体性を尊重することを口実に、保育園の運営費を一括交付金にするのも如何なものかと思います。また、幼保一元化の考え方も総論は良いとしても、幼稚園と保育園の制度やおかれている現状をどこまで把握しているのか、本当に真剣に考えているのかな、という感じさえします。真面目に一体化しようとするなら、今あるの幼保の差異をどのようにうめて一体化を実現するのか、その道筋を明らかにすべきです。何よりも国民が戸惑います。日本の将来を担う子どもたちの育成のことですから、どの政党も思いつきのようなマニフェストを掲げて欲しくない。もっとしっかり調査、研究してくださいと申し上げなければなりません。具体的にはまだまだいろいろありますが、現場で感じている一端を書かせていただきました。

【074】①幼稚園も保育園の等しい理論（指針）で一体化するという。この幼保一体化は、一見正しいように感じる。では本当に正しい意味を持たせた一体化が可能なのであろうか。率直に疑問を持つ。なぜなら、今よく論じられる子育て議論の中で、地域で子育て環境を整えつつ、地域で子育て力を向上させる必要があるとされる。保育所指針でもそのことが重要な位置付けに置かれ、保育所が地域と連携を強化すべきとされている。しかし、今、地域の子どもたちは、幼稚園へ行く子や保育園へ行く子、家庭だけで育てられる子に分けられている状況にあり、それらの子が交わりながら一体的に地域で育っているかと言えば「分断」されている。こうした現状にある子どもたちを「分断」から解きほどき、小学校などのように、地域で「一体化」出来るのであれば大いに意義のあることで、養護と教育が小学校とも連携が取れるこ

とから、地域で子育てと言うことも本当に生きた意味を持つのではないかと思う。そうしたことを踏まえると具体的な制度設計がどのようになるか。本当の意味で「一体化」するにはこれまでの制度を抜本的に変える必要がある。現政権が一体化後の幼児教育等の具体像を示さない中で、幼保一体化という言葉とスケジュールだけが先行していることは誠に不愉快である。②A及びCについては、保育園の子どもたちの保育（養護・教育）環境の劣悪化に繋がる。Bについては、近年アレルギーの子どもが多くなっていることなどから、個々の子どもにあった給食をきめ細やかに提供する必要があることから、外部搬入では子どもの体調などに併せた対応ができない。③基本的には正規職員の枠を維持したいが、制度改革等により運営費減少など改悪されたときは、背に腹はかえられず経営改善のため、非正規職員枠を増やすことも結果としてありうる。しかし、そうならないよう保育団体などを通じ運動する。④新「保育所保育指針」が改定された時は、一時的には相当の事務量が増え、保育士の負担が増えた。保育要録の記載分は確実に増えた。しかし、今後保育士が慣れることや事務改善をして行く中で少しの負担増で全体的には安定すると考えられる。

【076】①ただ単に一定時間子どもを預かることを望んでいるのか、今、子どもたちの育ちが懸念されている状況等を改善しながら必要な保育に取り組んでいく施設を求めているのか、まったく理解に苦しむ。②Bは方法によっては可能と思われる。③保育の質を確保しより高めるためには不可欠。今後の方向として職務職能給の導入は避けられないだろう。④高いレベルの保育についていくスキルアップは負担となっていると思う。

【078】①所管官庁の問題、財源、児童福祉法24条に係る責任の範囲、最低基準等旧制度の有用性の検討。やはり時期尚早といわざるを得ず、問題とすべき事象の準備が不十分かつ順番もおかしい。厚労省と文科省で折り合えないでしょう。幼保一体化なんて絵に描いたもち。②総括が先！！根拠に欠けた基準で建てた建物はどうするのか？③経営努力をして当然せざるを得ない。もちろん好ましくはないが、人件費比率を見れば一目瞭然。④幼保一体等は制度や指針が大きく変化する。何か不毛だと感じる。また保護者の要求も年々多く、大きくなる。通常業務でも昔はなかったインターネットやデジカメの写真等の作業もあり大変（年齢が高い職員がいる）。⑤過渡期であることは理解しているが、無理やりは感心しない。ミクロの視点が必要でしょう、今は、、、

【080】①保育における市町村の実質的な責任はほとんどなくなってしまう。市町村の責任が限定され、財源の確保も不十分ではないとなれば、負担増によって利用したくてもできない家庭や保育の質の低下が生じることは避けられない。多くが異なる幼稚園と保育所の一体化を短い期間で結論は出せない。問題が多すぎる。②A・Cは国際的に低水準の職員配置や処遇、施設設備であるのに保育現場に負担を強いるだけのもので、子どもの成長・発達を保障できるものではない。Bは自園調理が不可欠である。食育の視点からも一人ひとりの発達と日々の状況に応じた食事の提供、できたての食事の提供、保育士と調理員の日常的連携が必要。子どもたちの日常の生活の中で自園調理は欠かせない食育の一つである。④子どもの発達過程、保育内容配慮事項、保育計画、自己評価、健康支援、環境衛生管理、安全管理、事故防止、安全対策、食育計画、特別な配慮を含めた一人ひとりの子どもへの対応、アレルギー、保護者に対する支援、保育士、質向上のための研修等、保育士の業務は増え、負担は非常に増している。

【081】②クラスの人数が増え、スペースが狭くなり、余裕がなくなる。また集団も多くなり落ち着ける場所もなくなりトラブルも増える。

【082】①幼保一体化の大きな流れのみで、詳細な内容や今まで実施してきた子どもたちの子育ち子育ての論点が何ら話し合われることなく、政治権力の構造が変わったから〔と〕政治判断で行なうべきものではない。政府は国民のためと言いながら政策を進めているだけに過ぎない。真に将来の日本の子どもたちの育ちを保障することをしっかりと時間をかけてすることが望ましいのは当たり前。また経済的な裏づけもなしに地方に権限を任せてしまうことは、今まで経済的に全国どこへ行っても安心して入ることができた保育所や幼稚園にはおそらくもっと入りづらくなることになりはしないかと、疑問が多い改革と言わざるを得ない。教育や子育てに対して国はもっと国民の意見を聞くことが大切、経済だけで議論するのは論外。②AについてはCとの関係があるが、定員の撤廃になるとおそらく、今までのような定員を基準とした運営費の助成はなくなり、大規模な施設しか運営が出来なくなる。Bは、国が進める食事基本法や子どもたちの育ちを考えると当然外部搬入はすべきではない。単に経済的な部分のみを考えて、外部搬入を考えたのであろう。Cは人間の生活スペースは広ければよいとは限らないが、今よりさらに緩和されるとどこで子どもたちが過ごせばよいのかわからない。もっとしっかりと国が専門的な調査や理論付けするなら別だが。③経済的な理由から当然、現在の運営費の確保は無理ではないか。④事務の量が増大して、保育時間の中での処理はこれまで以上に無理になってきている。⑤指針が変わったことで、保育所への期待が増えると同時に保育者の能力が問われている。しかし現状は、研修等をする時間があまりなく、我々のような少人数の施設では特に難しい。また地方においては人材の確保（特に近年）が困難となり事業を進めることが年々難しくなってきている。過疎地においては人口減により、児童の減少が著しく、少人数の定数10人位でも施設が運営できる方策がないか、国等が考えてもらいたいものです。

【083】①現状の中でも大変な保育事情の中で子どもが子どもらしく育てていかれない。保育士も働き続けるにはあまりにも労働条件が悪い。大人の社会も子どもの育ちも大変になってきて一人ひとりの子どもが尊重され大事にされていくこととは反対に保育を保育産業にしていこうとするシステム。最低基準の撤廃や給食の外注。保育料も実際には高くなり大変な子どもが入所できなくなるシステム。どうしてこのような考えが生み出されてきたのか、父母にこのシステムを話すとびっくりしていた。新システムには断固反対。今以上の保育整備を。②今の最低基準でも一人ひとりの子どもの思いを受け止めるのは難しい。施設の広さもあり、食べるところ寝るところも同じとは本来おかしい。給食も当園は国産にこだわり、お米も無農薬のものを使用、給食を作っているよい匂いの中、子どもたちは給食を楽しみ、食べる意欲にもつながっていける。安価だけを求めず、離乳食・アレルギーの問題もあり現状の形であるべき。③そのようなことにならぬよう、札幌市内の保育関係者は反対の声明を出しました。④記入するものが増している、保護者との対応の大変さ、子どもの育ちが変わってきている。⑤保育士の労働条件の向上。受け持ち人数（0歳2：1、1歳4：1、2歳4：1、3歳15：1、4，5歳20：1）。事務をする時間の確保・研修参加・年休の確保（人的確保）。苦情に対する人的確保。大人の社会がおかしく人がどこかで殺され、親が我が子を我が子が親の命を。人の絆も人との関係も、1946年～産業が栄え、物は豊かになったと言われているが、人の心は希薄になり、人間が住みづらい。子どもを産み育てる環境も良くない。〔かつては〕物は無くても人の気持ちは豊かだった。人として人間らしく生きていける基礎の乳幼児期が大切に、大切にされるものへと保育制度は考えられるべきです。

【084】①都市圏での待機児解消のため施策が国全体の動きとして私たち地方にまでおよんでくることに合点がいきません。「公的責任」の4文字が今や消え去ろうとしています。すべての子どもたちに対しての権利を保障する保育制度は大切なことだと思いますが、予算の増額などの課題をぜひクリアして欲しいと思います。②「どんどん入れていい」「外注もよし」「多少せまくてもOK」。なんということでしょう。子どもたちの権利の剥奪の何ものでもないと思います。野菜の安売り、「つめ放題100円」じゃないのですからひどいと思います。③クラスの中心になる保育士は正規職でないと保育園としてとても不安です。④サービス残業の多さは他の職種にも負けないと思います。勤務時間の保障を毎日30分～1時間していても、行事等があると、〔それらの保障は〕ないも同然となってしまいます。休むこともままならず、昔以上に厳しくなっています。

【085】②子ども主体の保育維持ができづらい。⑤親のニーズ、子どもたちの保育充実等、保育園として担う問題が多すぎる。保育士不足。

【087】④子育て支援、親支援が進む中、職員の削減も同時に進み、1人の保育士の負う業務量、責任は増大しています。また昨年保育指針も改定されましたので、記録も大幅に増えました。時間外も制限され、毎日ギリギリの状態で仕事をしているのが実情です。⑤職員削減のために縦割り保育を余儀なくされ、3～5歳20～23人を1人の保育士が担当します。現場では複担を要求していますが、なかなか現場の状況を理解してもらえません（縦割り保育は子どもの育ちのために続けたい）。当園は園長と言っても名前だけで（役所の仕事と兼務のため）現場の細かい部分での意見が合わないことが多いです。その中で保護者からの意見や問題のある子の対応を担任が出来ることが不思議なくらいです。せめて3日に1度位は保護者とも話をして、という時間や心のゆとりが欲しいです。子ども手当てもよいですが、そこに携わる現場の状況も充実していただけると幸いです。国の政策と現場の状況が同じ線路上になることを願います。現場の責任者である主任が記載しました。

【090】①人間育てが合理的に済まされているような気がします。誰も、自分以外の人のことを考えてシステムを作っていないような気がします。これを考えた人は、これからの人間に何を求めているのかな？と思います。問題点はわかりませんが、心情的にはこう感じます。②ABCどれをみても、子どもたちの成長に欠かせないものであると思う。保育制度はこのような変化を考えているのに、他方で「○育」と言われることを実施して育てていかなければという矛盾を感じる。最近、子どもの中の貧困ということが耳に入ってきていますが、このABCの対応も格差につながるのではないかと思ってしまう。皆がそれぞれの地域性の中ではあっても、平等にきちんと心も身体も育つために関わりができるようになっていくべきと思います。③ここの地域は高齢化が進み、産業も第一次産業が中心で、未来を支える子どものことも大事ですが、現在の生活を支え、国の動向を追いかけるのに市職員は精一杯であろうと推察されます。一年雇用の職員が正規と同じ責任で支えてくれている現状です。今後、保育所全体をどうしていくのか、現場のところにはあまり聞こえてきませんし、相談もあまりないと思っています。④保護者対応、衛生管理等。1クラスの人数や最低基準は変化ないのに各年齢の児の育ちが幼いような気がします。一人ひとりに対応する、ということが困難な場合が多いような。障害児がいて、複担でやっとごねる子に対応できているかな、という感じです。⑤様々なサービスを展開するように保護者・国や市から求められたりします。が、所長が勉強して納得しても、実際に現場に立つ保育士は、日々の業務に追われて、所長からの話でなんとなく危機感を頭の上でちらつかされて、やら

ざるを得ない中で取り組んでいっているというところだろうと思っています。所長も、臨時や嘱託に任せていかなければならない責任の重さをいつも感じています。子育てしやすい社会とは、保育所が、正規・嘱託・臨時の各々の立場でこの園にいる子のことだけしか考える時間がないという社会のことなのかな？と考えてしまいます。親の働きたい（能力をいかす・生活をささえる）思いもわかりますし、子どもから少し離れたいという心情もわかりますし。親の子育て支援を大きな柱においている保育所ですが、そこに働く保育士は毎日の生活を「こなす」という状況になっているような気がします。今後は休日・祝日・病後児のサービスも考えているようです。

【091】①公的責任がなくなり子育ての場を「市場主義＝保育の産業化」に委ね、現状の安上がり保育をさらに劣悪な環境に貶めるものである。また幼保一体化については拙速に進めず、今後どうあるべきか、時間をかけて検討する課題ではないか。財源が不明確な中、広く浅く新システムの多種多様な事業を行なおうとしていることは質の低下を招くことが考えられる。②現在の最低基準は先進諸国と比べると著しく劣っている中、これ以上の悪化は何としても阻止したい。③基本的には維持していきたい。しかし財源の保障が無い中、手のかかる子が増えている。また長時間保育児が増えている現状をみると、保育体制はなんとしても確保しなくてはならない。④保護者の対応について、親と共に、を中心に長年保育園の運営をしてきたが、親が利用者感覚になり対応の仕方が変化してきている。保育指針の改定後、学ぶこともあったが、事務量が増えた。⑤〔私保連の意見書が添付〕。

【092】②A の定員は入所希望数や施設の体制を考慮して認定すべき。B は、外部搬入は食事量や栄養管理、アレルギー対応など多少困難なところもあるが、食育機会の増加や豊富なメニューなどメリットも多い。C は基準はあってもよいが、児童数は毎年変わる場合もあり、最終的には各施設の実情に応じ、決定すべき。④未満児の入所が増加傾向にある。手のかかる児童、児童間でのトラブルの増加。書類・アンケート等の増加。

【093】①要支援世帯の多い保育園では強く〔問題点を〕感じます。弱者が入園できないような仕組みになるのではと心配しています。保育料が高い人や安定した収入の方が優先されることのないようにと願っています。②どの項目についても長い間保育者なら守り通してきたものです。子どもの健やかな育ち、安定した環境、大切な食等、どれも豊かな保育のために欠かせないものですので、保育の質の低下になることは大問題と思います。③人員要求をしていきます。

【094】④新「保育所保育指針」による保育計画の作成、児童要録の作成など。⑤最低基準の見直し、保育士の受け持ち人数の確認など。

【095】④正職の割合が昔は 8 割以上あったが定員割れが続き（待機児が多い市町村なのに）途中入所にあわせて臨時職員を採用するため、今は正職・臨職半々の割合にまでなっている。皆一生懸命で志を持ち働いているが、出来ることと出来ないことが臨職にはあり、正職の負担が大きい。臨職の好意に甘える部分も大きくなっている。新卒者の人間としての育ちも未熟さを増し即戦力にならず、社会から求められることと現場の力にギャップが大きくなっている。⑤新システムや各設問の評価、理由等をきちんと記述したいが、勉強不足で書けず申し訳ありません。保育をめぐる国の動向や課題等、機会あるごとに文章を読んだり話を聞いたりしていますが、「そこのところの本当」は？裏に隠されている、国が考えている真意が読み取れずにいます。ただ、間違っている！ということだけは感じています。もっと現場の声を。現場ありきで、とだけ願っています。事件は会議室で起こっているんじゃない！という台詞が有名になった映画がありますが、そんな印象です。スイマセン。

【096】①本当の意味でのすべての子どものためなのか？なぜ今児童福祉法の 24 条を撤廃するのか。今の時代だからこそ 24 条の必要性がある。議論されている新システムでは必ず振り落とされる家庭や子どもが出てくる。また幼稚園が現在保育園で行なっている役割を担うことができるようには思えない。雇用の確保や少子化対策あるいは待機児童解消を考えるならば大幅な財源を投じ、安心して生み育てられる、また子どもにとっても希望の持てる未来作りをする必要がある。②アレルギー児が増す中で食育の義務化等、食に関する保育所の役割は大変重要となってきている。子どものおかれている状況がますます悪化している中でゆとりのある職員配置やスペースが確保されず子ども本来の姿を保障してあげられなくなってきている。③今後どうなっていくかわからない状況で運営費の中で人件費が一番かかるため、推移を見ながら進めていきたい。しかし低賃金・重労働という条件のため保育士が集まらないのも事実である。④もともと保育計画や個別指導記録といった書類が多岐にわたっていたため、極力簡略化するようつとめてきたが限界がある。記録を書く時間がとれない。保護者の理不尽な苦情や無理な注文等。権利を主張するが義務を果たさない親が増えている。

【097】⑤新システムの問題点：市町村の保育実施義務を大幅縮小、認定業務となり保護者は保育園と直接契約となる。このことによって、真に保育を必要とする子ども（コストのかかる子）が排除される。企業等に「他事業への流用・配当」を認めているため、保育は「ビジネス」となり質の低下がおきる。財源が全く示されていない。介護と同じ、量的必要量（時間別）認定となるため、子どもの成育に悪影響を及ぼす。また、保育園も収入減（2 割～4 割減）となり職員のパート化が進む。時間別保育のため、それを超えた時間は全額自己負担となり保護者負担増になる。また、それに伴う事務作業（時間別）が膨大となる。公定価格（定額）となり、直接徴収となるため、低所得者層の子ども、保育料未納の子どもは排除される。待機児童解消にはならない、保育現場が混乱するだけ。「すべての子どもに良質な成育環境」と謳っているが、内容は全く逆で、詭弁である。先進諸国と比べて著しく劣っている最低基準を改善すべき。幼・保一体化は誰が望んでいるのか？歴史も文化も違うので拙速な進め方は疑問。児童福祉の理念・子どもの権利に触れられていない。国として「子どもの権利」に基づく、子育てに対する考え方（ビジョン）を示すべき。

【099】①子どもが一人ひとり尊重されないのでは、と考える。④保護者の対応が難しい。国は家庭（親）支援をあげるが現場の保育士あっての保育。保育士にもあたたかい支援が大事だと考える。⑤いろいろな情報公開も大切だが、自分勝手な解釈も家庭によってはある。家庭、親に都合の良い保育園ではなく、一人の子どもにとって子ども優先の保育園ということも、もう少し考えて欲しいと感じている。親が、親としての役割、責任を果たすことがあまり問われない現状なのではないか、、、“保育園はこうあるべき”という家庭の冷たい意見等もあり、親としての役割を果たさない親が威張り（？）、親ではない保育士が「仕事だろう」と責められるときなど、時々理解に悩むことがある。未来ある子どもと関わる大人全体のあり方の問題。現場をよく知らない入達には伝わらないのでしょう。

【101】①保育園自体利益の追求団体になるおそれがあり、本来の福祉からはずれるように思う。②食育がこれほど言われているのに外部搬入は子どもの「安全」をおびやかす可能性がある。当園では現在、経費はかかるが、国産を使う、化学調味料や冷凍食品は使わないようにしている。③〔非正規職員の枠増〕経費の面で仕方がないと思う。④ペーパーレスをめざし PC を導入したことで会議の時間の短縮、保育日誌の記入など園児の管理全般での作業は少なくなった。⑤現場が政治にふりまわされている感がある。保育団体も利益を追求しているように思え、本来の子ども最善の利益から遠ざかるように思える。

【102】②A については年齢別定数がうまくいかず低年齢にしわよせがいっている。120%位は仕方なし。B は、今、食育が叫ばれている時代にお弁当では逆行。畑で作ったものも含めて自園方式が望ましい。C は広いにこしたことはないが、もともと一人に何㎡という考え方がおかしい。ギューギューは困るが緩和もA同様に仕方なし。⑤虐待の通報のタイミング―ネグレクトは難しい。大きい子（年中、年長）は幼稚園という選択もあり、少ない分、乳児の希望が多くなってきている。待機なしと言っても、希望の保育園にはなかなか入所は難しく、遠い町から登園している家庭が多くなった。

【103】①新システムの前提となる財源確保がまったく不透明な中で何故拙速に進めようとしているのか、幼保一体化についても何故いま必要なのか。十分な議論がないまま進められようとしている。直接契約方式の導入は園側に集金業務等の大幅な事務負担が生ずるが、その手当ては示されていない。また「保育に欠ける」という要件がなくなると、直接契約ではその児童が入所できるという担保はない。新システム導入には詳細に至るまで十分なつめの作業が必要と思うが、国が早急に進めようとしているのは、国庫負担の軽減のみを考えているのではと思う。②児童がのびのびと活動していくためには現行の面積基準でも少ないと感じている。待機児が多数いる大都市では暫定的に定員の上限拡大や面積基準の緩和もやむを得ないと思うが、基本的には面積基準を拡大し、それに見合った定員にすべきと考えます。③経営的には非正規職員を多くしたほうが楽ですが、仕事量に見合った処遇は必要と考えています。幸い当園では、正規だから非正規だからということで責任感や仕事ぶりに差は感じられませんが、職員の生活を守るためには、正規職員枠を維持したいと考えています。また非正規職員の処遇改善を行ないたいと考えています。

【104】①直接契約になると弱者と言われる短時間パートの方や生保・病気等の方は受け入れてくれるところが少なくなるのではないかと思われます。今まで、行事 1 つにしても違いが多いので両方〔幼保〕の意見を入れるのは難しいのではないでしょうか。親子遠足も、就労の関係があり行なえない保育園と様々な行事を親子で取り組んでいる幼稚園とではどちらにも不満が出るのではないでしょうか。②手厚い保育をするにはそれなりの人数が必要です。定員の上限がなくなっても一部屋に入る人数は限られると思います。「子どもの最善の利益」ということから遠くなっていくと思います。食育に力を入れているのに外部搬入は逆行していると思います。③公立なので一園また園長の考えではどうにもなりません。わが地域も民営化が進みどんどん公立が消えていっています。これも問題だと思います。まして新システムでは「支援を必要とする子」や「パート業務」の方などの救済のためにも公立が必要になってくると思います。④事務量がとても増しています。個人計画も支援計画も大事ですが、その事務に時間をとられ、子どもや保護者との時間がとれなくなるのは問題ですし、保育士の精神的ストレスも増えてきています。⑤保育所保育指針が変わり、子どもの最善の利益をうたう中で、新システムは違うと思う。待機児は多いかもしれないが、それは大都市だけである。地方都市のことも考えて欲しい。親のニーズにこたえるばかりで子どものことを考えていないシステムである。親は交通の便利のよいところがよいが、子どもは自然の多いところがよい。親は保育所に入れれば〔それで〕よいが、子どもは詰め込まれるだけではかわいそう。発達

を保障されなければ個別計画も支援計画も必要ない。食育という言葉が多く聞かれる中、外部搬入を認めるとは考えられない。作ってくれる人を見ながらあたたかい食事を食べ、有り難うの言葉を伝えるのが食育の一歩である。アレルギーのため除去食も進めている中、考えられない行為である。保育の内容を、親ではなく、子どもに目を向けて欲しい。どうしても働かなければならない時代である。しかし延長がなければ･休日保育がなければ、親も企業もその時間にあわせ仕事を探し雇用する、そういうシステムの方が子どもには望ましい。親のニーズではなく、子どものニーズにこたえられる保育環境を整えることを、自治体・国が考えていって欲しい。

【105】①税金（公費）が株式会社の利益、配当に分配されることは全く理解ができません。乳幼児の育ちに地域の差があってはなりません。「ゆとり教育」でも今、日本の教育の方向転換をしていますが、ゆとり教育で失われた子どもたちの育ちは取り戻すことはできません。保育所を増やすために、単に「やってみるか」では将来に大きな禍根を残すだけです。時の政権が認可保育所を増やさなかったツケが今になって〔出てきて〕います。②誰が考えても子どもが日々生活する場所に際限なく子どもを入れて良い子が育つと思えません。小泉政権下で食育基本法など食育について保育園は当然のように様々な指導を受け、対応してきました。一体それは何だったんでしょうか。ただ、参入条件の緩和のための手段としか思っていません。日本の認可保育園の子どもたちがのびのびと生活しているとでも思っているのでしょうか。このようなことを考える役人の資質を問いたい（言わせられているのでしょう）。③収入がわからない（想像）出来ない中では答えられません。言えることは、収入に見合った保育しか出来ないということです（残念ですが）。④問２の設問が全てです。あえて加筆するなら仕事に見合った賃金ではなく誇りをもてる立場になれないことです。⑤とにかく、保育園の先生に余裕がありません。若い先生を育てる時間もありません。夢多く就職してきた先生が十分なサポートも無いままクラスに入り、親とのコミュニケーションで挫折し、職を離れるケースが増えています。これは保育園に課せられた役割の激増が人的配置の増加につながっていないためです。今、現場は悲鳴を上げています。保育園をサービス提供の場と位置づけてから、親（利用者）の身勝手な要求が植えてきました。今は保育園が親の要求に身を縮めています。私たちはどこにも訴える場がありません。介護の方に聞くと、保険制度導入以来、「お前ら金をもらっているんだから」とあからさまな態度の利用者が増えたと施設側の声を聞きます。保育園は単にサービス提供の場で無いことや、出来ることと出来ないこと（集団生活の一員になる）を入園の際（申し込み時点）に告知していただきたい。最低基準は何とかしてください。戦後ほとんど変わらない職員配置は、おそまつを通り越して恥ずかしい限りです。戦後から日本経済はどれだけの規模になりましたか？戦後の本当に何もない中、何とかこの程度で保護をと制定した最低基準が現在まで踏襲されていることに驚くばかりです。厚生労働大臣や市町村の向上の義務（務めなければならない）がうたわれているにもかかわらず、見事な死文です。地方自治体のみなさま、本当に地方の裁量で子どもたちを育てていけるのですか？何故公立保育園の正規から非正規職員化が進んでいるのでしょうか？地方の財政が厳しいと言われますが、何故自らの血を流す「議員定数削減」や「職員給与削減」の声が、一部・大阪・名古屋しか出て来ないのでしょうか。新システムによる企業参入は国や自治体の責任を逃れるための一方策であってはなりません。

【106】①保護者との直接契約になると、地方自治体が入所を決定して保育園は入所を拒否できないとなるようですが、保育料を滞るような納付に不安を感じさせるような家庭は、入園は断れないのか疑問を感じる。滞納額の整理は、行政が責任をもって戴けるのか。障害のある子は、手間のかかる子とか、現行の保育所運営費の単価と障害児補助金の合計額が、保育士の人件費に満たない場合―いわゆる採算がとれない場合は入園を断るケースも考えられるが―拒否できないとのことですが、採算の取れないケースの場合は、民間保育園でなく公立保育園に入所させる配慮をすべきと考えます。企業、NPO 等の参加になると収益中心となり、人件費、保育材料・遊具等の購入、活動内容等も制限され営利目的とならないか。そのほかいろいろ疑問を感じる。②いろいろな考え方がある中で選択肢が増えたことから結構なことと思う。③どうしても人員増の必要に迫られた場合、人件費抑制のことから非正規職員の枠を増やすことを考えざるを得ない。

【108】①直接契約方式では入園の時に手のかかる子や家庭の経済状態で選別される可能性がある。保育事業は利益を追求するものではない。株主への配当などのため保育環境の低下や職員の問題で、以前の無認可保育園の問題も出てくる。国は成長戦略として考えているが、この制度では非正規職員が増えることが予想される。幼保の一体化では措置費など詳しいことはまだ示されていないが、保育園の運営は大変になると思われる。②A は現行制度で待機児を解消出来なかった問題はあるが、全国的にみると地方では待機時ゼロの都市が多い。B は離乳食やアレルギー食などの対応が出来るのか。手づくりの温かい食事が出せるのか？C は子どものためには基準を良い方向に持っていくべき。大都市の待機児対策を全国にあてはめるべきではない。④支援を要する園児の増加と配慮を要する保護者（精神疾患など）の増加。新「保育所保育指針」で個別の保育計画作成など事務量の増加。事務作業をする時間がなく持ち帰っている。公立保育所の民営化が行なわれており、当該園では打合せや事務量が増加している。

【109】①こんな案が出されたこと自体が許せない。日本は福祉国家になったことがないので保育所の整備も不十分であった。常に保育予算を抑える方向できたと思う。小泉政権以来、国民の保育要求を抑えられない分、規制緩和をして現場の保育要件を困難なものにしてきた。保育団体も国と妥協してやってきたが、この新システムでは日本の保育・教育はますます悪くなると思う。現場では保育所をやめるわけにいかず国のやり方に応じざるを得ないが、もう限界を感じる。公的保育ではなく利益優先の企業等のサービス産業にゆだねる道を進むことには絶対反対である。利用者も、介護保険方式と同じになることで利用しにくくなるのは目にみえている。こんなに国民を苦しめてよいのだろうか。②すべて考え方がコスト主義で恐ろしい。本来保育所の定員は大規模でなく、できれば 90 名以下で地域に数あるほうが良いと思う。まして上限を撤廃していくのはそこで育つ子どもや職員を圧迫する。基準そのものが貧困で狭い保育所に詰め込まれて騒音の中で子どもが育っている。先進国の基準を知るにつけ、日本の保育者は長い間頑張ってきたが、一方、子どもの育ちにひずみが出ている。保育者も疲労度が増している。更に条件を下げる緩和に未来はない。働き甲斐もなくなる、日本の将来も危ない。③経営的にどこまでやれるか不安であるが、身分保障の低下は働く意欲が減退する。働く喜びよりも労働条件の悪さが辛くなってくる。現実に優秀な人達は保育士にならない、なれないのではないか。保育士に対しての社会的認識も低く労働条件にあらわれている。条件負けしないでやっていくために少しでも処遇の向上を図らなければならない。⑥職員集団をまとめ意欲的に働ける場をどう作っていくか常に考えています。しかし年々厳しくなっています。園長として定年が近づいているが、園内をみても、課題の多さに対応しきれず、疲れを感じています。この新システムになったら現場は混乱、めちゃくちゃになります。長い間、保育の仕事をしてきました。少しずつ条件が良い方向に進むよう努力してきましたが、ストンと暗い闇に突き落とされるようです。これからも保育の仕事は重要さを増します。今働いている職員、今後、働いてくれる人たちのことを考えると暗澹たる思いです。利用者もこんなシステムになると利用しにくく深刻です。地方自治体も大変になります。国の方向に深い怒りを覚えます。もっと財源の使い方を「人」に使って欲しいです。いっぱい書きたい思いがありますが、公的保育を守り、充実していく日本になって欲しいです。そのためにも現場で働く人達の無関心さが問題です。保育界は発言し行動しにくくされています。札幌私保連が憲ればせながら保育集会を開催しアッピールしたことを評価しています。私たち自身のこととしてあきらめずに進んでいきたいです。研究者のみなさまから出されたアンケートを嬉しく思います。

【110】①そもそもなぜ子ども園なのか。福祉の立場からすれば是認しがたい。待機児対策といっても私のところは少子化・過疎化で定員になっていない。政策的にいろいろな考えがあるのでしょう。しかし、非常に問題があると思います。新システムのもと、子どもも親も幸福ならば良い。そこまで持っていくには相当手間がかかると思います。生活に迫われて気の毒な環境で育ち、順調とはいえない荒れた育ちのお子さんが増えています。発達相談室の方と連携をとりながら、保育をしている現状です。ですから、不安だらけなので、新システムについても不安いっぱいです。②給食の外部搬入は子どものためになるのでしょうか。反対です。③新システム導入になっても保育園がどのような状態か想像できません。とりあえずそれまでの間は正規職の枠を維持。正職員枠を減らして臨時にはできません（就業規則上も）。自主退職でない限り、正職の減はできません。④年長担当としては保育要録の記入（記入方法にとても気を使う）。それ以外の保育士は能力が十分であればさほどの苦労なくできるのでしょうが、勉強しながらカリキュラム・ケース会議、成長に困り感のある園児に接しています。⑤子育て中の保護者が仕事や家事に追われて余裕のない子育てをしている姿がよく見受けられます。結局、保育上、困難が多いということになります。子ども手当てが本当の意味で子どもの成長のために使われて欲しいです。

【111】⑤国の政策が現場にそぐわない。新システムも同様。もっと全国各地をみて回り、都市と地方での問題の違いを理解して欲しい。“子どものすこやかな成長”を願う政策にはまったくなっていない。親へのサービス重視としか思われない。労働条件の改善をして若者の雇用を 100%にし、少子化の防止、年金問題もおのずと解決してくると思います。保護者の収入の低さには驚きます。働く場所がない、アルバイトしかないなど心ますすんでいます。このような状態では子どもを産もう、育てようという気持ちにはなれません。それが年金不払い、老人の年金の減額にもつながっています。どうか若者の雇用を 100%正規雇用にしてください。

【112】①長い歴史の中で進んできた現体制をみんなが納得したかたちで移行できるものなのか。子どもたちが大人たちに振り回されているのではないか。民間の参入により保育レベルの低下が心配。一体化する必要が見出されない。②建物には〔保育士が〕見られる限界があり希望があれば何人でも良いということにはならず、狭い空間に入れられるとトラブルが生じる。給食は作っている人の顔が見え、においがする中で保育し、食育も含め子どもに安全で安心なものを提供しなければならない。日本の現在の基準でさえ狭く世界の中でも低いのに、これ以上狭くなるのはありえない。③正規職員の数が当市

ではとても少なく、予算が無い中、このたび話し合いがつき、今年２名の新規採用、来年３名の新規採用が決まった。クラスに最低１人の正規職員が望ましい。④指針が変わったことにより国からの補助金や基金も増えました。よいことではありますが、研修会や講演会が増え、当市では保育園の新築も重なり、どうしても夜の会議だったりするため、業務量の増加に苦しんでいます。⑤子どもたちがこれからどういう保育が必要なのか、関係者や大学の先生たちは気づいているのに、制度がどんどん悪い方へ変わろうとしていて、とても不思議です。子どもたちに国が予算をしっかりとつけて、競争のない学校にし、子ども同士が遊びの中から役割、社会性が身につくような保育を行なうべきだと思います。メディアに振り回され、自死する子どもが多く、ひきこもりが 100 万人もいる現在の日本の状況をもっとしっかりと見つめるべきではないか。

【113】①子どもにとって本当に良いシステムなのか！！子どもの将来を左右するぐらい大事な時期を預かる保育所のシステムとしては評価できない。本来の保育所の機能ができない。単なる預け場所となってしまう気がする。保護者の金銭的負担も直接契約となると、あれもこれもと、しまいには保育料が支払えない状況も出てくると思う。子どもの生活を保障できるようにもっと実態を見てそれにそくしたシステムを作って欲しい。⑤何年たっても国から出される政策と〔は？〕実際の職場での問題解消にはまったくなっていない。保育団体等との会合も数多く開催されているはずだが、ほとんどが聞く耳をもたない政治家であることにいつも無念さを感じます。子どもにとってすこやかな成長を願うのであれば、もっと全国各地を回り、現場を知ってほしい、見てほしい。都市と地方の問題はまったく別のものです。全国一律のシステムを作ってもまったくそぐわないものなので意味がありません。いつ、それに気づいてくれるのか！！気づいていても強制的にシステム化してしまうやり方は納得できない。民間経営となると、利益ばかり優先しがちになり、保護者にとっては、便利でサービスが良いかもしれないが、子どもが何十時間〔十何時間〕も預けられ、保護者と過ごす時間をうばわれるだけのような気がしてならないのです。もっと働く保護者の労働条件を変えて、ゆったりと子育てができる、安心して仕事も休めて、子どもと過ごせる就労体型を確立することが先決だと思います。

【114】①本当に子どものことを考えての内容なのか。幼稚園、保育園の基本が違うので一体化は難しいと思う。②面積基準の緩和は、待機児童が入所できるので良い面もあるのであろうと思われるが、園児を入れすぎて、遊び・面積等不都合があっては困ると思う。④事務仕事が多くなったように思う。

【115】①直接契約の場合、保育料未納者に退所を迫ることが出来るか？集金等の事務処理を行なう事務員（常用）がいない。KK、NPO 等の参入は、利益追求型の経営が許されるのか？この場合、園児の処遇が低下しないか。幼保一体化で幼保の処遇が一本化され、開園・閉園時刻他の制度が統一できるならば、また処遇（園児、職員）が低下しないのであれば賛成。②A は人気のある保育園（例、施設が新しい、園外保育が多い等）に入所希望が集まり、目に見えにくい、日常保育の充実・研鑽に努めている保育園は人気がない傾向にある。B はセンター給食になると衛生管理上の指揮権限がないため食中毒を防ぐことができない。③新システムの詳細な事項について明確になっていない。

【116】①子どもにかける費用を抑えた保育・幼児教育の低コスト化や人件費圧縮のための職員のパート化が進み、安定した保育の体制がとれないなど、子どもたちの 1 日の生活と成長を保障する保育環境が悪化すると思われる。安心して保育所を利用してすごせるようにと願う。②A は、いま現在においても、最低基準を超えて入園しているけれども、保育士を雇い入れるためにも最低基準を守って欲しい。B は園独自のメニューの変更などとても難しくなる。C は面積についてもこれ以上の緩和は子どもをギューギューの状態になるのが目に見えている。③今のところ維持しているが、本当に改革が進んだときには、、、とても恐ろしいことです。④保育の準備のため勤務時間を越えて仕事をしている。年度末にあっても保育園のお休みがないので次年度の準備にもどの職員も大変な思いをしている。日中はほとんど子どもにつききりなので、記録をとるのにやはり仕事が増えている。

【117】①児童福祉法、社会保障、労働保障の面で最低基準をどのようにとらえているのか、はっきり言ってわからない。③運営費・補助金が少なくなると現状維持が困難になるのではと感ずる。④アンケート類が多くなってきている。

【120】①保育の質の低下が予想される（保育の産業化）。「子どもにとって」ではなく、「保護者にとって」都合の良いシステムにしようとしているのではないか。

【122】待機児童をなくすることにはつながっていくと思うが、保育の質という面で本当に子どもたちの環境に良いことなのだろうかと考えてしまう。②現在の子どもたちの生活を考えると保育士の人数はまだまだ不足している。③ここ数年で非正規の方が多くなり、仕事的にやりにくい現状がみられる。これ以上増えると運営していくのが難しい。④事務作業の時間が少ししかないため、持ち帰りが増えている。行事等が多いため、用意などが大変である。保護者からの理不尽な苦情等で精神的にもやられている。⑤一人の保育士が保育する子どもの人数が多く、ケガ等を注意して保育するだけでも大変なところに行事やいろいろなことに答えながら保育していくのはとても大変である。保育士も余裕がない中で日常保育しているので、身体面精神面的にもかなり大変である。一人ひとりの子どもの育ちをもっと見てあげられる保育を行ないたいのに出来ないのが現状である。

【123】⑤全ての人々をとりまく世界が何か崩れてきているように思います。便利、便利を追求するあまり本当にやらなくてはならない生活の大切さを忘れ、心の空洞化が生じているのではないでしょうか。その結果、自身を見失い、無気力になり、何をやっても満足感を見出すことが出来ず、弱者へ自分の不満をぶつけているのではないでしょうか。それこそが虐待というとても情けない行動へと変貌し、取り返しのつかない人生へ、、、一度しかない人生、本当にもったいないとつくづく思います。働く女性〔が増えることは〕本当に良いことでしょう。しかしその一方では高年齢化が進み、そのため養成校を卒業しても、待っているのは隙間産業のように臨時雇用。若い人達の雇用の場の確保と子育てしながらの仕事確保には色々な意味で疑問を感じます。一人の人間が全てを手に入れることはどうでしょうか、、、少々感情論が入ってしまい申し訳ありません。

【124】①児童福祉政策は国や市町村が責任をもって行なうべきであり、株式会社が営利を目的として行なうことは子どもを、利潤を上げる糧としている。直接契約となると各園は保護者の収入や子どもの様子により空きがあっても断るケースが出る心配がある。預かっている園児が時間によって細切れになるようでは何のための保育要録の改定なのか。昔の託児所的なものになっていて、そこには計画的な教育は存在しない。②つめこみにより園児のすこやかな育ちが保障されず、保育の質の低下につながる。栄養士や調理師が園児の食事の様子をみながらバランスに富んだ食事の提供ができなくなる。③正規職員が退職してもその後は非正規枠で行かざるを得ない。⑤障害児保育の定数改善について。現状３名に１名の保育士である。学校のように専用の教室があるところはないと思う。保育園では年齢が異なること、障害の内容が異なること、保護者は同年齢の子と同一クラスを希望する等々。また長時間預かる（8：00～18：00）〔という問題も〕。園児の状況に応じて 1 対 1 の保育が必要であることが多い。一律的にはいかない。人件費が負担になる。受け容れたがらない保育園が多くなる。そのような児童福祉政策でよいのでしょうか。

【125】問題点：直接契約、短時間利用者保育サービス制度化。施設整備量の見直し（企業などの参入）。保育指針による運営が無意味化？→保育の質の低下。評価点：保護者の保育園の選択肢が拡大？待機児童の減少。保育の質が多様化。②児童の安全、保育の質が低下する。③パート職員について、短時間利用者に対応するためにはやむを得ない。④雑務をパート用務員の増で対応。パート保育士の増員。⑤定員増をすれば運営費が安くなる。2 年連続定員オーバーをすると定員改定をさせられる。児童が増えれば全体管理する要員が必要となり運営が厳しくなる。

【126】②子どもたちに安心、安全な環境を提供できなくなる。④3 歳未満児の個別保育計画（月案）の作成。

【127】①ニーズにこたえるための人材の確保。財源への不安。②A，C は予算がたてにくい。極端な話、すし詰め状態になってもいいのか？B は食育を進めるにあたりどうかと思う。④記録の大切さはわかるが、休憩もないほど。また会議・研修も多くなり、残業も増えた。保育所内だけの仕事にとどまらず、地域交流等もあり、保育の内容も多様なのに人数は最低基準によるのでおかしいと思う。⑤都会と地方では親のニーズにも大きな差がある。国が定めたことを地方でも進めなければならないことに疑問を感じる。まして人材を確保するだけでも地方は大変です。サービスの多様性に反対ではないが育児世代への柔軟な対応がとれる社会、職場づくりが進まないと解決されないことも多いと思う。

【128】①児童福祉の理念を大幅に後退させるもので、児童処遇等「保育の質」の低下を招くことが必然である。子どもの権利を尊重した「国の子育ての姿」「財源」が示されていない。子育ての場を市場主義（保育の産業化）に委ね、現状の安上がりの保育をさらに劣悪な環境に貶めるものである。②営利を目的とする企業などの参入が促進され、保育が福祉でなく、保育が利益を上げるためとなり、保育の質の低下を招く。参入も撤退も自由なことになり、保育園が突然閉鎖されることも考えられます。③児童福祉の理念を大切に堅持し、常に保育の質の向上を目指すため。⑤現行の保育制度は国や市町村の保育実施義務が明確に位置づけられた「最低基準」により、全国どの地域において等しく保育の質が保障されています（先進諸国と比べるとまだ日本の最低基準、公的負担は著しく劣っています）。今後の保育制度改革にあたっては「最低基準の抜本的改善」「公費の大幅投入」「国と自治体の公的責任の堅持」を基本とした改革が不可欠であると考えています。

【129】①利用者と事業者との直接契約＝市町村の義務・責任の後退。保育・教育は国が責任をもって行なうものと考える。株式会社などの事業主体の参入により利益の社外持ち出し・流出が平然と行なわれる。保育の質の低下は火を見るより明らか。保育士の配置・給与を悪くさせるのは間違いない（保育所の給与は他の業種・教育と比べても明らかに劣後している）。幼稚園・保育所の一体化は十分時間をかけて検討すべき。保育理念＝低年齢児の国としての保育理念を作るべき。②A は（認可）保育所の設置を国が怠った結果のつけが民間保育所にしわよせされている。基本は定員を守るのが筋。空き物件の早急な活用を。B は、給食は温かいもの・作りたてのものと食べるのが一番美味しい。子どもたちには美味しい食事を提供すべき。アレルギー対応も必要。C は最低

基準の面積は今でも他の先進国に比べ劣っている。本来は守るべき面積を広くすべきである。③定員増となるため正職を若干名増やす計画。保育内容（質）を維持・改善するためには継続的に当園の保育内容を理解・実践し、伝えていく職員として、正職は不可欠です。⑤（1）待機児童を解消しようという狙いを込めて今回の新システムになったものと推察しているが、国が本来すべきことをせずに今の保育所にしわ寄せしている。定員超過の入所の対応と面積基準を緩和しようとしている動きである（面積緩和は、大都市に限るとしているが、、、）。土地の有効活用（東京都であれば遊休地があると思うが、そうでなくとも定期借地権方式などで土地の借り上げも可能と思う）と幼稚園、小学校などの空き教室の借り上げで十分対応できると思う。国の対応のまずさがみられると思うが、国は真剣に待機児童対策に取り組んでほしい。（2）保育士・保育園の保護者支援が保育士・園の負担を次第に増している。例えば、最近の保護者の育児能力の低下が認められる。自分の子どもにどのように声をかけていったらよいのかわからない、月齢とともにできることが増えているにもかかわらず親がやってしまう（靴を履くのも親がやってしまう）、子どもが言葉をどんどん覚えている時期になっていても親が子どもに語り掛けないなど、親の育児力の低下がみられる。保護者への指導も上から目線ではなく、提案型、一緒にやりましょうなどという視点でなければ親の心にすとんと落ちていかない。親の心へ届ける腐心と工夫が保育士の神経戦の負担を強いている。（3）保護者の育児能力の低下とともに最近顕著に表れているのが、子どもたちの育ちの大変さである。子どもたちにまったく非がないが、子どもたちを取り囲む環境の悪さの影響か、環境と場面の変化についていけない子どもたちが多くなっている。自分自身をうまくコントロールできないで、子ども自身がどうしたらよいかわからず困っている。室内で楽しく遊んでいた時に、もうそろそろお散歩に出かける時間ですよ、外に行く準備をしましょう、と保育士が声をかけたとしましょう。もっとゲームをやっていたいと自分の遊びに夢中になって、次の行動に切り替えることができなくなっている。もっと遊びたいといって外へ行くことに抵抗を示す。自分自身をうまくコントロールできない子どもたちの対応に苦心している保育士たちです。（4）また、発達障害と思われる（珍断名を保育園でつけることはできないので）子どもたちの出現率が高くなっている。当園では、20％程度がそういうリスクを抱えている子どもたちと推定している。保育園は、その子がどんな特性を持った子どもなのか理解したうえで、子どもたちがすごしやすい環境を設定し、その子どもたちにあった接し方の工夫を重ねる保育を実践している。当園では、たまたま心理関係の先生に定期的に子どもたちを見てもらっているので、アドバイスがとても貴重で保育現場の実践に生かされている環境にあり、恵まれていると感じている。保育現場では、子どもたちも困っているが、保育士たちもどのように接して、対応していけばよいのか神経を使っている。保育士・保育園を支援するシステムを今以上に整備していってほしいものと願っています。（5）保育園で働いている職員の処遇改善に今まで以上に取り組んでいってほしい。これは切なる願いです。大の大人が 30 歳になっての年収が 3 百数十万円にしかならない事実をしっかりと把握してほしい。その年収では、結婚して子どもを産み育てる収入としては極めて低いものである。共稼ぎが条件の年収である。男として一生保育士として働こうとするには足りない金額である。教育・保育にかかわる仕事は良い人材が集まらなければならない。日本の将来を背負って立つ子どもたちである。そこには、子どもたちへの情熱を持った若者が集まってきやすい環境を設定し、保育現場で働きたいというほどの魅力ある処遇をぜひ実現してほしいと切に願っている。（6）新保育システムの問題点：（a）新成長戦略との連携、マーケットの創出は強調するが、「新たな保育の仕組み」「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」ともに「児童福祉の理念」「子どもの権利」「幼児教育」について、国家としての「保育のあり方」に触れられていないことに疑問を感じる。（b）「子ども・子育て新システム」では給付の一体化とともに、資格の共通化、企業を含め多様な事業主の参入を図ることが強調されている。客観的基準（どのような基準かは不明）により企業等への施設整備費補助（イコールフィッティング）を認め、運営費については使途範囲に自由度を確保し、「他事業への活用（流用）・配当」を認めている。また、同時期に公表された、経済産業省産業構造審議会の「産業構造ビジョン 2010」報告では「子育てサービスの産業化」とともに「成長産業として発展を期待」、事業者が互いに切磋琢磨することで「公的助成を抑制」しながらサービスを質、量ともに拡大、と提言されている。これらの動きは政府の新成長戦略と連動していることから、「新システム・（子ども園）」は、公費を抑制した「保育産業」としての位置づけと推察せざるをえない。このため、社会福祉法人立、学校法人立「子ども園」は存在意義を失うことになり、消滅あるいは解体することになると思う。（c）「すべての子」なのか。「保育に欠ける」子どもから「保育が必要」な子どもとし、市町村が認定をする。認定をされた「子・保護者」は「子ども園」を選択し「公的契約という直接契約」をすることになり、市町村に課せられていた「保育実施義務」はなくなる。そのため保育が利用できなければ生活が成り立たなくなる家庭、養護が必要な子どもは「直接契約」が前提のため利用できる保障はなく、逆に排除されることが予想される。現行保育制度は、児童福祉法の「すべての子どもはひとしく生活を保障される」という理念をふまえ、「保育に欠けるすべての子」は市町村が責任をもって入所と保育を保障する仕組みとなっており、大幅な後退といえる。市町村の責任が義務から責務へと大きく後退したと考える。（d）最低基準の改善が示されていない（保育の質）。「児童処遇・環境、高すぎる保護者負担、低すぎる職員処遇・職員配置」の改善、集金業務・事務作業の大幅増に伴う事務職員等の配置について、触れられていない（検討課題としている）。最低基準等の地方委譲により、地域格差拡大、質の低下懸念がある。また、「保育の質」という言葉が一切なく、保育サービスという言葉におきかえられている。保育は、サービスではなく、養護と教育の両方を備えたものと新保育指針にある。「サービスの質の向上」を「保育の質の向上」という言葉にするのが妥当と思うが。（e）「子どもの権利（チルドレンファースト）」を尊重した、国としての子育てのあり方（ビジョン）が示されていない（OECD 諸国と比較し、著しく低い保育環境にあることを改善すべきと思う）。（f）財源は確保されるのか。「社会全体で必要な費用を負担、恒久財源の確保を前提として実施」が新たに書き込まれた。社会的追加コストの試算（参考）には、H21～H26 の必要費用累計 10 兆円（年平均 1．6 兆円）とあるが、現在の費用に量的拡大（女性の就労率増加）のみを加えただけのものであり、評価に値しない。現行水準の量的拡大必要費用確保さえ困難ではないのか？（多様な事業主体の参入により利益、配当の確保が優先され、質の低下が懸念される）。また、財源の確保がされないまま、新保育システムが動き出すことはないというが、どこかでブレーキをかけてなければならない。（g）公定価格とは。サービス類型ごとの「公定価格」の価格は示されていないが、固定価格（応益負担）となるため、低所得者層の子どもは負担が増すことになり経済的に「こども園」に入園できなくなる可能性がある（こども園側が、子ども・保護者を選別することも考えられる）。現行制度は所得に応じた保育料（応能負担）となっており「保育の欠けるすべての子」が入園できる仕組み（保育園側は子ども・保護者を選別できない）となっている。大幅な後退といえる。（h）子ども園と他のサービス類型は事業的に重なる部分は、多様なサービスを提供する事業者と「子ども園」が競争関係になる。利用者は価格面を踏まえ、「子ども園」や多様なサービスを選択することになる。サービス類型ごとに「公定価格」を設定するが、利用契約を越える保育時間は「公定価格」外のため自己負担となり、保護者負担増となる。また、「こども園」同士あるいは多様なサービス業者との価格競争となり、競争の激化を招くと考える。（i）待機児童解消になるのか。待機児童は 0・1・2 歳児に集中しているため、保育園増設以外に解消できない。（j）保育料未納問題に触れられていない。未納の子どもを強制退園させるのか。

【130】①評価する点として、子ども・子育ての扱いが統一化されることはよいと思いますが、長い期間の基準等の異〔なるの〕を短期間に行なうことが良いことか？問題点としては、基本となる指針・整備内容、資格要件等の準備期間（H23～25）実施とは。個別契約と増大する事務。多彩なメニューは紹介されるが、市町村の財政状況によって受付金問題もあるのではないかな。保育が成立するか？②A については見合った整備、人員配置等がなされることにより〔問題なし〕。B については食材の管理、選択ならびに各園の事業（行事）等の対応。C については近年には面積基準の変更はないと思いますが？③現在のところ、新システムが見えていない段階でなんとも予想がつけにくいが、少なくとも事務関係については増やさざるを得ない状況にはなるものと考えますが、現状の職員枠は維持していかなければ保育が継続・維持されていかないと思っています。④個々の園児に関する月案等並びに要録等の事務量が増えている他に、保育士のスキルアップ等に時間を必要とした。時間確保は結果として時間外になってしまい、また、保護者対応に時間を要し、早朝・延長時間を過ぎての対応が多くなってきている。⑤新システムについて。思いつくがままに書いてあり、重複している項白も沢山あり、まとまっていませんんでの悪しからず。○人気取り：待機児童の解消、労働人口の確保、国の財政負担（市町村と利用者負担を強いる）を軽減することが大きな目的で、純粋に子育てシステムを考えているのか疑問を感じています。あらゆる面から子ども子育てを統一化するための多様な論議が必要であることは充分理解できるが、基礎的論議が十分なされない現段階に、考え方、要綱案などが短期間に行政ベースで提示され、数回の論議で平成 23 年度には国会論議され 25 年には実施したいとの考えで、23 年度には前倒し実施し実績を図るなどを考えているようだが、関連する法関係や基準などの関連事項の論議が充分成されるのでしょうか。蛇足ですが、過去の状況からしても色眼鏡で見らさるので辛いです。基本的にすべての子どもへの良質な成育環境の保障は、どのようにシステムが変わろうと、幼保一体化とは関連なく、保障しなければならない。多様なニーズに応えるサービスと市町村の財政力により確実にサービスの全てが確保されるのか？働く時間と保育時間の関係が＝〔な場合？〕は保障する、以外の保育は補助金該当外？多様な保育サービスの提供、メニューは豊富に示されるが、肝心の保育が成り立つシステムになるのかが十分理解し難いし、良質な保育環境かを整えられるとは思われませんが？幼保一体化による指針・要領・整備基準・資格について一体化とする考えがあるようですが、社会福祉施設である保育園は、今後そのような施設ではないことになってくる？○基礎自治体を重視：新システムの具体的な内容はまだまだ定かではありませんが、国は多様なメニュー開示し利用者が選択するようになっているようですが、市町村の財政力によって使われる費用が保障される？現在でも交付金指置に

よって人件費を抑制するために公設保育所を民営化したり指定管理者制度保育運営が盛んに行われている状況にあります。そのことが待機児童の数を増加させている要因の一つと考えます。保育指針・幼稚園教育要領・最低基準・整備基準や資格については、すべてを廃止して子ども園（仮称）の指針・最低基準とするのか？また、保育所は児童福祉施設であることについては今後どのように考えることになるのか？○多様な保育サービスの提供：すべての子どもたちに多様な保育サービス（示された内容以外の通常保育における保育時間の選択、就業と保育についてが、大きな問題と言える。保育が成り立つのかといった疑問）のメニューを示すことは可能と考えるが、そのことによって良質な保育環境が整えられると思いますか？○ワークライフバランスの実現：具体的な給付方法、費用負担等によって多様な保育サービスの選択が可能ですか？保育に欠ける子も、保育が必要ではないという子も同様に、すべてのこどもが同一化した中でどのように扱われるのか不安です。○幼保一体給付（仮称）の創設：国は、すべての子ども家庭を対象に基礎的給付に加え両立支援（家庭と就業）・保育・幼児教育のための給付を行うこととしている。その財源を市町村に対し、包括交付金（仮称）として交付し、新システムの下で、現金給付と現物給付の組み合わせ配分や給付メニューからの選択を行うこととするようですが、「自由度を持って地域の実情に応じた給付をすることができる」ことと表現されている。だが、市町村の財政力によってその差は歴然となり、全国同様には成りえない。現在の交付税と同様にならざるを得ない。また、市町村の裁量で基礎給付の上乗せ、基礎給付以外の子育て支援給付サービスを新システムの事業として独自に給することができることも考えているようだが、財政的な面からこの様な事はまったく無理であろうと思います。多種多様な給付メニューを考えているようだが、多様なメニューからの選択はできるものの、具体的窓口はどこを考えているのか、市町村であれば豊富でバラ色のメニューを開陳したに過ぎない。また給付メニューよりも保育サービスメニューの表示されている内容以外に昼間時の保育利用が圧倒的に多くなりますが、その利用についてどのように考え、どの様に保育環境を確保しようとしているのかが問題。○子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築：事業ごとに様々に分かれている支援対策を、制度、財源、給付の一元化により、新しいシステムで再編成されることについては非常に良いことと感じますが、コメントにもありますように財源が伴うかどうかに掛ってくると考えます。○利用者本位のサービスの包括的・一元的提供：時間的問題タイムスケジュールと市町村の裁量による一体的提供、様々な遵守すべき基準制度の認知、周知期間について今後どのように考えているのか？給付と事業に関しては、コメントでは、制度設計と財源と給付関連付けを評価しているが新制度設計には当然財源が伴っていなければならないと考えます。幼保一体給付については、保育所と幼稚園と認定子ども園は＝子ども園（仮称）とした考えを前提にしているのですから、親の就労状況に応じた多様な給付は、子ども手当、すべての子どもを支援する給付である基礎的給付と保育のための給付と育児休業給付など、就労と子育ての両立支援、幼児教育を保障する給付〔を考える必要がある〕が市町村の裁量によって一体的に提供することとしているのは、市町村の財政力に問題があるのではないかと感じています。○基礎自治体による自由な給付設計：豊富なメニューが提示されていてもそれからどの程度チョイスできるのか？自由度を持って地域事情に応じて給付設計ができることとする、としているが全体的保障をしていることではない。○最値基準の改廃：施設設備・運営の最低基準（認可基準）が指定基準に置き換わり、自治体によって異なった指定基準（国が準則等により示すとは考えるが、後に自治体の財政力によって変わってこざるを得ない）が設定されることも考えられる。すなわち地域格差が拡大し、現在よりも保育水準が低下する。

【151】①具体的な補助金の施策がみえない。幼保一体化は実際不可能．②待機児童がいるので。③実際に制度が施行される間際に考える。まだ不透明。

【152】①保育制度改革は基本目標に掲げるべき「子どもの権利」を尊重した「国の子育ての姿（ビジョン）」や財源が何一つ出ていない。保育制度改革は、「子育ての場」を「市場主義＝保育の産業化」に委ね、安上がりの保育をさらに劣悪なものにするものである。この動きは政府の「新成長戦略」と連動していることから「子ども・子育て新システム（子ども園）」は公費を抑制した「子育てサービスの産業化＝保育の産業化」を目指しているものである。幼保一体化についても十分な論議もないまま拙速に進められたことに疑問を持つ。②何のための認可園なのか。定員の最高 25%まで入れられるような状態でそれが本当に子どもたちにとってより良い保育を受けられている〔といえるの〕か。最近の利用者の生活環境の変化。集団生活の中で食事にも大変な時間がかかること。またアレルギーのある子どもたちに十分な対応がとれるのか。面積基準の緩和は日々生活する場としての最低の面積は必要であるはずが、詰め込み主義の状態で安全な保育は出来ない。③ある程度道筋が見えないとコメントができない。④新「保育所保育指針の改定」「保育要録の記録」等が増加し、保育士の負担は増している。園内外の職員研修についても参加回数、園内研修の回数が減少しているとともに子どもの長時間保育を利用されるために人手、時間、財源が減少していくのが日々感じる。⑤憲法 25 条、児童福祉法 2 条、24 条にもとづいて国と自治体の公的責任、最低基準の遵守、公費による財源保障と応能負担を制度の柱にしているこの制度を変えてこれからの日本の乳幼児教育はありえないと考える。確かに 65 年続いている現行制度に見直すところはあるかもしれないが児童福祉最低基準は守られなければ何のため社会福祉法人で今日まで頑張ってきたのか。またこの制度が守られないときには本当に子どもたちの幸せはなくなる。

【154】①当地域では待機児童はいない。2 年ほど前より年間入所児童数が定員を満たしていないため新システムが導入され自由競争に近い状態になれば経営が成り立たなくなる可能性が大である。②（A）待機児童数を減少させるためにはやむを得ない。（B）未満児は自園調理で以上児のみ外部搬入方式の程度チョイスできるのか。現場を混乱させるだけである。（C）面積基準の緩和を行なっても、保育士数の配置基準が従来通りであれば、児童数が増えた分、保育士数も増え、室内環境の悪化を招くだけである。③定員割れが慢性化する可能性があるため人件費の抑制が必要と思われる。④保育所保育指針改定により、書類の見直し、作成のしなおしで会議・打合せも増え、また捉え方を改めなくてはならなくなり、大変な時期があった。現在も続いています。

【157】⑤保育園入園の優先順位が低所得者、病気のために保育困難、母子家庭などの条件であるということで、短時間パート者あるいは診断書を出し続ける（働くことをせず毎日自由に過ごしている様子がうかがえる）方の入所が増加しています。そのためか 1 日フルタイムで働く親にとっては入所困難な状況になっています。働くことで子どもの保育が必要な親にとって保育園はますます入りにくくなっています。

【158】①保育の質の低下。事業者間の格差拡大。国、自治体の責任が不明確。②（A）子どもの最適な環境が確保できなくなる。（B）一人ひとりの栄養、アレルギーに対応した給食が提供できなくなる。（C）環境の悪化が懸念される。④業務量の増大。有休、病欠で代替職員がいないため他の職員に負担が多くかかる。⑤保育士の待遇改善（特に給与面で）。非正規職員を正職員へ採用したいが経営上困難な面がある。

【160】①保育（福祉）に対して利益を求めるのは違うと考えている。③行政の姿勢によって変化するものと考える。

【161】①現在幼稚園と保育所を一体化施設として運営している。幼児の在籍は幼稚園児と保育所児とクラスの中に混在している。保育時間も幼稚園・保育所同一で運営しているため、母が在宅から就労することになっても書類面で在籍移動するのみで幼児にとって環境が変わらずに保育を受けられるのはメリットである。幼稚園教育を取り入れての長時間保育は職員の研修する時間が限られてしまい、幼児の活動の姿について職員間で協議したり検証する機会がとれないのがデメリットである。②給食の外部搬入について衛生面での保障が気になる。また幼児にとっては園の中で調理することにより職員の匂いなどを通して食べたい気持ちや給食への楽しみなど食育上プラスになることが多い。③自治体運営のため予定はわからない。希望としては、正規職員はこれ以上減らしたくない。④特別支援を必要とする幼児や気になる幼児が増えているため保護者や関係機関との話し合いの時間が増えた。⑤幼保一体化で運営しているが、幼稚園は文科省、保育所は厚生労働省と管轄が違っているため、事務作業が煩雑である。調査ものについてもそれぞれの省から届くため園児の在籍を確認しながら記入することになり、時間を消費する。自治体の予算措置も幼稚園は教育費、保育所は民生費でもっているため、消耗品などの支出は園児在籍数で按分している。今回のアンケートにつきましては保育所のみの事情で記入しています。

【162】⑤子育て支援＝親支援であるが親支援に走りすぎ、子どものことを抜きに考えられている気がしてならない。特に延長保育は全く子どもの生活を無視していると思う。働きやすいことは無論〔必要な〕条件において、親の勤労時間を短縮することが先決ではないだろうか。そのことが、しいて言えば親支援につながるのではと考える。

【163】①運営指導のたびに用意しておかなければならない書類が増え、内容はともかく形式的なものも多く、保育士の負担も増していると思う。事故報告書など軽微な事項まで書く必要があるのだろうか？⑤利益を求める企業ではないので、財源は毎年ほぼ変化なしの状況で、保育士を含め職員の給与は横ばい状態である。定員割れの年度はかなり厳しい運営状況で、一法人一施設の場合は、園長は退職後の方々か、実践する保育士が園長を兼ねる形でしか存続できないと思う。社会保険等の負担増に比して昇給は低く実質の年収は前年度と大差がない状況です。国が進めている新システムはどのような内容なのか不明ですが、幼稚園、保育園を子ども園として一本化することには賛成です。保育料金についてももっと納得のいく（利用者にとって）平等なものであるべきと思います。

【165】④書類作成、安全・衛生面の確保、確認事項等の増大。

【167】①保育の質の低下。市町村の責任はどこに？保護者の負担が増すのでは？財源がはっきりしない。②A～C 全て、子どもにしわ寄せが行くと思います。A、C は床面積や必要な環境、保育士の数が確保できるのか疑問です。B は離乳食やアレルギー食に対応できない。また、当園は食育の観点から、調理室をガラスばりにし視角と嗅覚の育ちを促しているが、家庭にかわる、食に対する刺激が失われてしまう。③保育士の仕事の社会的地位がもっと高くあるべきと考えている。過疎の町で少子化が急速に進んでいるが保育士のモチベーションを高めるためにも現状を維持する。④個人の記録をつけたり計

画をたてたり書類が増えている。また保護者や地域に対する責任も増えている。⑤最近このようなアンケートが多く時間をとられます。今後のために必要と思いできるだけ答えていますが、突然送られてきて期限が決められているものがほとんどで大変です。また答えてもその後どのような結果になったのか、どう活用されたのか、不明なことも多々あります。同じようなアンケートの内容が多いので、大学や研究室で連携・協力し、現場に負担のかからないよう工夫していただきたいと思います。

【168】①直接契約については現在市の担当課の職員が保護者の希望を聞いて、調整して、入所先を決定しているが、制度が変わると自分で入所できるところを探さなければならなくなり、保護者は右往左往することとなる。また、保育所の事務等の負担が大きくなり、そのことに対する財源も不明である。一体化についてはそれぞれの制度のもと、何十年もかけて深化したものである保育所、幼稚園を一体化することはそれぞれの良いところを失うことになるのではないか？③保育の内容、質の維持。

【169】①保育所、幼稚園が抱えている問題や課題はそれぞれ大きく違う。一体化することでもっと複雑になり乳幼児教育そのものが一時的にパニックになりそうである。今まで保育所が守ってきた子どもの最善の利益や基準が民間の参入で守られるのか。②守られるのは子どもの権利でなければならない。親ではない。

【170】①国からの提示があったが、市町村における具体的な説明がないまま進んでおり、今の段階では評価のしようがない。②待機児童対策として実施しているようですが既存施設への影響はないのか心配です。⑤当所では所長の専門職がいなく、所長がいくつもの保育所を兼務しています。最低でも保育所には保育士資格を持ったものが所長となり、専門の職とすべきと考えます。どんなに小さい小学校でも校長、教頭がいるように保育所にも適正な職員を配置するよう国が基準をつくるべきです。

【171】①保護者の経済的な負担増。

【172】①幼稚園には幼稚園の良さが、保育園には保育園の良さがある。利用者はそこを理解した上で選択しているのが現状。それを保育園の待機が多いから一体化しようというのはあまりに乱暴だ。国は財政難からこの新システムを考えているようだが、今の基準を守って幼保一体化をすると予算は倍以上になるはず。いわば質の低下なしには幼保一体化はありえない。保育が社会福祉だという基本を忘れての論議は話しにならない。まして「株式会社の参入」など考えられない。②なぜ子どもの環境を悪くするのでしょう？上の３点は全て改悪でしかありません。なぜ定員があり面積基準があったのでしょうか。子どもたちの環境をこれ以上悪くするなど考えられないのですが。③どのように決着するかはわかりませんが、収入が少なくなれば当然正規職は減らさざるを得ないでしょうね。⑤書類作成が増えたと思う。今までも保育日誌の他に個々に出す「れんらくノート」や全体にお知らせする玄関に置くノートなど書くことが多かったのにさらに増えたと思う。同じようなことを書いていると感じている。個人カリキュラムなど個人的なはずが、同じようなことになっているのをみるとこれでいいのかな？と思っている。

【175】②子どもの動きが制限されたり安全面が不安。アレルギーや食材の切り方などの配慮がいきとどかないと思う。食材の安全性も不安。④個々に違った対応が必要な子が増えてきている。評価、保育計画（教育の部分）、食育指導、小学校との連携など新しい業務が増えている。代休（運動会、発表会）を一斉にはとらず保育所を開所している。保育日数や１日の時間が徐々に増えている。事務時間、研修を、「しなさい」ばかりではなく、しっかり保障して欲しい。

【177】①保育業務は営利目的ではない。子どもの成長・育ち（今では保護者に対しても育ちとともにメンタル面で支えている）を見守ることは、勉強をさせることではなく、昔からの、大人の適切な指導と何より子ども同士の育ち合いである。保護者へもカウンセリングのような対応もあり、保育所の独特の機能もあり、それが揺らぐことは良くない。子どものニーズへの対応ではなく、保護者の都合の良いニーズへの対応であり、結果、子どもにとっても良い環境にはならないように思う。保育力の低下が危ぶまれると考える。②Ｃについては東京都のような一部地域はやむなしと考えるが、全体ではとんでもないことで、のびのびと保育するという環境ではなくなってしまう。Ｂについてもかなり重度のアレルギー児を過去に対応している（軽度は現在も数名）。どれだけ神経を使っていても、ちょっとしたミスがあったが、自園で行なっているからこそ事前に気づき、問題にはならなかった。外部搬入で細やかな対応が出来るのかと疑問である。④書類作成等は今までとあまり変化はない。とにかく保護者との対応が多く、面談を行なったり、おたよりでのやりとりが増えている。また内部では新任が育たず、先輩保育士の仕事量、メンタルな部分で負担がかかっているように思う。

【178】①財源の見つからないところに見切り発車しても現場は大変混乱する。企業が入りマニュアルにそった心の入らない保育をもしされたならば日本国はおしまいだ。公定価格が導入される保育園運営になるとしたら、とてもやっていけない。万歳するしかない。幼と保の法的な違いもあるのにどのように無理やりあわせるのか解せない。保育園も間違いなく養護と教育は日々の保育の中には存在している。３歳以下が保育園などという発想はもう保育を頑張る原動力にはならない。②Ａについては大都会のみ当てはまると思う。「問題がある」を選択したいが、とりあえず待機児童多しということで。Ｂについてはとんでもない発想である。いいにおいといって本日のメニューをあてる、お腹減ったね、など人としての根っこがゆらぐ。Ｃはそれでなくとも狭すぎる空間にギュウギュウと詰めて保育を受けているのが現実。③たとえどんな世の中に変わろうとしても国家を背負う士台（人としての基礎）はブレないでいこうと決断している。女性だから子どもをみられる（保育が出来る）という貧しい発想にはならない。国家の品格が泣く。子どもは必ず大きくなる。心身、物とも豊かであらねばならない。④てきぱきと効率的に動けない保育士が目立つ。増えているのではなく、こなせないだけ（そんな保育士が多い）。なかなか戦力として動けない。なんだか忙しそうだが、その割に身を削っていない反面、大先輩の保育士はカオーにまわるため負担は大となっている。⑤乳幼児に重きをおいていない。子どものことは二の次での首長（自治体）の発想も否定できないが、保護者の質の悪さも感じられる。保育士の何も出来ないさまをみていると、やはり親であり家庭の基礎の悪さを否定できない。労働の苦労が足りない分、雑巾はしぼれない、テーブルはふけない、人ときちんと対話ができない、本当にひどい保育士と出会うことが多くなったとしみじみ実感している。人数が多く居てもとても忙しく感じる。園長も主任も出て行かなければ間に合わない場面が多くある。一昔前には感じたことのない現場の実感です。その場の状況を察知する、どう身を動かせばこの場はおさまるのか、等々、空気を感じ取る力、気持ちとはどうすれば豊かに育つのか、考えてしまうことがしばしばです。少々愚痴です。

【179】①一人ひとりの子どもの育ちを保障するという視点に立って考えると、子どもの発達を支援し、質の高い保育が保障されるか心配です。②質の低下が問題。③保育士の国家資格に対して維持したい。④研修権が保障されていないので研修体制が困難になっている。⑤身近なところで待機児解消に取り組む。保育士の確保が困難。自治体で人材バンクなど設けてくれると良い（毎年要求するが）。人員配置（保育士配置）の大幅な改善が必要です。０歳児２：１、１歳４：１、２歳５：１、３歳15：１に改善して欲しいです。

【180】②定員が多くなることは建物等についても制限を受けるため、給食の外部搬入はアレルギーの子ども及び未満児への給食、一時預かりの子どもへの対応が大変と思われる。

【182】②保育の質の低下が心配。

【183】①保育制度は国や市町村の実施義務が明確に位置づけられているにもかかわらず、現行の保育の仕組みを崩す制度〔改革〕であります。子育ては公共の仕事であります。新システムは子どもの成長・発達の場を利益追求の場とするもので保育を担当するものとして断固反対をしたい。直接契約方式は行政の規制緩和と公費を抑制したもので、保育園や利用者に負担がかかることは明らかです。幼保一体化と言われているが、両園は接近を図りつつもそれぞれのミッションの違いの中で位置づけられているもので、単に待機児童解消や縦割り行政の見直しの中で行なうことに問題がある。②Ａについては行政の指導のもと把握すべきと考えます。Ｂについては食育について注目されているところです。外部搬入でできるかどうかわからないが毎日平均した栄養が摂取できる保育園での完全給食が望ましい。Ｃについては先進国のように、遊ぶ・食べる・寝るというようにスペースがわかれていることが保育の中でのびのびと育てることができる。③保育の質が求められる改革であるべきで、児童福祉施設は担い手の確保が必要です。現在も人件費の割合が高いが今後の展開によっては当然考えること。④保育要録作成や飾りつけの工作物。行事に使う大小道具作りの工作物が年間を通して多いこと。また年度末には保護者に渡す作品作りに時間がかかる。⑤児童福祉法の理念を大幅に後退させ、保育の産業化を図るもので児童処遇等、保育の質の低下を招くことは必然で、本来改善・拡充されるべき保育制度が改悪・縮小となることに大きな危惧を感じる。

【184】①利用者が便利になると思われます。運営や組織をしっかりするためにも十分な協議と監査や認可など客観的な見方が重要かと思われます。

【185】②保育所を運営するために（Ａ）（Ｂ）（Ｃ）の実施に変更している園もあります。問題は多々ありますがやむを得ず実施している園もあると思います。③現在では現状維持ですが、正規職員が退職した場合は、非正規職員を雇用するようになると思います。④新「保育所保育指針」の学習会、保育課程、指導計画、保育日誌、週案など書類作成業務が増え、毎日の保育の中でやっていくよりありません。保育士達の中では持ち帰って仕事をしている人達もおります。保育士によって仕事中（勤務中）にできる人と全くできない人があり、時間があるができない保育士もおります。書類作成業務には超過勤務手当はつきません。⑤国は現場がわかっていない。あれやれこれやれで補助金はないようなもの、、、全ての子どもたちが健やかに育ちのために私たち現場では関わっております。政策もよいのですが、今ある保育所の補助を手厚くして欲しい。

【186】①最大の問題点は財源を確保するとしながらも財源の拡大の方向性がないことです。予算がなく（なくは言いすぎでしょうか？あまり増やすつもりはなく）保育を産業化することで乗り切ろうとしています。公費をかけずに保育サービスの量を増やすことは、企業参入を進め保育を産業化（市場化）することです。子どもの最善の利益を守りより良い発達を保障することができなくなります。公的責任のもとで行なうべきものです。直接入所においても、さらに保護者の負担が多くなる仕組みです（要保育度認定は利用斡旋を行なうだけで責任を負いません）。同じく幼保一体化も内容を何も整備しないまま

（実際は幼児教育と保育を区分して扱っている）幼児教育を区分けし、就学準備のための教育を強調しているなど全てに問題が多いです。②現在の基準もあくまでも「最低基準」だからです。子どものより良い発達を保障する観点から問題がある。③今保育園の運営は大きな節目を迎えています。保育を産業化し、子どもが商品として扱われた内容で運営が行なわれるのか一別の言い方をするならば、良質な保育を必要とするすべての子どもに〔保育を〕保障するため〔と称して〕規制を緩めながら、企業をはじめとする多様な主体の保育に委ねるのか、そうではなく、公的責任のもとで条件が整えられた保育を行なうのか。

【187】①日本の社会が抱える少子高齢化の問題はきわめて憂慮すべき大きな問題である。今後の日本の社会の活力を支え、医療・福祉・年金などの社会基盤を守っていくためには少子化の問題を解決していかなければならない。そうした視点でみるとこれまで進められてきた諸施策（エンゼルプラン等）は全く効果を上げていなく、保育制度もとっていこのままで良いとは思わない。従って「子ども～要綱」により抜本的な改革を進めていくことは必要だと思う。但し細かな制度設計に当たっては関係者の不安も多く、十分な議論を尽くし、結果としてマイナスの効果があらわれないように慎重に進めるべきだと思う。②定員の上限撤廃はしていません（定員を超える弾力的な入所は認めている）。給食の外部搬入も無条件では認めていません（特区のみ）。面積基準と最低基準も守られています（但し首都圏等では一時緩和の方向）。こうした設問は誤解を招きます。③保育の質の向上を目指す。

【189】①保護者が安心して仕事ができ、子どもたちが将来しっかりとした大人に成長するためには何が必要で何が大切であるかという点をきちんと考えて提示して欲しい。②保育指針が新しくなり考えなければならない点が多くあるにもかかわらず、保育士が担当する子どもの人数の考慮がなく、大切な子どもたちを成長させていく上で丁寧に関わり、身につけなければならないことが大人の考えだけで決められているように思う。子どもの環境が変化しているのでせめて乳幼児期には心と身体がしっかり育つ環境を考えて欲しいと思う。④書類の増加。保護者への対応。子どもの育ちの変化による対応。⑤何のための保育？誰のための保育？私たちはどう日々の保育を考えていったらよいのでしょうか？子どもたちのため、保護者の方々のためにどうしていったらよいのか疑問に思うことがあります。私たちの気持ちや思い・考えはどこにぶつけたらよいのでしょうか？私自身が未熟なため戸惑うばかりです。

【191】③保育の質を維持するため。

【192】①あまりにも急激な制度改革案のため、本当のところはまだよくわからないが、本当にこれが実施できるとは考えにくい。保育士と幼稚園教諭の免許の件についてもまだはっきりしないし、現実的にこのシステムが動き出したとき、保育料の徴収の方法一つとってみても様々な問題があると思う。また待機児童解消の具体的方策も見えてこない。ただ同じ時代、同じ地域に住んでいる子が親のあり方で幼稚園、保育所に分かれて保育することは問題があると思う。②子どもは人間である。物ではない。何でも限界がある。広い空間で伸び伸び育てないと将来日本を背負う子ども達が健康で立派に育たない。④本園の保育士は本当によく働く。仕事量も多いが、帰宅する時間も遅い。みんなでいかに仕事量を削減出来るかを話し合っているがなかなかうまくいかない。今は保育士の増員も考えている。⑤平成 20 年から慢性的に待機児童がいます。園舎は新築し、園舎、園庭も広々としていて保育環境は恵まれていると思います。しかし、待機児童のことを思うと、1 人でも多く入所させるべきか、今の状態を維持すべきか、板ばさみの状態が続いています。

【193】①直接契約方式にすると本当に福祉サービスを受ける方たちが入所できないケースも出てくると思います。多様な事業主体の参入があると公的な責任（子どもが保育を受ける権利）がなくなりサービスの低下につながるおそれがあります。長年守ってきた制度（最低基準は今でも最低のものでしかありませんが）も規制緩和が進めばサービスを受ける大人・保護者に見えるサービスは多様化しても、結局は、みえにくい保育の内容が悪化し、子どもにしわよせがいくことになると思います。幼保の一体化も教育と福祉の現場を一体化するのですから大小様々な問題解決が必要です。②現在の最低基準でも最低の基準で問題があるのに、その撤廃をすると（定員にしても面積にしても）更に保育条件の悪化につながると思う。給食の外部搬入については全く論外で、食育の推進と言いながら逆行しているとしか言えないものです。保育園の給食は離乳食、アレルギーもあり、命に関わるので絶対反対です。③定員以上の入所が今後も予想される中、保育の質の低下をしないためには維持をし、また、増員する必要があります。④保育の質を低下させないで向上しようとすると、職員の負担は非常に増していると思う。日々の保育、事務作業、行事の準備、保護者対応等々、あげればきりがない程の仕事量です。⑤以前に比べると保育の現場は大変になっています。就学前の乳幼児保育、地域の子育て支援、障がい児保育等、クローズアップされてきたことはとてもよいことだと思いますが、その条件整備が進まないまま（悪化しようとしている）現場に要求されることが多すぎます。今回の制度の改革が論議されている中で、地域に合った保育、よりよい保育条件がハード面、ソフト面両面で論議され改善されることを希望します。規制緩和を進めるのではなく最低基準を守り、基準をアップさせそれなりの予算をつけていただくのが優先ではないでしょうか。また保育条件が各自治体に任せられるようになれば国の子ども への責任はどうなるのでしょうか。地域によって格差が生じるのはいかがなものでしょうか。

【195】②保育の質が問われている中で質の低下につながると同時に子どもの最善の利益は誰がどう保障していくのか不安である。大人は子どもの立場を代弁しなきゃいけないので声を大にしていく必要がある。③公立なので首長の決断でしょうが、もちろん現場の者としては正規職員の枠を維持する必要があると思う。④事務量の増大。保護者支援の必要な家庭が増えていてそのために費やす時間が増えている。支援の必要な子が増えていて、そのための職員の打合せ、また、親とのミーティングの機会が増えている。⑤現場の意見に耳を傾けていただきたい。国は、道・自治体の裁量のもとに新システムを施行しようとしているが、一番困るのは現場であるということを強く訴えたいです。

【197】①公的責任が曖昧になり児童福祉法がなし崩し的に解体される。民間企業が参入することにより福祉施設からサービスを買う利用施設となる可能性が高い。園の運営面でも直接契約になる可能性が高く、事務作業が膨大になることを考えると、保育の質を守った保育園運営は非常に難しくなる。本来法で守られなければならない人達に手が届かない保育園になることが心配される。②（A）本来園児の定員があり、職員配置数が確保され安定した保育が出来るはずが、職員の配置が不安定になり保育が守りきれない。（B）給食は保育の柱であり身体を作り五感を発達させるためには自園給食がどうしても必要です。（C）食べる・寝る・遊ぶの場所が保障されていない現状は大きな問題です。これ以上緩和されるということは事故が多発します、トラブルが増大します。③保育園の役割は在園児の保障だけではなく、地域で子育てに困難を抱えている保護者の支援は重要な課題になります。地域を守り、子どもたちの発達保障のために安定して働くことができる正規職員がどうしても必要です。④子どもの育ちの弱さのため保育士が必要以上に手をかけなければならない子が増えている。保護者が生活不安や子育ての見通しがもてず精神的にストレスを抱えているケースが増え、様々な対応が求められている。事務的作業量が増えている。気になる子が増え職員も対応に追われ疲れている。

【198】①子育て、保育については国が責任を持つべきことです。一番よりよい条件をつくらなければならないにも関わらず、経営的に利益をあげなければ存続自体があやぶまれるようなシステムではないかと思います。幼稚園、保育園は同じ幼児期の育ちに責任ある場ではあるけれども、保護者から求められるものは違うのではないでしょうか。②（A）経営上、施設の限界をこえて受け入れることになりませんか。（B）子どもたちには自園で作った給食を食べさせてあげたいと思います。食育が大切といろいろな場で言われているにも関わらず、あまりにも正反対なシステムには納得できません。（C）緩和して今まで以上によくなるとは思えません。③今まで以上に充実させたいけれども、それは無理だと思います。このシステムでは。④延長保育の希望が多く、子どもたちも朝早くから夜遅くまで保育所での生活をしています。低年齢児の長時間保育には保育士の加配が必要になり、正規の勤務時間では対応しきれず、超過勤務が増えていく状況です。

【199】①直接契約方式：事業者と保護者との直接契約は問題の発生が多くなり、トラブルのもとであり認めることはできない。株式会社や NPO の参入：利益中心となり保育園を開業しても利益が上がらなければ閉園ということが想定され、子どものことを考えたものとは思えない。幼稚園と保育所の一体化：幼稚園なり保育所の位置づけを明確にした上での発想なのか。待機児童が東京圏を中心に多いからその解消程度での発想ではないのか。問題がある。⑤運営費等の一般財源化についても反対である。国から地方は、赤字を抱える市町村が多くある中で大切な子どものために使用されないことが十分考えられる。従って運営費、処置費などは従来のとおり国の管理のもとで使用されるべきである。

【200】①今ある最低基準は最低であるはず。この基準をさらに低くしようとする考えは理解できない。この国は未来を創る子どもをどう育てようとしているのか？！そもそも保育園に教育がないと考えていることが時代に遅れている。待機児童の問題とそのほかの問題を乱暴に 1 つにまとめようとしている。1 日を細切れで保育士が保育するようでは安定した子どもの心が育ちません（実際、託児所はそのようですが、保育士がトイレにも行けないようです）。

【201】①最低基準の中でも大変なのに保育の質が下がってしまう。子どもの育ちについては国が責任を持つべきである。細かい部分での対応が決まっていないため不安が残ってしまう。②（A）色々な地域性の中での検討が必要ではないでしょうか。（B）保育園が子どもの育ちを保障する上での食育はとても大切なことだと思います。（C）施設の基準に対しては見直しも必要な部分もありますので、やむを得ないときには仕方がないのではないでしょうか。④業務、書類面での負担。

【202】①保育所の安定的運営ができずその弊害は人件費の節約という形で行なわなければならないのではないか。保育より「託児」になるのではないか。利用者の立場からは格差が広がると思う。情報をキャッチできる手段を持っているひとは選んで保育を受けられるが、そうでない人は保育が必要なのに悪い条件（遠い保育所等）しか選べない等。保育が必要な子が保育を受けられない状況も多くなるのではないか。「措置」の持っていた大事

な部分がどうなるのかと問題を感じる。②最低基準が最高基準になってしまっている。子どもにお金をかけない＝人を育てない、ではないのか。③公立なので未定。でも非正規の枠を増やすことになるのではないか。④延長保育を実施しているが、正規職員、フルタイム非正規でまかなえず、パートタイマーを複数使わざるを得ない。収入が不安定で人の入れ替わりが激しく、また保育士として働いてもらうが、専門的知識がなくても来てもらっている。正規、フルタイム非正規の精神的負担は大きい。保護者対応等でもパートの人にはしてもらわないので、保護者の不信感にもつながっていくのではないか。⑤保育所保育は子どもの養育の場として健全で保護者自身も働きやすい場として今まで運営されてきた。一時保育も経験したが、毎日同じ人に会いコミュニケーションを重ねていける有難さを感じた。子どもに伝えたい文化の場としても積み重ねてこられたが、これが「経営」が第一に考えなければならない場になっていくのではないかと不安である。親も、嫌なら利用施設を変えることもできるためクレーム対応が大切になり、保育の質がマニュアル化され形骸化していくのではないか。経営の安定を望む。

【204】④障がい認定を受けている子および気になる子のケア。多様な価値観を持つ保護者の対応。

【206】②子どもの育ちを守るという視点に反するから。

【208】①子どもが育つということが公的責任から遠のいていく。事業者と保護者のやり取りで園の事務的作業がさらに増える。最低基準が守られなくなる。②子どもの最低基準面積が守られず、子どもの生活環境の悪化があらわれる。食というものは園から切り離して実施されるべきものではない。緩和とは決まりがくずれること。くずれることは子どもの権利が守られないことにつながる。③正規職の枠を維持するのに精一杯。予備保育士としての配置が欲しいくらい。個々の子どもに対応（支援）しなければならない。④個人指導カリキュラム等の記録がさらに増している。

【209】④書類の増加。定員増による、把握するべき必要条件の増加。

【210】①現保育状況の中で直接契約などはありえないのではないか？障がい施設で経験しているが、受け入れのムラが各施設で出てきて、選ぶ権利が園に出てしまわないか？多様な事業主体の参入や運営費に緩やかな考え方を入れるのであれば、社会福祉法人をなくすれば良い〔という考え方で〕、本当にそれで良いのか？一体化について保育園から言うことはなく、動きは出ないが、幼稚園から考えると待機児童等〔のことを〕考えるとあると思いますが、それと多様な事業主体とでは話が違うし、面積基準緩和など、現場の現状を知った上で緩和などと言っているのか？②（A）現在、市の最低目標は 110％で埋めることだと聞いた。はじめから指導的なこの発言は現制度をすでに侵している。（B）今まで散々食育と子どもが見える食事作り等を行なってきているのに何を話しているのかわからない。（C）現制度の倍の面積があっても良いと思っている。現に市内、道内でも昔の建設時は 90 名や 120 名の面積で建てているが、開所時 60～90 名のままの施設も多くあるし、内容はとても良い。③基本は枠の維持と、保育士も共働きの時代がやってきているので、増やしたいぐらいだが運営が出来なくなる。最近は一度非正規職員でスタートしてしまうと次からの雇用がすべて非正規となりやすく、履歴書を見るとかわいそうになる。しかし運営を考えたり、とりあえず時間数を確保できれば待っている子どもを少しでも受け入れられるなら、との悪循環。④非常に増しているとまでは思わない。この回答は、卒園児や障がい児・気になる子＋近年増えている、集団生活の中でうまく適応が出来ずすぐに暴力的になる子が増えていてさらにその親への対応増という意味での増加！！⑤今回の内容についてはどう考えても待機児童の単純な方法による短期解決と予算の削減を考えているだけの内容に過ぎないとしか個人的にはみえない。老人や障がいについてはすでにそうだが、結局はグランドデザイン等のとてもすばらしい発想を最初に打ち出しふたをあけてみるとなんだか変なことになっていて結局はある程度説明会を開きながら強行し、細かいオプションをしこたまつけながら複雑化させ確実に進めてくる。わが国の福祉のありかたについて全体像を動かすと大変なことになるから各種別範囲でごまかそうとする。実際、老人問題についても最終ラインがいまだに解決されていないから、本来「障がいとの統合」（出来れば幼児も）を考えていながら、水面下でヒソヒソまとめながら時期をじっと待ち、あきらめてはいない（25 年以降突然出てくるかも）。税金にしてもたばこの値上げにしてもすべてが中途半端で選挙のことを考えると目先の課題について何とかギリギリやり抜こうとして逆に国民の反発をかってしまっている。ある意味、その体質は国民が悪いと思うが、政権交代したときに 1 度チャンスはあったハズ。そして国民も信頼して投票しているわけではないので、なお厳しい。保育業界だけ考えると細かく意見は出ると思うが各業界ごとに改善していこうと頑張ると国の思うツボになっているようで面白くない。福祉とは一部の人が使うものではなくて国民全員が使用するものとしてきちんととらえ、全ての業界が結束して動くことと（信頼できる政治家を作る）、教育についても底辺から変えていかなければ 10 年後に全体を変えることは間違いなく出来ない。多少税金が上がっても、タバコが 1000 円になってもきちんと先の見えることができれば良いのだから、その構造は比較的単純で、見えやすくないといけない。こんな簡単なことなのに、やると革命的な力を必要とし困難極まりなく大変だが、ここで出来ないと逆にどうあがいても結果は見えているのではないだろうか。ある意味、20 年経って完全に崩壊してしまったほうがやりやすいのかもしれない。一気に殴り書きしました。すみません。

【211】②規制緩和で子どもにしわ寄せがこないわけがない。③維持できるのだろうか？④事務量が多い。

【212】①保育の「福祉」としての側面を切り捨てる、アメリカ的格差と自己責任の押し付けの政策だと考えています。保育を企業のもうけのための保育産業にするものであり、現在の子育て支援・親支援・子どもの成長発達保障という社会的責任を放棄するものです。「保育の質」を中心課題とする保育指針の内容もふみにじるものです。②子どもにとって必要な空間と遊具・保育士数があり、日本は非常に劣悪な最低基準をさらに規制緩和政策で改悪しようとしています。子どもにはもっと少人数での行き届いた丁寧な保育が出来るように保育定数を少なくし、現在の自園給食により食育を豊かにし、面積を保障し、環境に配慮する必要があると考えています。

【213】①国からの提示があったが市町村における具体的な説明がないまま進んでおり、今の段階では評価しようがない。②待機児童対策として実施しているようですが既存施設への影響はないのか心配です。

【215】①幼保一体化は賛成、日本の就学前教育は二本立てで各々制度上複雑化し、子ども処遇に差別視を生じ、これを一体化する必要がある。利用者主体の契約は歓迎する。その場合の費用負担のあり方は現在の学校制度に近い型であるべきである。設置経営形態は、専門性を要求されるところから、現在の株式会社や NPO では問題があるので、別主体を考えるべきである。⑤子ども制度が、一体化問題で非常に不安要素が多い。早急に結論を出して政策の実施を図るべきである。実施の不合理な点は順次改善を図っていくと良い。いつの時にも完全な制度はあり得ないので、保護者のコンセンサスを十分に考慮しながら協力を得るべきところは、説明して納得してもらいながら政策化していくべきである。

【217】①今後に全く見通しがもてない。②保育の質の低下を招くと思う。④保育以上に親への対応、書類作成等の仕事が非常に増えている。

【220】①保育の質の低下。子どもの長時間保育など家庭の基盤がくずれてしまう心配がある。②保育環境が劣悪になっていくことが懸念される。

【221】②（A）保育所の判断で増減左右されるが、一定の保育サービスに差が出てくるのでは？定員に見合った人件費の保障は？④求めるものは求めているが省力化にもつとめている。

【222】①現場の声が反映されていない。保育士からもヒアリングなどで事情を聞くべきである。次代を担う子どもたちに予算を大きく投入すべきである。②定員の上限にしても給食にしても面積基準にしてもそれなりの理由があって〔規制が〕行なわれてきた経緯があります。それを考慮しないで行なうことは非常に問題がある。③先行きが不透明な中で予定は立てられない。⑤すべて予算がないない尽くしでは先は全く見えない。そういう中で次代を担う子どもたちの保育を行なうということは現場にますます疲労が蓄積されていき、いつか何らかの形で爆発するのではないかという不安感におそわれていくのは当たり前のことである。

【223】①公費をかけずに保育サービスの量を増やそうとしているため質の低下が起こることは必至。市場競争で保育所が生き残るためにコストを下げる→コストの大半を占める人件費を下げる→保育士の賃金が下がる→保育士の非正規化が進む→保育士が定着しない→子どもにとって非常に問題のある状況が生まれる。②十分な保育士が確保されず保育の質が低下。⑤職員配置の最低基準が最高基準のようにとられていて不十分。長時間保育のため時差出勤をしているのにそれを考慮に入れられず、単純に子どもの在籍数で保育士の数が決められてしまう。個別の配慮やかかわりの必要な子が多いが、ひとり担任では十分行き届かず、日々悩みの連続です。とにかく将来を担う大事な子どもにかける予算が少なすぎ。

【225】①市町村、国の子育て支援策の強化。但し財政状況は市町村も厳しく、子育て支援施策に使うための交付金等という他の施策を別の財源として明確にしなければ実質、子育て支援施策が後退となる心配がある。国の充実した財政支援は欠かせないと考えるが、市町村へのまる投げの施策とならないか等の心配もある（まだ具体的には示されていない）。市町村の協議や準備が行なえる期間の設定も必要。②子ども 1 人 1 人の教育や子育て環境の充実につながるとは考えにくい。⑤配慮が必要な児童の増、未満児入園希望者の増、保育内容の充実（保育日数及び保育時間の延長、保育要録等保護者や地域とのかかわり）。

【227】①具体的な内容が示されてないままに制度変更のみが決定されていること自体が大きな問題。

【229】④特別なケアを必要な子どもが増え、クラス経営が難しくなっている。

【230】⑤新システムについてどんどん話が先行しているのがとても不安である。事務的処理が増えて（書き物が増えて）ゆとりのある保育、環境の整った保育が薄れる状況になっている。しっかり保育が取り組めるシステムがとれないものか。

【231】①未来を担う子ども達が心身ともに健やかに育てられるには国が責任をもつことが一番重要と考えている。保育園が「子どもが育つ場」としての実践も数多く出されている。そこに注目して欲しい。子育てが市場原理にうもれてしまうのは非常に危機感を持っている。②人が育つ条件として人的環境・住環境・空間など環境は大切だと思う。食べることも、食べるだけではなく、調理する音やにおいや調理してくれる人との関わりで心も

育つと考えている。今の方針ではただ預かるだけで良い保育園しかイメージができない。③働く人が人間的尊厳をもた〔れ〕なければ人を育てられないと考えるが、財政的基盤がないと実施は困難だと思うので、現状制度を維持できるよう頑張っていきたいと思います。④事務量が増え、休息もままならず、長時間保育の子どもが多く、時間であがれないときもたくさんあり、保護者支援も多様化しているため、信頼関係づくりに、より時間を要している。⑤最低基準も見直されないまま、制度だけを変えるというのは納得ができない。児童福祉法に準拠して子育てシステムを考えて欲しい。子どもは未来の宝です。

【233】②事故や子ども同士のトラブルが発生しやすくなる。保育の質の確保が難しい。食育や食の安全確保ができないおそれがある。

【234】①施策を行なうかどうかの問題と思います。一旦行なってみてしまうとなじみが生じ普通になるかも。②面積基準の緩和は保育にとっては喜ばしいことと思います。そこが担保されれば定員の上限撤廃は問題なしと思います。③子どもに対する保育士の配置基準の見直しを行なって欲しい。④保育士が行なってきた業務の中で改善できることは改善して、少しでも負担軽減を図っているので。例えば行事等の写真の注文及び掲載等の簡略化。各日誌等を「事務日誌」という名前で一本化等。⑤前述のとおり、保育士配置基準を見直し保育士に余裕を持たせたい。

【235】②今以上の最低基準はないということ。定員を増やすことで保育の環境が劣悪になる。外注の給食に 1 人 1 人の子どもを大切に育てたい。生きる力を育てる食育にはならない。③これまでの保育方法など、改革されたからそうなります、とはならない。父母の会とも相談しながらだが、まずは給与面の見直しなどもしながら、職員とともによりよい方法をさぐっていきたい。とはいっても保育士数を減らすことは難しい現状もあり、、、

【237】④保育士の事務量が増えているが、事務に要する時間の確保が難しい。それゆえ保育士が家庭に持ち帰って消化するなど負担が増している。

【238】①保護者にとっては選択幅は増えるかなと思う点はあるのかもしれないが、子どもの育ちの保障、特に細部にわたる点で保育士の配置空間、また保護者のケアなど、今でも大変なのに国の責任がなくなる中でもっと悪化する点が出てくるのではないかと思います。また子どもの獲得などに過大なサービスに走りがちになったり、本当の子どもの最善の利益のとらえ違いが出てくる可能性があると思います。しっかり国が子どもの未来に責任をもち、保育園自身も日々向上出来る環境の中で子どもも大人も成長できることが大切と思います。しっかり国が責任（財源）をもつことが必要と思います。②定員に関しては 1 人 1 人生活圏が守られなくなる、落ち着いた空間等が確保できない、また給食に関しても個人個人のアレルギー対応が十分に出来ない。面積に関しては定員との関係で同様の問題が出てくると思う。のびのびとした空間の確保はとても大切である。③専門性が求められる中で保育士自身もしっかりとした労働条件が守られることが大切であり、仕事に対する姿勢・意欲、向上につなげていく必要は大いにある。安全の確保も責任をもって対応できると考えられる。④親支援の中で保育士自身がサポートしたりすることが増えたり、子どもの育ちの保障に悩む姿が多い。保護者とのコミュニケーションの取り方なども、いろいろな保護者の状況があるので、その点でも難しさを感じる場面が多い。⑤最後に、保育現場では、保護者や国の制度の要求・要望に常に前向きで取り組んできているかと思います。職員配置に関しても、各園が子ども達のためにと考え、基準以上の配置にし、自己努力をしています。親支援に関しても、いろいろな家庭の状況を踏まえ、保育園に求められる職務と考え職員一人ひとりがニーズにこたえ支援しています。親の要求も権利的に主張してくる保護者も見られています。労働面でも決して高い給料でもなく、運営費が伸びないため正規の雇用職員を抱えることも難しい状況になりつつあります。今回提示された制度に関しても、保育園等の施設が増えることで、ある面待機児童が解消できるのであれば良いですが、そこに国の責任がなくなるようなことがあれば、『子どもの最善の利益』という考えの源（基本）が明確でなければ、営利目的での保育園運営では決して子どもの最善の利益にはならないと考えます。未来を担う子ども達の姿が「大人社会」の都合で左右されるのには、危惧を感じます。子ども手当てに関しても、学校での給食費の未納者問題・保育園での保育料未納問題など、保護者のマナー意識の欠如がそこに反映しているのだとも思います。そこの現実を再度見返し、公平に子ども達の豊かな学校給食になる体制・保育料も未納者に対する対応が優先されるべきではないかと考えます。社会福祉国家のあり方、国の責任のあり方など、しっかりとしたビジョンを持って、政権が変わることがあっても、揺れ動くことなく筋の通った、福祉をしっかり考えて欲しいです。

【240】④保護者とのコミュニケーションの取り方、接し方。

【244】①一番保育を必要とする人が保育を受けられなくなる。幼保一体化の利点がない。②（A）保育の質の低下。(B) 温食の安定した提供ができない。調理する側、食べる側のふれあいがない。（C）つめこみ保育になる。③保育の質の安定が最重要と思われるため。④保育に専念できるよう行事を減らしている。子どもとのかかわりを中心にしている。事務処理が多いときは時間外をつけるようにしている。

【245】②子どもを日々安全に健やかに育てるにあたってどれも弊害があると思います。子どもを中心と考えたときに「物」のように処理されるように感じます。③個人としては、正規職枠の維持ですが、役所がどう考えるかによって変わってくるので、、、上司には訴え続けていきますが、、、④地方なので 1 人で受け持つ人数はとても少なく、その点は負担ではないと思うのですが、母親の姿が変わってきた中でそちらの方へのケアまたはその母親に育てられた子どもへのケアという面で、とても大変になってきていると感じます。⑤幼保一元化が進もうとしています。公立の保育所も民間の手にわたり、いま企業にもわたろうとしています。「子どもは国の宝」とは思えない時代になったのかと悲しい思いでいっぱいです。営利目的の商品ではあってはいけないと思います。手をかけ目をかけ時間をかけ接してあげたい時期です。公立の責任のもと、保育という現場で、子どもたちをそして母親たちを安心したときの中で支えていく場が、昔も今もこれからも必要と思います。また 0〜2 歳の幼い子を母から離し「少しでも自分の時間をつくってリフレッシュしてください」という子育て支援を平気で行なっている幼稚園があります。それが子育て支援なのでしょうか？子どもと関わることが楽しいという思いを育てるために母子一緒の時間を過ごす場を与える姿でなければただの希薄な母子関係を作る手伝いをしているだけ。営利目的としか考えられません。市町村財政のしわ寄せが「公」から保育所というものを手放させようとしています。「公」が責任を持たないで子どもの未来は暗いものでしかない。また国も暗いものでしかない、、、と残念です。待機児童対策のための「認定子ども園」がなぜ少子化で定員割れが進む田舎にも必要なのでしょうか？同じ子どもでも子どもの生活は親によってバラバラです。保育園という生活の場で朝から夕方までのんびりとした時間の流れの中で一日を過ごさなくてはならない、それが必要な子ども達がたくさんいます。もちろん養護と教育を大切にしながら、、、「子ども」〔のため〕に代弁をして欲しい。母親のため企業のための子育て支援はうんざりです。

【246】①最低基準の曖昧さ、財源の一元化、幼稚園保育園の一体化。多様な事業者の仕組みの導入（イコールフィッティング）等々の問題点が多いと思う。④園児の日常保育の他に兄姉の相談、保護者支援のほかに決められた保育時間の送迎不可の対応、保護者の要求により行事、参観日の増と常に緊張している感じである。

【248】②待機児童の解消を優先すべきものと考えており、容認や緩和についてはそのための方策と認められる。③新システムについては断片的に報道されるのみであり、全体像が不詳または不明な部分が多く、現時点では今度の見通しがたたない。④気になる子や常に保育士のかかわりを必要とする子どもが増えており、当該児童や保護者対応等の他、事務処理作業等の増加。

【249】①児童福祉が企業の参入（利潤追求）で福祉ではなくお金儲けの事業と化す。そのことは子どもの最善の利益から逆方向へ進んでいくことの危惧をもちます。OECD 諸国の中で乳幼児の教育に関わる公的資金が最低レベルであることから考えて、いかに子どもが大事にされていない国かがわかります。また子ども子育て新システムは少子化対策、待機児童対策の施策の中で検討されたものであり、本来「子どもとは何か？」「どんな子どもに育てるのか？」が見えていません。保育園の充実とともに質の充実をしっかり論議しなければなりません。②定員の上限については待機児童対策として保育園の量の拡充を進めながら、足りないところはナショナルミニマムとしての基準をクリアした上で園の状況が許す範囲で受け入れを検討することは可能です。③新システムが果たしてどのような内容になるのかわからない状況で決めることは難しい。④出産にともなう育児時間、時短（3 年）を取得する職員が重なることで朝・夕の保育士の配置が最低基準を維持することが困難になってきている。また勤務時間に関係なく早朝から延長までの長時間保育の利用が 0，1 歳児に増え、保護者の仕事が休みでも通常の保育利用のため、保育士の負担は増え、疲労も増している。⑤働きながら子育てをする乳幼児期にもっと社会（職場）が、仕事と子育て両立の施策を講じて欲しい。そうすることでもっとゆったり余裕をもって仕事や子育てに向かっていける。「子育てと仕事の両立は大変だけど楽しい！！」と感じられるように保育園も一緒に保育を紡いでゆきたいと思っています。新システムはお金で保育（サービス）を買う、細切れ保育等、ともに保育を紡いでいくことが難しい制度になっていくことを危惧しています。

【254】④保育指針の改定により、今まで行なっていたことを文章（記録）として残すという作業が増え、書類が増えたことと、子育て能力の低下により、就学までに身につく基本的なこと、発達の面（運動、精神）を送り出すまでに。⑤問 3 のところにも記入しましたが、園児数に対する職員数が今も変わらず同じ、子どもの育ちが危ういと問題視されているにもかかわらず、変えず、受け入れ幅をひろげていくのみ。待機児童、延長保育、病後児保育等に関しても地域によっても違うところで難しさが出てきている。国の方針が次々と変わり求められるものが多くなり保育士養成校の 2 年は求め〔られ〕ることを全て学んでくる期間にしては短すぎ。卒業してきても保育士として育つのには 5 年位はかかるようになり現場が大変になってきている。思いのままに書かせていただきました。

【255】①もし新システムがはじまったら保育の質が低下するような気がするため、今よりも高いきちんとした基準を示して欲しいと思う。②すべてにおいて子どもを十分に尊重できない・されない保育が進められていくのではないかと思われる。③まだはっきりとしたものが出されていなく曖昧な部分が多いためすぐには対応策が出

ない状態である。④保育の準備等に加え、書類作成等事務作業が増えているため勤務時間にはこなせなくなっているが、子どものよりよい生活や育ちを考えていくと必要であり、時間をうまく活用し、こなしてもらいたいと思う。

【257】①子どもをビジネスの対象にするのは反対です。ほとんどが人件費という中で経費の縮小は職員しかありません。今の子ども達に継続してかかわるマンパワーがとても大事です。②保育状況を理解してつくった制度とはとても思えない。長時間保育でせまい保育室につめこまれた子どもたちはどうなるか？考えただけでも想像がつくはず。しかも生きる根源〔である〕食べることがエネルギーを満たす〔だけのことになっては？〕と良いことにはならない。③具体的な数字が出ていないので難しいが、子どもたちや保護者支援は絶対現状を守りたい。そのためには今でも不足と思っている正規職員をこれ以上減らせません。④事務時間もだが、気になることも、気になる親も増え、個別の対応、伝える力〔負担〕等が非常に多い。食の問題で心が痛むことも多い（肥満に対する理解度、かむ力、マナー等）。⑤子どもの自尊心感情は本当に低いと思います。保護者は子ども達に多くの期待をします。それにこたえようとけなげに頑張る。子どもたちでも出来ないことがたくさんあります（期待をかけすぎ）。そして不安そうに親の顔をみています。仕事で疲れてイライラして迎えにくる保護者もたくさんいます。子どもの不安そうな顔に気づく間もなく引きずるように連れて帰る光景をよく見ます。だから今、親子に寄り添う保育士が必要です。パートでつないではトータル的に子どもの姿は見られません。「子ども・子育て新システム」は具体的に見えてない部分はありますが、今より人件費が手厚くなることも、子ども達が幸せになるとも思えません。しかも結果は現在の子どもたちが思春期になるころあらわれると思います。子どもたち一人ひとりを大切に思う国であって欲しいと思います。

【258】②最低基準であるからこそ守られている保育環境なのに緩和等によって保育の質はもっと下がっていくと思う。③正規職の枠は今より増える予定。予定外の退職が出たときに凍結で補充されていなかった分を公立全部で5人補充されることになる。④配慮の必要な子どもが増え、いろいろな工夫をしたりかかわりを多くしている。保護者からの要求も多様化してそれらにこたえなくてはならない。書類が増えた。保育指針などが変わり、学習することが多い。

【259】①幼稚園は文部科学省、保育園は厚生労働省が所管し、担当部局が分散し統一的〔な〕事が難しい中、幼稚園と保育園は「子ども園」に統合し、また、子育て支援策のニーズは地域によって違い、市町村の裁量で、現金給付とサービスを組み合わせたり、メニューを選択できるようだがよく理解できない。

【261】①地方にはなじまない。小さな自治体の現状をふまえたシステムではない。②（A）（C）定員は割れている。(B) すでに実施済み。④合併による事務の見直し。⑤子どもたちの未来を預かる保育所にもっと予算をいただきたい。特に保育士へ。

【262】④保育指針に基づく関係による。保育要録作成をはじめ保育所事業に取りくむにも保護者の希望を取り入れながら行なう事業も多く負担は増している。

【264】①国はあくまでも補助金を減らしたいとの考えだと思うが、人を育てることに利潤とか経済効果は相容れないものなので、このまま進んでいくと保育する自信はない。きっと子どもと保育士にしわ寄せがいくことを懸念する。⑤保育園成り立ちのことを考えると、貧困のため母親が働かなければならなく、子どもを保育園に預けることは親に負い目があり、なるべく早く迎えにきたり、保育園にも感謝する気持ちがあったように思う（別に感謝して欲しいわけではないが）。男女雇用機会均等法ができたころからか保育園は親の都合で乳児・延長保育が始まり、次第にエスカレートしてきたように思う。でも子どもの立場から発言する人は少なく、一番の犠牲者は子どものような気がします。子どもが生まれ、親としての自覚を持つ前、子どもは親に愛情を受け、信頼を持たず、家庭という場所の存在を失ってきてしまっているのではないでしょうか（大部分はきちんと育ててはいます）。また、母親にしても父親にしても仕事・遊びも忙しく、ゆっくり子どもと向き合う時間が少ないようにも思います。いくら保育園で愛情をかけても子どもにとっては親から受ける愛情には及ばないと思います。国がしっかりとした子育てについての柱がなく、お金さえ出せば責任はないとしか考えていないと思う。産休・育休など社会的に制度はできてきてもそれがうまく活用できないのは国がもっと子育てのあり方を示さなければ制度は絵に描いたもちになっているような気がします。せめて小3ぐらいまでは父母のどちらかが4, 5時間ぐらいは親子で一緒にいる時間をもたないと子育てに余裕はもてないのではないでしょうか。ほとんどの親は一生懸命に育ててはいるが、ただ、みていて、時間のないのがかわいそうに思います。また、心の病をもった親も多く、以前に比べ、一人当たりの対応に時間がとられ、また書く書類も多く、しかし最低基準は昔のままなので保育士の負担が増えた。

【265】①子どもがみえない（子ども不在のシステム？）。②保育の質の低下につながりかねない。利益優先になりはしないか。③公立なので決定は市に。④事務仕事が増え、書類、計画作成に時間をとられる。

【267】①少子化対策が根幹にあるとすればもう少し国として責任を持つべきだと思う。子どもを国の宝とし将来を見据えた制度を希望します。国の財源問題で株式会社等の参入は論外である。認定こども園（子ども園）の運営はいかがなものか。各地方自治体に格差が出るような保育制度は子どもの最善の利益を守ることはできません。子ども手当ての財源がないからといって民間保育所の運営費を一般財源化するのには反対である。②保育所の最低基準を地方に移譲することのないように国が責任を持つべきである。給食の外部搬入は新保育所保育指針の食育推進に逆行しているのではないでしょうか。利益を上げるために年齢枠に関係なく入所数を多くすることが予想されます。保育環境は守れないと思う。③法人全体で職員の異動を考えているので決めることはできないが、運営を考えたとき、職員の力量を考え、バランスの良い配置にしたい。今よりも正規職員を少なくし非正規職員やパート職員を多くしなければ経営は出来ないと思う。④記録をとる時間が減っている（事務量が多くなっている）。職員の話し合う時間が取れない状況である。⑤保育所は福祉施設である。国は公的責任を取るべきである。今日本の国の子どもたちの問題がクローズアップされている中でこのたびの子ども・子育て新システムは保育の質が低下することは間違いないと思う。子どもたちの健やかな育ちの場が保障されていくようくれぐれもお願いしたい。現場で働く責任者として切なるお願いである。

【268】①利用者と事業者との直接契約などとあるが、子どもを育てるのはあくまでも保育士である。質の良い保育を与えるためには質の良い保育士を必要とするが、時間単位の労働者に質の良い人間が来るであろうか？目先のことのみに重きをおいて作り上げる国のシステムに根本にかけていることがある。時間をかけて大切に育んできたものにしか質の良さは生まれない。時間をかけてつくると美味しいものが出来る。食でもそうですが、ましてや人を育てる仕事は言わずもがなではないでしょうか。②給食については、自園で行なっていても、発注するときには国内産の物を・添加物のない物を、と気をつけています。外部搬入の中でどれだけ点検が出来るか不安です。無責任さの多くなってしまった傾向にある中でなおさらのことです。③公立の保育所がこのままの運営をしていることさえ危ぶまれています。正職員など残念ながら全く考えられません。④乳児の入所が多い中、昔からの措置基準で対応しなければならず、また待機児童もなくさねばならないとなりますと大変負担が増していくばかりです。⑤保育士の養成機関を徹底した指導の出来る機関にしていただきたい。学生の未熟さが保育士としての質を下げている。国・道・自治体は保育現場の実態をもっと知るべきではないか。学校の先生が保育の現場をわかっていうのではなく、自治体の課のものが現場をわかって物申すようにならない限り、総て社会福祉は良くならず、紙の上、机上でしかないのではないか。保育は教育であり、教育は保育であるけれども、一つ一つを整理した形につくらねばならない。丁寧に対応できる人づくりをすることが重要です。

【269】①幼稚園、保育所が一体化し、保育に欠けない専業主婦世帯も、本町のように幼稚園のないところは入所基準がなくなり保育所に入所できるところ。②待機児童解消のためというのはわかるが、定員や施設の面積基準の緩和により建物の中で大勢保育をすることによりケガにつながるおそれがある。給食について外部搬入はアレルギーの子に対し対応できるのか。安全な食材を使っているのか。心配な面が多い。③現場からは要求しているが、理事者の考えに左右される。④支援の必要な子どもが増え、その対応と事務量が増えた。⑤三位一体改革で保育所措置費が一般財源化されたことにより、正職員の採用がなかったり民営化が進んでいると思われる。国は将来を担う子どもに対しきちんと補助金を支出すべきだと思う。

【270】①保育園の予算削減と国が子どもを育てる責任の放棄を、「新システム」という美名のもとに進めようとしているように見える。②増加する保育ニーズを既存の施設・設備で対応する・させるという考えに感じる。

【280】①質の高い保育の提供が保障されない。保育所が単なる子どもの預かり所となってしまう。②保育所は本来家庭生活を補う役割があるが多人数で狭いスペースに押し込まれ、調理の様子を目にすることのない場では家庭とはかけ離れた空間になってしまう。子どもを育てようと思うならば (A) ～ (C) の実施が良いはずがない。③子どもとはもちろんのこと、保護者とのコミュニケーション・信頼関係を保ち、質の高い保育を行なっていくには職員の入れ替わりが激しくないのが理想である。ゆえに必要最低限の枠は維持していきたい。⑤保育士の人材不足。求人を出しても応募が無い。採用しても無責任で仕事が続かないケースも、、、平日に仕事が休みでも子どもを登園させる親の増加。0歳児から長時間（11, 12時間）保育を希望する親の増加。厚労省が考える概ね8時間の利用に基づいた補助金・人員配置では追いつかない現実。何より子どもの育ちや親子関係に心配がある。厚労省がワークライフバランスを考えるなら未就学児のいる労働者には休日出勤や残業をさせないなどの指導を企業側に徹底して欲しい。

【282】⑤新システムに対する評価・意見等1、保育をビジネスと捉える。「児童福祉の理念」や「子どもの権利」に全く触れていないような気がする。介護保険法、障害者自立支援法と国の経済状況が厳しいのはわかるが、日本の国の将来を担う子どもたちの福祉に、市場原理を取り入れて、安上がりの制度にすり替えようと言う姿勢に憤りを感じる。2、保育の事業主体が市町村から各施設（指定事業者）になる。正しい待機児童数の把握ができなくなり、さらにナショナルミニマム（最低基準）を緩和（低下）させ、企業等の参入を容易にし、保育の質を低下させていく。3、『すべての子どもを大切にする社会』

になっているのか？介護保険法・障害者自立支援法の施行に見られるように、労働環境・条件の悪化につながり、常勤換算方式や収益のため人件費を抑制することが常態化し、意欲をもって児童福祉に取り組む姿勢が減退していき、優秀な保育者等が減少していく。4、また、施設では人件費 8 割、残りは光熱費や給食費。保育士の 6 割は非正規雇用という現状から見てわかるとおり、人件費を更に切り詰め、子どもの給食を外注するなどの動きが加速することが予想される。5、『子どもの生活を保障する視点がない』不安。認定された保育時間が、子どもによって異なると、園児でまとまった行事や屋外活動などがどうなるのか？保育所での生活が保育時間によって細切れにされることによって、保育所を子どもの生活の場としてではなく、親が働いている間の単なる預け場所としか見ていない。6、入園は、施設と保護者との直接契約になることで、「子どもに障がいがあって保育に手間がかかる」「親の収入が不安定で保育料の納付（2〜3 カ月保育料未納）に問題がある」などを理由に、指定事業者が入園を断る恐れがある。7、運営費は、報酬制度に代わることにより、基本単価を下げ、あらゆる加算を用意して運営を維持させようとする。それに伴い、契約・請求事務が煩雑となり、園長の仕事は事務員化され、保育というよりも一般的なサービス事業のように形骸化され、延滞者の請求等利益の追求になっていく恐れがある。8、さらに、一般財源化や都市部や中間都市、その他市町村の経済状況等により、保育内容に格差が生じ、安定した保育の提供は望めなくなる。9、「認定子ども園」の基本的枠組みも未だ示せられない現状で、どのように幼保一体化を進めて行くのか不安である。10、それとも、既に具体的な案はできており、小出しにしてワーキングチームに示していき煙に巻くつもりなのか？そうでもしないと月 1 回のワーキングチームの開催回数で、このような重要事項は決められるはずがない。11、ナショナルミニマム、職員定数配置基準の具体的な要望も示されない中で、経過措置による制度の施行には、頭が痛くなってしまう。

【284】④少ない職員数の中でも保育以外の事業が増えたことで（地域支援、幼児、高齢者）パート代替を入れて事業をやりくり。⑤正規保育士が少なく非常勤職員や長期パートの代替に頼って保育しているのが現状。

【285】①すべての子どもの最善の利益のために幼保一体化が望ましいと思っている。いまいち具体的に見えてこない部分が多くよくわからない。多様な事業主体の参入には賛同しかねる。②認定子ども園としての保育園は同一施設内にある幼稚園施設の活用により「定員や面積」の制限は弊害〔以外の〕何ものでもない。給食の外部委託化は社会情勢上、仮に問題があってもクリアできるものであり、後ろ向きに考えるべきでない。⑤保育園入園の必須条件である「親の就労」をはずして欲しい。親の身体的状況や子育てからの一時的解放などを考慮してあげたい。

【286】①営利を目的とした傾向が大きくなると質の高い保育は期待できない。保育士の待遇はより悪化が予想され、今後に不安がある。②待機が多いからといってすぐに（A）（C）を取り上げるのは安易。子どもの健やかな成長を保障していくには職員を入れて対応すればよいということではない。1 人の子どもにとっての空間は大事である。施設に見合って定員は常に考慮すべきと思う。③公立保育園なので園独自の判断はできないが、民間では不安が強くなってきている。予算が削られるとしわよせは保育士の待遇にくると思われる。④保育士自身のスキルアップ、組織力向上のため、たくさんの研修に参加できる機会は多くなったが、事後の報告義務があり、文章作成が負担。また保護者への対応に心理的、時間的な負担が増加している。⑤国が打ち出している新システムは民間保育園を中心に金銭的にもそこに勤務する人の心理も非常に圧迫すると思う。待機率が大きいからといって導入するというのは安易すぎ。もっと現場を中心とした意見を聞き慎重に検討して欲しいと思う。日々の保育に加え、様々な問題を抱えた保護者への対応は神経を使います。信頼関係構築がより困難な時代だと思います。ともに子どもの成長・発達を支えていかなければならないのにお互いに良好なパートナーとなっていないことも多く見られるようになりました。保育士自身もひとりで対応しようとせず同僚や上司など職場全体でかかわることが大事だと思っています。親の利益や保育者たちに都合のよい保育ではなく子どもにとって最善の利益とは？を常に考える姿勢を貫きたいと思っています。以上のことは本心ですが、実行するにはつまずきもあります。とにかく進むしかないと考えるこのころです。好きなことを書き綴りました。テーマにかなっていないかもしれませんがお許しください。

【287】①当市で、認定子ども園設置推進のための研修会が行なわれました。文科省から幼保一体化についての現況報告がありましたが、保育時間における区分案とか市町村における保育時間の認定が個別の事情によって 4H・7H・10H という形で短時間から長時間までの 3 区分化されるようでした。また保育料が公定価格化され、それぞれの保育園で自由価格によるオプション保育をするようになるかもしれないということも話しておられました。一体子どもの最善の利益を守ることはどうなるのでしょうか。格差がますます広がっていくのではないかと心配になります。②（A）具体的な姿が見えておらず保育士の負担がこれ以上増えるのではないか。狭い部屋に子どもが押し込められるような悪い環境になりはしないか。（B）アレルギー児の増加は著しいものがあり、昨日なんともなくても今日の給食で除去しなければならないという日々の対応を必要とするのが乳幼児の食事です。きめ細かな対応は自園調理だからこそできるのだと思います。③私の園（法人の方針）では正職・臨職を問わずフルタイムの保育士以外、つまりパート職員は採用しておりません。また正規の保育士はクラス担任として臨時保育士は副担任として活動になっています。そのため臨時保育士が正規になるためには正規保育士に退職者が出て欠員があったときになります。④当園（法人）では 3, 4 年前から保育士のスキルアップ・教育訓練に取り組んできています。民間企業の手を借りて保育士の資質向上につとめているところですが、全ての職員が一同に会することの難しさとともに残業代がふくらんで財政の圧迫にもつながっています。この取り組みにより保育士の事務量は膨大となって相当な負担増となっています。⑤新保育システムによって子どもたちがより良い生活環境に入っていけるのであれば良いのですが、今私たちが得ている情報は不安が高まるばかりの内容になっているように感じています。子どもにとって望ましい生活とは、生活リズムを保障してあげることであり、朝・昼・晩の正しい生活リズムが子どもの成長にとっても重要だと見直されてきています。新システムによって子どもの生活が分断されては絶対にいけない。親の事情によって市町村に保育時間を区分化された子どもの生活が一変するようなことがあっては絶対にならないと強く感じます。運営者として保育時間の区分化と利用料の公定価格化が収入の不安定に直接かかわってくると想定されます。今いる正規保育士さえもいつどうなるかわからないのではないでしょうか。先日インターネットニュースで新保育システムの中から一部前倒しで実施していく案件が発表されていましたが、なし崩し的に進められていくようなことのないようにと願っています。

【288】④保護者支援。自己中心的で理不尽なものの言い方の保護者が増えているため対応に困っている。

【289】①国や自治体の責任が大幅に後退する。児童福祉法・憲法（生存権）違反。私企業等による利潤追求の場になる。保護者の支払能力や子どもの障がい等で入園が難しくなる（選択される）。保育の質が大幅に低下する。保育料が増額になるケースも多くなる。行事が全園児でできなくなる。良心的な経営がさらに難しくなる。②（A）（C）について、間違いなく保育の質の低下を招き、安全安心保育が大幅に後退する。（B）について、離乳食やアレルギー児への対応、また安全な食材の購入や食育（特に菜園の利用など）の取り組みが困難となる。③状況を見なければ分からないが、運営費の大幅減が予想されるので、現状を維持することは相当難しく、非正規化は避けられないと思われる。④特に保護者からの思わぬ苦情、障害児・気になる子・そのほか手のかかる子どもが増えていることが基本的な要因であり、そこに他の様々な要因が加わって相乗的に負担が大きくなっている。⑤子育ては国の基本であり、義務教育に準じて、国・自治体の責任と負担において、全ての子どもを対象とした良質の乳幼児保育（保育園及び幼稚園を含めて）を実施すべきと考える。保育（教育）を産業化して対応しようとする今回の考えは根本的に誤っている。北欧のような高福祉実現のためには高負担（累進が前提）もやむを得ない。「みんなで支える」ためには、国民の賛同を得る、真に「安全・安心」で「高い質の保育」を保障する案をみんなで作るべきだ。

【290】①新システムについての方向については現在の経営が根底から変わることが予想され、子ども達にとって質の高い養護や教育が危ぶまれる。少なくても現在の国からの運営費より低くなったり、多様な事業主体の参入は経営を悪化させるもとになるように思い反対である。②給食の外部搬入については市の学校給食センターより搬入ということなので（当園の場合）、心配はない。定員上限撤廃や施設の面積基準緩和については先述したことが容認されやすくなり反対である。

【291】①問題も多いが今のままではなく、変えていかなければならないところもあると思う。③一定の割合（常勤職員）で正規職員をきちんと維持していく。⑤やりがいのある職場に！仕事に！（保育士になる人が急減している現状）。豊かな幅広い体験を保育士が持っている必要があるのに仕事に追い回されている現状がある。豊かな子ども（ひいては豊かな日本）を育てるには保育士自身がもっとゆとりをもち自分の生活も豊かにできることが必須（現実は反対）。アンケートの大事さもわかるが忙しい中、大変。

【294】①サービスが多様化することに対して否定するものではないが、現在の保育所の位置づけ（児童福祉施設として多様な子どもたちの安定した生活の場としての役割）をゆるがす内容であってはならないと考える。安定した生活の場である保育所機能を保全した上で多様なサービスはあってもよいが、子どもの育つ権利が守られる必要があり、その基準も必要ではないか（何を保障するべきかの論点）。サービスが合わさることで結果的に生活の場が崩され、国による児童虐待のそしりを受けるようなことのないようにと願っている。「幼保一体化」については「幼」が児童福祉の担い手となるのであれば検討の価値はあると考える。②先に記載した考えに基づくと「児童虐待」といってもよい「改正」と考えている。③保育所保育指針で示されている「保育所の役割」を担うためには職員の資質は高いものでなければならないと考える。また職員自身の仕事に対するモチベーションがなければこの仕事を担っていくことは難しいと考える。そのためには処遇、社会的評価も大切と考える。③上記のア・イ・ウに加え、保護者対応等も確かにスキルが必要で、園全体で対応しなければ保育者一人ではオにある状況〔身体面や精神面での疾患・問題状況〕におちいると考える。きちんとした園全体での対応のためには共通理

解が必要だが、そのための時間外勤務（超勤）が必要な実態である。⑤現在、社会問題となっている様々な事柄の予兆は30数年前からその当時の識者、保育の専門家、栄養や子育ての専門家といわれる方達が「是」としたことにあると思っています。小手先で「人の育ち」をいじくり回した結果ではないかと思うだけに現在の動きには危機感を感じています。国にも学校にも「人の育ち」に対する展望がない、人間性を育む視点がないことが何よりも情けなく思っています。人は人の中で育まれ人によって送られていく、人は動物であるという基本を無視し、アナログでしか生きられないことを忘れて効率の良い育て方を模索すること自体、己の立ち位置を間違えていると思います。日本人が滅びないためにもきちんとした視点論点で話し合って欲しいと考えます。

【295】①直接契約によって事務が膨大になり、園でも子ども（親）を選ぶようになる。事業所参入によって保育の質の低下につながる。本当に福祉が必要な親子が排除されるのでは？②子どもを大切にする丁寧な保育がますます出来なくなる。④保育内容を見直し、1人1人の子どもを大切にと一斉保育をやめる（少なくする）ことによって、保育士の数が少なく、手間が多くなり負担も多くなっている。

【298】①福祉や教育は本来、国や市町村の責任において実行されるものである。「新システム」は国の経済政策として新産業育成のために少子化や待機児童問題で行き詰ている保育を利用しているとしか考えられない。保育を市場にほぼまる投げすることは保育・幼児教育が本来もっている公共性と高い倫理観を欠如させ、将来に禍根を残すことになる。②給食は、誰がどのようなプロセスで作るのか、子どもの成長過程で見、知ることは保育・教育上、非常に大切なことである。食の大切さ、自立、家庭形成につながる一人当たりの面積基準をもっと広くすべきである。広い空間の中で子どものゆとりと心の豊かさを育みたい。もちろん、そのための補助金の増額は欠かせない。③本来ならばもっと正規職員の人数枠を広げるべきである。「新システム」が実施されると非正規職員枠を増やさざるを得なくなり、全くの逆行である。⑤施設の増設と空間の拡大。職員定数の増員と待遇改善が国の将来を担う子どもを育てる喫緊の課題である。子どもを育てやすい環境づくりに大きな投資を願いたい。

【300】①保育の責任の転嫁であり、待機児童はなくなるが、現状より保育の中身が貧しくなるのは明らかである。広く浅く子育てをしようとする考え方ではなく、広くても充実した保育ができるシステムにして欲しい。②今現在正職が少ないので、正職員は増やしたいが、1名しか増やせない。本来なら財政的に2名は増やせるのに新システムが導入されることを考えると安易に増やせない。増やすことで、後で正職員にツケが出る可能性があるため。④保育の質の向上のための話し合いや研修会など勤務時間外になると思うためか、自らやろうとしないため、負担はほとんどないハズ。時間外で手当てを払って会議等はするが、お金にも限界がある。保育士の志の部分と働き方で割り切ってしまう部分がある。また50歳を過ぎる保育士はすぐに帰るので体は疲れていてもそれは年齢によるもので負担ではないと思われる。

【305】①幼保一体化だけをみても、実務上の問題点（新指針策定、職員の資格の有無等）が見え隠れしている上に利用者（すべての子ども・子育て家庭）本位の必要な良質のサービス提供を基本方針とすることは当然推進すべきであり、取り組むべき内容と思われるが、子ども自身にとってより良い成長につながる保育内容や生活リズムの安定をはかることが保護者本位になることによって登園時間の乱れや出席率の低下等につながるのではないかと懸念される。直接契約の導入はこれに拍車をかけることになるのではないかと心配になる。園長や保育士からの声掛けにも限度があり、現状より後退することがないような対策を講じなければならないと考える。

【306】④正規職員が減ってもすることは同じことなので一人ひとりの負担は増えている。

【307】②（A）待機児童への受け皿がなくなると生活に支障が出てくる家庭の増加が見込まれ、多方面に影響が広がると思うため、そのための解決策を見出すべきと考えます。（B）福祉からコスト重視の企業体制に移行していくのではないかと考えられるからであり、給食室からただようにおいなどのいきづかいがなくなることは子どもの感性に響くものが薄れるのではないかと懸念します。（C）面積基準の緩和のみを問題にして〔実施して？〕、子どもに対する保育士比率など保育の基本となるものをないがしろにしているところに疑問が生じます。③現在、年々運営費が低下していく中で、経営を正常に続けていくことの難しさを感じています。ここ20年ぐらいの間でも当園における正職比率は落ち込んでいます。正規職を維持するのも難しい時代。増やしたいと強く思っても実現できないもどかしさ。新システムの改革で現場にとって希望と感じられたり、魅力を感じるものを見出せず、不安を感じるばかりです。④全てにおいて事務量、各種ニーズへの対応、親の責任をみじんも感じず、子どものことを全て保育所・保育士に求めてくることで理不尽に感じ自信を失ったり重圧につぶされそうになったりすること。また福祉全体からみると保育士の労働条件、賃金に対する改善点が一向に見えてこないこと。⑤クラス担任をもっているものがやりがいを見つけられずに職員の成長の途中で退職してしまったり、体調がすぐれなかったりしてしまうものがここ3，4年で急増してきて、将来に不安を感じます。嘱託職員の自転車操業がいつまで続くのか、また職員の質の向上（パート職員も含む）の難しさも感じています。子どもは不安定な子が増え、クラス運営が困難になってきていると感じています。私たちが社会に訴えていくとよいのでしょうか。子ども達が生き生きと大人たちも余裕をもって子育てできるような豊かな社会に、豊かな保育所になっていくことを望みます。

【309】①国や市町村の責任の後退。また保護者の保育園探しなどの大変さ。保育の「ビジネス化」も保育サービスには適さない。この新システムが幼稚園業界の救済と待機児童の一時的な解消のための妥協策で無理に一体化しようとしているとしか考えられない。また、保育業界の既得権を押し通すエゴとも言われているが、子どもの権利条約等にもあるとおり、子どもや保護者のためにも現行制度を維持し改善する必要がある。②日本の保育園の状況は海外先進国よりも劣っているにもかかわらず、上限面積基準の撤廃はさらなる劣化となり、子どもにとっては大変良くない。給食の外部搬入は食育が言われているときに、家庭でも手抜き料理、園でも、となると、子どもに調理がわかる機会がますます減ってしまい、将来において不安である。③人件費抑制と園児数の不安定性のためには臨時職員でカバーするしかない。④「保育所保育指針」の導入により、「保育要録」の作成、鳥インフルエンザ、ノロウイルス、グレーゾーンの増加、アレルギー児の増加等により職員の負担はますます増加する傾向にある。「子ども・子育て新システム基本制度案要綱」では、福祉や教育は、本来、国や市町村の責任において実施するもので、いつでも、どこでも、誰でもが等しくその恩恵を受けることができる権利を排除しており、また、市町村の責任を大幅に後退させ、「保育のビジネス化」を図り、保育園を「利益追求の場」とするものとしか思えません。現状の保育システムでも先進国より劣っているのに、最低基準の緩和等を進めることによって、ますます劣った保育制度となってしまいます。最近の、家庭崩壊（育児放棄）等の影響で保育園が家庭の代替機能も行わなければならず、保育園の必要性や仕事量は、ますます増加の傾向にあり、職員への負担も増すばかりです。「子ども権利条約」の上からも少なくとも、今の保育制度よりも良い制度にしなければならないと思っています。社会福祉法人において、会計基準が改正となり、減価償却が認められたが、減価償却分の積み立てが認められず、積立金が多くなると補助金がカットされる仕組みとなっており、法人としての自己再生機能が認められていないのは、大いに問題である。法人として永続的に継続するようにしなくては、園児等にとっても問題である。

【315】①福祉施設はコスト論だけでは子どもにとってよい施設はできないと思う。地方自治体の実施責務は明確にすべき。保育の質の低下を招かないようにしてほしい。②全てが保育の質の低下であり、子どもの人権・発達保障がなしくずしにされている。④責任面の負担の増加。正規職員の負う責任も多くなっているが、臨時職員にも責任をもたせるようになってきている。⑤財源確保。子育てビジョンの政策がすべての子ども達を健やかに育てるための施策の実現であって欲しい。

【316】①保育現場にいるものとしては「直接契約」になって、保育料のこと、滞納のことが、「多様な事業主体」では保育の質が。「一体化」については具体的な中身・展開がみえないので「不安」「わからない」というのが正直な思いです。④「子ども・保護者」と丁寧に関わらなければならないケースが増え、問題解決のためにさく時間が増えている（懇談、職員間の話し合いetc）。

【318】①わが園は町に1つしかないので、保育園としてやっていけるが、少子化の上、幼稚園的要素ともなると経営的にも大変である。補助金が今までどおり入らないように思う。子ども園が増えないのはいろいろ問題も多いような気がする。現場の状況をみて考えて欲しいものです。②（A）施設の面積にあわせて定員は決めたほうが良い。（B）給食は各園でつくり子どもたちに温かいものを提供してあげたい。③そのときの経済状況で考えているが、保育士（正規職員）の年収がかなり高いので、正規・非正規にかかわらず、若い子を採用したい。⑤小さな町で保育園も複数個所あります。30年前くらいは120名いた園児がいまは半分です。人口が減り少子化の波もあるので、しかたがない部分もあります。これから自分の園の特色をもっと出して保護者に望まれる保育園にしていきたいものです。

【319】⑤保育時間の長い（0歳児から）園児が増えている。延長保育等にかかる人件費補助の増加。命を預かる幼児期の大切な仕事だが、公務員や他の民間企業と比較すると賃金が低い（賃金格差の問題）。男性保育士も家庭を築き、安定した収入が得られるだけの賃金の確保ができたらよいと思います。

【320】③公立の保育所で所長の考えだけでは決定はできません。要求はあっても難しい問題もあるので回答できません。④保育士の力量にもよると思うが、新人は今は5年間位みないと一人前としてみれないし、正規の保育士の意欲のないものが多いと、ベテランで力のある臨時の保育士に負担をかけてしまうということが近年多い。

【321】④保育時間が長くなり、利用者も年々増えているため。

資料２　保育園アンケート集計一覧表

単位：園，％

		全体		運営主体別								社会福祉法人・所在地別			
				公営（市町村営）		社会福祉法人		学校法人		その他		札幌市内		それ以外	
		321	100.0	129	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0
所在地	札幌市内	91	28.3	6	4.7	83	46.1	2	28.6			83	100.0		
	札幌以外の石狩	16	5.0	8	6.2	7	3.9	1	14.3					7	7.2
	渡島	25	7.8	9	7.0	13	7.2	1	14.3	2	40.0			13	13.4
	檜山	2	0.6	2	1.6										
	後志	19	5.9	11	8.5	7	3.9			1	20.0			7	7.2
	空知	24	7.5	11	8.5	12	6.7	1	14.3					12	12.4
	上川	34	10.6	15	11.6	17	9.4	1	14.3	1	20.0			17	17.5
	留萌	4	1.2	3	2.3	1	0.6							1	1.0
	宗谷	8	2.5	7	5.4			1	14.3						
	オホーツク	15	4.7	12	9.3	3	1.7							3	3.1
	胆振	19	5.9	11	8.5	8	4.4							8	8.2
	日高	17	5.3	11	8.5	6	3.3							6	6.2
	十勝	29	9.0	13	10.1	16	8.9							16	16.5
	釧路	12	3.7	5	3.9	6	3.3			1	20.0			6	6.2
	根室	6	1.9	5	3.9	1	0.6							1	1.0
		192	100.0			180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0
同一法人の保有園数	1園のみ	80	41.7			72	40.0	6	85.7	2	40.0	33	39.8	39	40.2
	複数園	112	58.3			108	60.0	1	14.3	3	60.0	50	60.2	58	59.8
		314	100.0	122	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0
事業年数	10年未満	49	15.6	8	6.6	33	18.3	7	100.0	1	20.0	12	14.5	21	21.6
	～15年未満	8	2.5	1	0.8	7	3.9					1	1.2	6	6.2
	～20年未満	5	1.6	3	2.5	2	1.1					1	1.2	1	1.0
	～25年未満	6	1.9	1	0.8	5	2.8					1	1.2	4	4.1
	～30年未満	24	7.6	8	6.6	16	8.9					5	6.0	11	11.3
	～35年未満	67	21.3	24	19.7	43	23.9					23	27.7	20	20.6
	～40年以上	60	19.1	32	26.2	28	15.6					20	24.1	8	8.2
	40年以上	95	30.3	45	36.9	46	25.6			4	80.0	20	24.1	26	26.8
		321	100.0	129	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0
平日開所時刻	7時	133	41.4	17	13.2	108	60.0	5	71.4	3	60.0	69	83.1	39	40.2
	7時より後8時より前	146	45.5	87	67.4	55	30.6	2	28.6	2	40.0	2	2.4	53	54.6
	8時以降	42	13.1	25	19.4	17	9.4					12	14.5	5	5.2
		321	100.0	129	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0
平日閉所時刻	18時より前	37	11.5	32	24.8	5	2.8							5	5.2
	18時	76	23.7	42	32.6	32	17.8	1	14.3	1	20.0	15	18.1	17	17.5
	18時より後19時より前	42	13.1	21	16.3	19	10.6	1	14.3	1	20.0			19	19.6
	19時	134	41.7	22	17.1	105	58.3	5	71.4	2	40.0	61	73.5	44	45.4
	19時より後	32	10.0	12	9.3	19	10.6			1	20.0	7	8.4	12	12.4
		319	100.0	127	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0
土曜開所時刻	7時	131	41.1	17	13.4	107	59.4	4	57.1	3	60.0	69	83.1	38	39.2
	7時より後8時より前	144	45.1	84	66.1	55	30.6	3	42.9	2	40.0	2	2.4	53	54.6
	8時以降	44	13.8	26	20.5	18	10.0					12	14.5	6	6.2
		319	100.0	127	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0
土曜閉所時刻	18時より前	63	19.7	50	39.4	13	7.2					1	1.2	12	12.4
	18時	102	32.0	44	34.6	54	30.0	2	28.6	2	40.0	19	22.9	35	36.1
	18時より後19時より前	125	39.2	21	16.5	97	53.9	5	71.4	2	40.0	57	68.7	40	41.2
	19時	20	6.3	12	9.4	8	4.4							8	8.2
	19時より後	9	2.8			8	4.4			1	20.0	6	7.2	2	2.1
		319	100.0	127	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0
定員数	60人未満	44	13.8	23	18.1	18	10.0	2	28.6	1	20.0	3	3.6	15	15.5
	60人	72	22.6	31	24.4	37	20.6	4	57.1			15	18.1	22	22.7
	60人超90人未満	19	6.0	7	5.5	12	6.7					4	4.8	8	8.2
	90人	102	32.0	36	28.3	61	33.9	1	14.3	4	80.0	28	33.7	33	34.0
	90人超120人未満	12	3.8	8	6.3	4	2.2					1	1.2	3	3.1
	120人	52	16.3	18	14.2	34	18.9					24	28.9	10	10.3
	120人超	18	5.6	4	3.1	14	7.8					8	9.6	6	6.2
		319	100.0	127	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0
超過／定員割れ状況	60%未満	21	6.6	21	16.5										
	60%台	12	3.8	11	8.7			1	14.3						
	70%台	15	4.7	13	10.2	2	1.1							2	2.1
	80%台	22	6.9	14	11.0	8	4.4					1	1.2	7	7.2
	90%台	35	11.0	21	16.5	14	7.8					1	1.2	13	13.4
	100%台	78	24.5	28	22.0	45	25.0	2	28.6	3	60.0	24	28.9	21	21.6
	110%台	98	30.7	14	11.0	79	43.9	3	42.9	2	40.0	46	55.4	33	34.0
	120%以上	38	11.9	5	3.9	32	17.8	1	14.3			11	13.3	21	21.6

単位：園，％

		全体		運営主体別								社会福祉法人・所在地別			
				公営（市町村営）		社会福祉法人		学校法人		その他		札幌市内		それ以外	
		321	100.0	129	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0
実施している特別保育事業（複数回答可）	ア．延長保育	190	59.2	54	41.9	127	70.6	6	85.7	3	60.0	68	81.9	59	60.8
	イ．休日保育	12	3.7	5	3.9	5	2.8	1	14.3	1	20.0	1	1.2	4	4.1
	ウ．一時保育	118	36.8	37	28.7	74	41.1	4	57.1	3	60.0	39	47.0	35	36.1
	エ．乳児保育	224	69.8	66	51.2	150	83.3	5	71.4	3	60.0	75	90.4	75	77.3
	オ．障害児保育	206	64.2	81	62.8	119	66.1	5	71.4	1	20.0	62	74.7	57	58.8
	カ．夜間保育	2	0.6			2	1.1					1	1.2	1	1.0
	キ．地域子育て支援センター	62	19.3	37	28.7	23	12.8	1	14.3	1	20.0	2	2.4	21	21.6
	ク．保育所地域活動・補助金あり	47	14.6	15	11.6	32	17.8					11	13.3	21	21.6
	ケ．保育所地域活動・補助金なし	48	15.0	16	12.4	29	16.1	1	14.3	2	40.0	15	18.1	14	14.4
		294	100.0	115	100.0	169	100.0	7	100.0	3	100.0	78	100.0	91	100.0
障がい認定を受けている子どもの有無	0人	112	38.1	40	34.8	68	40.2	2	28.6	2	66.7	29	37.2	39	42.9
	1，2人	114	38.8	47	40.9	64	37.9	3	42.9			36	46.2	28	30.8
	3，4人	46	15.6	17	14.8	27	16.0	2	28.6			9	11.5	18	19.8
	5人以上	22	7.5	11	9.6	10	5.9			1	33.3	4	5.1	6	6.6
		260	100.0	100	100.0	151	100.0	7	100.0	2	100.0	68	100.0	83	100.0
「気になる子」の有無	0人	25	9.6	4	4.0	18	11.9	3	42.9			8	11.8	10	12.0
	1，2人	63	24.2	26	26.0	37	24.5					13	19.1	24	28.9
	3，4人	75	28.8	24	24.0	47	31.1	3	42.9	1	50.0	22	32.4	25	30.1
	5，6人	59	22.7	29	29.0	29	19.2	1	14.3			19	27.9	10	12.0
	7人以上	38	14.6	17	17.0	20	13.2			1	50.0	6	8.8	14	16.9
		313	100.0	123	100.0	178	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	95	100.0
待機児童の有無（2010年10月1日現在）	いない	133	42.5	85	69.1	42	23.6	3	42.9	3	60.0			42	44.2
	いる	93	29.7	21	17.1	67	37.6	3	42.9	2	40.0	51	61.4	16	16.8
	わからない	87	27.8	17	13.8	69	38.8	1	14.3			32	38.6	37	38.9
		321	100.0	129	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0				
給食の外部搬入の実施状況	行っていない	313	97.5	124	96.1	177	98.3	7	100.0	5	100.0				
	行っている	8	2.5	5	3.9	3	1.7								
		314	100.0	124	100.0	178	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	95	100.0
総職員数	10人未満	38	12.1	32	25.8	5	2.8	1	14.3					5	5.3
	～15人未満	50	15.9	31	25.0	18	10.1			1	20.0	1	1.2	17	17.9
	～20人未満	54	17.2	22	17.7	28	15.7	4	57.1			9	10.8	19	20.0
	～25人未満	64	20.4	12	9.7	50	28.1	1	14.3	1	20.0	29	34.9	21	22.1
	～30人未満	55	17.5	15	12.1	38	21.3	1	14.3	1	20.0	21	25.3	17	17.9
	～35人未満	27	8.6	5	4.0	20	11.2			2	40.0	14	16.9	6	6.3
	35人以上	26	8.3	7	5.6	19	10.7					9	10.8	10	10.5
		321	100.0	129	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0
保育士全体の人数	10人未満	79	24.6	59	45.7	18	10.0	1	14.3	1	20.0			18	18.6
	～15人未満	64	19.9	25	19.4	35	19.4	4	57.1			10	12.0	25	25.8
	～20人未満	89	27.7	26	20.2	59	32.8	2	28.6	2	40.0	36	43.4	23	23.7
	～25人未満	55	17.1	11	8.5	43	23.9			1	20.0	22	26.5	21	21.6
	～30人未満	19	5.9	2	1.6	16	8.9			1	20.0	11	13.3	5	5.2
	30人以上	15	4.7	6	4.7	9	5.0					4	4.8	5	5.2
		321	100.0	129	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0
女性保育士の割合	90%未満	34	10.6	16	12.4	18	10.0					8	9.6	10	10.3
	～95%未満	43	13.4	16	12.4	25	13.9	1	14.3	1	20.0	12	14.5	13	13.4
	～100%未満	25	7.8	6	4.7	19	10.6					8	9.6	11	11.3
	100%	219	68.2	91	70.5	118	65.6	6	85.7	4	80.0	55	66.3	63	64.9
		308	100.0	125	100.0	172	100.0	6	100.0	5	100.0	78	100.0	94	100.0
相対的に若い（20，30歳代）保育士の割合	30%未満	36	11.7	31	24.8	5	2.9							5	5.3
	～45%未満	46	14.9	37	29.6	8	4.7	1	16.7					8	8.5
	～60%未満	63	20.5	23	18.4	39	22.7			1	20.0	12	15.4	27	28.7
	～75%未満	78	25.3	22	17.6	51	29.7	2	33.3	3	60.0	24	30.8	27	28.7
	～90%未満	63	20.5	9	7.2	52	30.2	1	16.7	1	20.0	33	42.3	19	20.2
	90%以上	22	7.1	3	2.4	17	9.9	2	33.3			9	11.5	8	8.5
（再掲）	60%以上		52.9		27.2		69.8		83.3		80.0		84.6		57.4
		316	100.0	127	100.0	177	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	94	100.0
非正規（フル、パート、派遣）保育士の割合	30%未満	46	14.6	27	21.3	15	8.5	2	28.6	2	40.0	8	9.6	7	7.4
	30%台	42	13.3	15	11.8	26	14.7	1	14.3	0	0.0	15	18.1	11	11.7
	40%台	55	17.4	11	8.7	41	23.2	1	14.3	2	40.0	30	36.1	11	11.7
	50%台	89	28.2	33	26.0	55	31.1	0	0.0	1	20.0	26	31.3	29	30.9
	60%台	50	15.8	22	17.3	27	15.3	1	14.3	0	0.0	3	3.6	24	25.5
	70%台	22	7.0	12	9.4	9	5.1	1	14.3	0	0.0	1	1.2	8	8.5
	80%以上	12	3.8	7	5.5	4	2.3	1	14.3	0	0.0	0	0.0	4	4.3
（再掲）	50%以上		54.7		58.3		53.7		42.9		20.0		36.1		69.1

単位：園，％

		全体		運営主体別								社会福祉法人・所在地別			
				公営（市町村営）		社会福祉法人		学校法人		その他		札幌市内		それ以外	
		261	100.0	89	100.0	161	100.0	6	100.0	5	100.0	76	100.0	85	100.0
年収300万円未満の正規保育士の割合	～20%未満	149	57.1	73	82.0	74	46.0	1	16.7	1	20.0	48	63.2	26	30.6
	～40%未満	44	16.9	6	6.7	37	23.0			1	20.0	11	14.5	26	30.6
	～60%未満	29	11.1	4	4.5	24	14.9	1	16.7			9	11.8	15	17.6
	～80%未満	17	6.5	3	3.4	11	6.8	1	16.7	2	40.0	2	2.6	9	10.6
	80%以上	22	8.4	3	3.4	15	9.3	3	50.0	1	20.0	6	7.9	9	10.6
同、250万円未満割合	～20%未満	220	84.3	80	89.9	134	83.2	3	50.0	3	60.0	63	82.9	71	83.5
	～40%未満	19	7.3	3	3.4	14	8.7	1	16.7	1	20.0	6	7.9	8	9.4
	～60%未満	9	3.4	2	2.2	7	4.3					4	5.3	3	3.5
	～80%未満	8	3.1	3	3.4	4	2.5	1	16.7			2	2.6	2	2.4
	80%以上	5	1.9	1	1.1	2	1.2	1	16.7	1	20.0	1	1.3	1	1.2
同、200万円未満割合	～20%未満	242	92.7	82	92.1	153	95.0	4	66.7	3	60.0	74	97.4	79	92.9
	～40%未満	11	4.2	3	3.4	7	4.3			1	20.0	2	2.6	5	5.9
	～60%未満	4	1.5	3	3.4			1	16.7						
	～80%未満	3	1.1	1	1.1	1	0.6			1	20.0			1	1.2
	80%以上	1	0.4					1	16.7						
		235	100.0	75	100.0	152	100.0	4	100.0	4	100.0	75	100.0	77	100.0
年収300万円未満のフルタイム型非正規保育士の割合	～20%未満	2	0.9	1	1.3	1	0.7							1	1.3
	～40%未満	2	0.9	1	1.3	1	0.7							1	1.3
	～60%未満	4	1.7	2	2.7	2	1.3					1	1.3	1	1.3
	～80%未満	3	1.3	1	1.3	2	1.3					1	1.3	1	1.3
	80%以上	224	95.3	70	93.3	146	96.1	4	100.0	4	100.0	73	97.3	73	94.8
同、250万円未満割合	～20%未満	23	9.8	4	5.3	18	11.8	1	25.0			11	14.7	7	9.1
	～40%未満	6	2.6	1	1.3	5	3.3					2	2.7	3	3.9
	～60%未満	13	5.5	4	5.3	9	5.9					6	8.0	3	3.9
	～80%未満	23	9.8	3	4.0	20	13.2					13	17.3	7	9.1
	80%以上	170	72.3	63	84.0	100	65.8	3	75.0	4	100.0	43	57.3	57	74.0
同、200万円未満割合	～20%未満	104	44.3	18	24.0	83	54.6	2	50.0	1	25.0	51	68.0	32	41.6
	～40%未満	25	10.6	5	6.7	19	12.5	1	25.0			6	8.0	13	16.9
	～60%未満	16	6.8	6	8.0	10	6.6					6	8.0	4	5.2
	～80%未満	11	4.7	3	4.0	8	5.3					3	4.0	5	6.5
	80%以上	79	33.6	43	57.3	32	21.1	1	25.0	3	75.0	9	12.0	23	29.9
		307	100.0	124	100.0	173	100.0	5	100.0	5	100.0	79	100.0	94	100.0
フルタイム型非正規保育士の勤務上限の有無	もうけている	97	31.6	46	37.1	51	29.5					35	44.3	16	17.0
	とくにもうけていない	210	68.4	78	62.9	122	70.5	5	100.0	5	100.0	44	55.7	78	83.0
		95	100.0	46	100.0	49	100.0					35	100.0	14	100.0
同、その年数	1年	31	32.6	25	54.3	6	12.2							6	42.9
	2年	8	8.4			8	16.3					7	20.0	1	7.1
	3年	45	47.4	12	26.1	33	67.3					26	74.3	7	50.0
	3年超	11	11.6	9	19.6	2	4.1					2	5.7		
		174	100.0			166	100.0	3	100.0	5	100.0	77	100.0	89	100.0
民改費（民間施設給与等改善費加算率）	4%	3	1.7			1	0.6	2	66.7					1	1.1
	8%	29	16.7			27	16.3	1	33.3	1	20.0	14	18.2	13	14.6
	10%	64	36.8			62	37.3			2	40.0	32	41.6	30	33.7
	12%	78	44.8			76	45.8			2	40.0	31	40.3	45	50.6
		166	100.0			157	100.0	4	100.0	5	100.0	75	100.0	82	100.0
人件費割合（総収入額と人件費総額から算出）	65%未満	20	12.0			19	12.1	1	25.0			7	9.3	12	14.6
	～70%未満	18	10.8			17	10.8	1	25.0			7	9.3	10	12.2
	～75%未満	46	27.7			44	28.0	1	25.0	1	20.0	17	22.7	27	32.9
	～80%未満	45	27.1			42	26.8	1	25.0	2	40.0	24	32.0	18	22.0
	～85%未満	26	15.7			24	15.3			2	40.0	15	20.0	9	11.0
	85%以上	11	6.6			11	7.0					5	6.7	6	7.3
		272	100.0	87	100.0	174	100.0	6	100.0	5	100.0	80	100.0	94	100.0
「子ども・子育て新システム」に対する評価	非常に問題が多い	129	47.4	21	24.1	104	59.8	1	16.7	3	60.0	56	70.0	48	51.1
	問題がある	64	23.5	25	28.7	35	20.1	3	50.0	1	20.0	15	18.8	20	21.3
	問題点もあれば評価できる点もある	44	16.2	21	24.1	20	11.5	2	33.3	1	20.0	7	8.8	13	13.8
	よくわからない	35	12.9	20	23.0	15	8.6					2	2.5	13	13.8
		288	100.0	106	100.0	171	100.0	6	100.0	5	100.0	80	100.0	91	100.0
定員の上限の撤廃について	問題がある	218	75.7	83	78.3	128	74.9	5	83.3	2	40.0	66	82.5	62	68.1
	問題があるがやむを得ない	46	16.0	12	11.3	32	18.7			2	40.0	12	15.0	20	22.0
	問題なし	12	4.2	3	2.8	7	4.1	1	16.7	1	20.0	1	1.3	6	6.6
	わからない	12	4.2	8	7.5	4	2.3					1	1.3	3	3.3
		291	100.0	106	100.0	174	100.0	6	100.0	5	100.0	80	100.0	94	100.0
給食の外部搬入の容認について	問題がある	219	75.3	79	74.5	134	77.0	2	33.3	4	80.0	70	87.5	64	68.1
	問題があるがやむを得ない	42	14.4	16	15.1	25	14.4	1	16.7			7	8.8	18	19.1
	問題なし	13	4.5	2	1.9	7	4.0	3	50.0	1	20.0	1	1.3	6	6.4
	わからない	17	5.8	9	8.5	8	4.6					2	2.5	6	6.4
		287	100.0	105	100.0	171	100.0	6	100.0	5	100.0	80	100.0	91	100.0
施設の面積基準の緩和について	問題がある	214	74.6	76	72.4	131	76.6	4	66.7	3	60.0	68	85.0	63	69.2
	問題があるがやむを得ない	46	16.0	14	13.3	30	17.5	1	16.7	1	20.0	11	13.8	19	20.9
	問題なし	10	3.5	4	3.8	4	2.3	1	16.7	1	20.0			4	4.4
	わからない	17	5.9	11	10.5	6	3.5					1	1.3	5	5.5

単位：園，％

		全体		運営主体別								社会福祉法人・所在地別			
				公営（市町村営）		社会福祉法人		学校法人		その他		札幌市内		それ以外	
		267	100.0	88	100.0	169	100.0	5	100.0	5	100.0	78	100.0	91	100.0
新システムなど「改革」が進む中での今後の職員配置	正規職の枠を維持する	110	41.2	32	36.4	73	43.2	2	40.0	3	60.0	33	42.3	40	44.0
	非正規職の枠を増やす	19	7.1			19	11.2					8	10.3	11	12.1
	まだよくわからない	138	51.7	56	63.6	77	45.6	3	60.0	2	40.0	37	47.4	40	44.0
		310	100.0	120	100.0	179	100.0	6	100.0	5	100.0	82	100.0	97	100.0
最近の保護者や子どもにみられる状況（複数回答可）	ア．養育困難な保護者が増えている	195	62.9	72	60.0	120	67.0	2	33.3	1	20.0	54	65.9	66	68.0
	イ．保護者の間に就労不安定・低所得という問題がみられる	216	69.7	75	62.5	132	73.7	5	83.3	4	80.0	60	73.2	72	74.2
	ウ．一人親世帯が増えている	229	73.9	89	74.2	130	72.6	5	83.3	5	100.0	57	69.5	73	75.3
	エ．子どもの貧困の問題が生じている	53	17.1	16	13.3	36	20.1			1	20.0	19	23.2	17	17.5
	オ．育児不安や育児ストレスに悩む保護者が増えている	184	59.4	69	57.5	109	60.9	3	50.0	3	60.0	55	67.1	54	55.7
	カ．虐待・ネグレクトのケース（疑わしいケースも含む）が増えている	114	36.8	46	38.3	63	35.2	2	33.3	3	60.0	32	39.0	31	32.0
	キ．アレルギー児・障がい児など特別のケアが必要な子どもが増えている	252	81.3	98	81.7	143	79.9	6	100.0	5	100.0	67	81.7	76	78.4
		315	100.0	123	100.0	180	100.0	7	100.0	5	100.0	83	100.0	97	100.0
保育士の負担と関わっての、ここ数年の職場の状況（複数回答可）	ア．新「保育所保育指針」の導入で保育士の業務が増え、負担が増している	196	62.2	74	60.2	117	65.0	2	28.6	3	60.0	60	72.3	57	58.8
	イ．保育日誌など書類作成業務がさらに煩雑となり、負担が増している	207	65.7	78	63.4	122	67.8	3	42.9	4	80.0	56	67.5	66	68.0
	ウ．事務作業を行なう時間がないため、持ち帰り仕事が増えている	178	56.5	78	63.4	97	53.9	1	14.3	2	40.0	38	45.8	59	60.8
	エ．保育士全体のスキルアップ・教育訓練が必要だが、時間・財源・人手等の確保が困難	223	70.8	90	73.2	125	69.4	7	100.0	1	20.0	56	67.5	69	71.1
	オ．保育士の身体面や精神面での疾患・問題症状（腰痛やメンタル不全・うつなど）が増えてきた	86	27.3	33	26.8	52	28.9	1	14.3			27	32.5	25	25.8
	カ．保護者からの理不尽な苦情あるいは無理な注文等で、疲弊する保育士が増えてきた	130	41.3	48	39.0	80	44.4	1	14.3	1	20.0	42	50.6	38	39.2
	キ．正規を希望していながら長期で非正規のまま働く職員の間に意欲の低下や不満等がみられる	68	21.6	29	23.6	39	21.7					18	21.7	21	21.6
		305	100.0	117	100.0	177	100.0	6	100.0	5	100.0	80	100.0	97	100.0
ここ数年での、全体としての保育士の負担の増減	非常に増している	89	29.2	38	32.5	49	27.7	2	33.3			26	32.5	23	23.7
	増している	162	53.1	64	54.7	92	52.0	1	16.7	5	100.0	41	51.3	51	52.6
	軽減されている	7	2.3	2	1.7	5	2.8					1	1.3	4	4.1
	どちらともいえない	47	15.4	13	11.1	31	17.5	3	50.0			12	15.0	19	19.6

資料3　保育園アンケート調査票

資料回答は、貴園のことに限定してお答えください。回答の方法は、該当する丸数字に、原則として１つだけ○をつけてください。但し、複数回答可の設問もあります。お答えづらい設問もありますが、分析は統計的な作業を行います。どうぞありのままをお答え願います。

資料3

■貴園の概要についてお聞きします。

問１　貴園の運営は次のどれにあてはまりますか。
①公営（市町村営）　②社会福祉法人　③学校法人　④その他（＿＿＿＿＿＿＿＿）

問２　貴園の所在地（振興局）は
①札幌市内　②札幌以外の石狩　③渡島　④檜山　⑤後志　⑥空知　⑦上川
⑧留萌　⑨宗谷　⑩オホーツク　⑪胆振　⑫日高　⑬十勝　⑭釧路　⑮根室

問３　貴園の所属する法人が保有する保育園数は　①１園のみ　②複数園⇒（　　）園を保有

問４　貴園の事業年数は次のどれにあてはまりますか。
①10年未満　②10～15年未満　③15～20年未満　④20～25年未満
⑤25～30年未満　⑥30～35年未満　⑦35～40年未満　⑧40年以上

問５　貴園の開所時刻から閉所時刻は（延長保育を含む）
（Ａ）平日（月～金）は　（＿＿：＿＿）　から　（＿＿：＿＿）　まで
（Ｂ）土曜日は　（＿＿：＿＿）　から　（＿＿：＿＿）　まで

問６　貴園の定員数と、2010年10月１日現在の実際の人数を教えてください。
定員数は　（＿＿＿＿）　人で、現在の実際の人数は（＿＿＿＿）　人

問７　特別保育事業のうち、貴園で行っている全てに○をつけてください。

ア．延長保育　イ．休日保育　ウ．一時保育　エ．乳児保育　オ．障害児保育　カ．夜間保育
キ．地域子育て支援センター　ク．保育所地域活動・補助金あり　ケ．保育所地域活動・補助金なし

問８　貴園における障がい児についてお聞きします。
障がい認定を受けている子は　（＿＿＿＿）　人で、その他に「気になる子」は　（＿＿＿＿）　人

問９　貴園における2010年10月１日時点の待機児童数は何人ですか。
①いない　②いる　⇒　（＿＿＿＿）　人　③わからない

問10　貴園では、給食の外部搬入を行なっていますか。
①行なっていない（自園調理）　②行なっている

問11　2010年４月１日時点での子どもの数を年齢別に教えてください。

０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児
人	人	人	人	人	人

■貴園の保育士・労務管理等についてお聞きします。

問１　貴園の総職員数は何人ですか　（＿＿＿＿）　人

問２　そのうち、「保育士」の人数について、（Ａ）全体と男女別の人数、（Ｂ）年齢別人数、（Ｃ）雇用形態別の人数の、それぞれについて教えてください。

（Ａ）全体の人数と男女別人数

保育士全体	男性	女性
人	人	人

（Ｂ）年齢別人数

２０代	３０代	４０代	５０歳以上
人	人	人	人

（Ｃ）雇用形態別人数

a)正規保育士	b)フルタイム型非正規保育士	c)パートタイム型非正規保育士	d)派遣保育士
人	人	人	人

注：a）正規保育士とは、雇用期間に定めのない正規の保育士。
b）フルタイム型非正規保育士とは、有期雇用契約を結び、正規保育士と同じ労働時間の保育士。いわゆる準職員、臨時職員など。
c）パートタイム型非正規保育士とは、有期雇用契約を結び、労働時間が正規にみたない保育士。いわゆるパートタイマーなど。
d）派遣保育士とは、人材派遣事業所から派遣されている保育士。

問３　平成２１年における、保育士の年収（税込み）の分布を、（Ａ）正規保育士と（Ｂ）フルタイム型非正規保育士のそれぞれについて、教えてください。

	150万円未満	150～199万円	200～249万円	250～299万円	300～349万円	350～399万円	400～449万円	450万円以上
正規	人	人	人	人	人	人	人	人
フルタイム型非正規	人	人	人	人	人	人	人	人

問４　貴園におけるフルタイム型非正規保育士のことについてお聞きします。

１）貴園では、フルタイム型非正規保育士の勤務年数に上限をもうけていますか。
①もうけている ⇒ （＿＿＿＿＿＿） 年　②とくにもうけていない

２）貴園では、フルタイム型非正規保育士から正規保育士に登用された保育士はいますか。
①現在はいない（０人）　②いる⇒ （＿＿＿＿＿） 人

問５　貴園では、出産・育児休業後も、出産前と同じ条件で働き続けている保育士はいますか。
①現在はいない（０人）　②いる⇒（　　）人

問６　民間の保育園に限ってお聞きします。貴園の、平成２２年度における「民間施設給与等改善費加算率」は次のどれですか。
①４％　②８％　③１０％　④１２％

■事業運営等の状況や、いわゆる「子ども・子育て新システム」についてお聞きします。

問１　貴園の、平成２１年度（２００９年度）における、（Ａ）総収入、（Ｂ）総収入に対する人件費総額について、それぞれ教えてください。

（Ａ）総収入（保育所運営費、補助金、雑収入など）　＿＿＿＿億＿＿＿＿万円

（Ｂ）人件費総額（給与、労働保険、社会保険料を含む）　＿＿＿＿億＿＿＿＿万円

問２　いわゆる「子ども・子育て新システム」が国から提示されました。「利用者と事業者の間の直接契約方式」「株式会社やＮＰＯなど多様な事業主体の参入」「幼稚園・保育所の一体化」など多くの論点があります。こうした「新システム」の内容についてどう評価していますか。

①非常に問題が多い　②問題がある　③問題点もあれば評価できる点もある
④評価できる点が多い　⑤よくわからない

【その評価について具体的に】

自由記述①

問３　政府は、（Ａ）保育所の定員の上限の撤廃、（Ｂ）給食の外部搬入の容認、（Ｃ）面積基準の緩和を実施してきました。これらについてどう評価していますか。評価の理由等も教えてください。

	問題がある	問題があるがやむを得ない	問題なし	わからない
Ａ．定員の上限の撤廃について	①	②	③	④
Ｂ．給食の外部搬入の容認について	①	②	③	④
Ｃ．施設の面積基準の緩和について	①	②	③	④

【その理由等について】

自由記述②

問４　「新システム」など保育制度をめぐる「改革」がさらに進められようとしている中で、貴園では、正規職員の人数枠を維持する予定ですか、それとも非正規職員枠を増やす予定ですか。
①正規職の枠を維持する　②非正規職員の枠を増やす　③まだよくわからない

【その理由など】

自由記述③

■最後に、保育現場の状況や、保育士の負担の動向などについてお聞きします。

問１　最近の保護者やその子どもにみられる状況について、あてはまる全てに○をつけてください

ア．養育困難な保護者が増えている
イ．保護者の間に就労不安定・低所得という問題がみられる
ウ．一人親世帯が増えている
エ．子どもの貧困の問題が生じている
オ．育児不安や育児ストレスに悩む保護者が増えている
カ．虐待・ネグレクトのケース（疑わしいケースも含む）が増えている
キ．アレルギー児・障がい児など特別のケアが必要な子どもが増えている

問２　保育士の負担と関わって、ここ数年の職場の状況として、あてはまる全てに○をつけてください。

ア．新「保育所保育指針」の導入で保育士の業務が増え、負担が増している

イ．保育日誌など書類作成業務がさらに煩雑となり、負担が増している

ウ．事務作業を行なう時間がないため、持ち帰り仕事が増えている

エ．保育士全体のスキルアップ・教育訓練が必要だが、時間・財源・人手等の確保が困難

オ．保育士の身体面や精神面での疾患・問題症状（腰痛やメンタル不全・うつなど）が増えてきた

カ．保護者からの理不尽な苦情あるいは無理な注文等で、疲弊する保育士が増えてきた

キ．正規を希望していながら長期で非正規のまま働く職員の間に意欲の低下や不満等がみられる

問３　ここ数年で、全体として保育士の負担は増していますか、それとも軽減（改善）されていますか。

①非常に増している　②増している　③軽減されている

④非常に軽減されている　⑤どちらともいえない

【負担等の内容について具体的に】

自由記述④

最後に、保育現場が抱えるご苦労や改善課題、国・道・自治体への要求などご自由にご記入ください（Ａ４の様式であれば、パソコンを使ってご記入・ご自作いただいても構いません）。調査票と一緒に同封のうえお送りください。

お忙しいところ本当に有り難うございました。

＜以下、自由回答・記述のスペースとしてお使いください＞

自由記述⑤